

義昭後流寓和泉。紀伊播磨終依毛利氏。居輒津。信長遣秀吉攻毛利氏。自將繼之。途爲其下所殺。而羽柴氏遂代織田氏。十二年。秀吉自冀爲征夷大將軍。故事。征夷大將軍非源氏不可拜。秀吉因是欲冒足利氏。請義昭曰。公養吾爲子。吾封公以大國。安富尊榮以終其身也。如何。義昭賤之。斥而不許。曰。吾雖命窮矣。猶八幡公等持公之苗胤也。計安逸而汗祖先。吾則恥之。秀吉不能強焉。十六年。義昭削髮。慶長二年。八月。義昭薨。官至權大納言從三位。及此。詔贈准三宮。

【流寓】音リウケウ。あちらこちらと移轉して假住居すること。【毛利氏】右馬頭輝元。【輒津】備後に在り。途爲其下所殺。信長自ら將として毛利氏を攻めんと出立せし途中に、家來の爲めに弑せらる。下とは明智光秀を指す。光秀は、信長の部下の將なり。冀氏を名乗ること也。【安富尊榮】安穩富有にして官位尊く子孫繁榮すること。【斥】しりぞく。【八幡公】源義家。【等持公】足利尊氏。尊氏は等持院又は長壽寺と稱す。【苗胤】音ベウイン。末孫。【安逸】安穩逸樂。【汗】けがす。辱しめる。【強】しよふ。無理に押し附ける。【慶長】後陽成帝の時の年號。

義昭は、その後、和泉、紀伊、播磨などに、あちらこちらと飄泊して假住居して居つたが、仕舞には毛利氏にたよつて、輒津に居つた。信長は、秀吉を派遣して毛利氏を攻めさせて、やがて自分で大將となつて、後から繼いで出掛けたが、その途中で、その家來明智光秀の爲めに殺されて仕舞つた。さうして、羽柴氏が、とうく、織田氏に代つて、天下の政治をするやうになつた。天正十三年に、秀吉は、自ら征夷大將軍乗りたいたいと思つたが、これまでの先例では、征夷大將軍は、源氏でなければ拜命することが出来ないので、秀吉は、それ故に、足利氏を名は富有で、身分は尊く、子孫は繁榮で、一生を終られるやうに致しましやうが、如何ですかと曰つた。すると、義昭は、之を賤しんで、拒絶しうとて、素生も分らぬ者を養子などにして、祖先の家を辱しめるやうな事を致すのは、吾は、恥かしくて、出来ないのであると曰つた。秀吉は、それを無理に勧めることは出来なかつた。十六年に、義昭は、髪を剃つて坊主姿となつた。慶長二年の八月に、義昭は薨去した。その官位

は權大納言從三位にまで至つた。薨去するに及んで、詔して准三宮を送られた。

義氏亦卒于關東。卒而無後者九歲。羽柴氏東伐。求足利氏後。得基賴孫國朝。立爲義氏之後。居下野喜連川。給五千石。呼喜連川公方。義榮之後居阿波平島。呼平島公方。初義榮之父義維。爲義植所養。生義榮及義助。義助生義種。義種以後世賓于阿波。此兩家與細川。上杉二氏。皆存至今。其居平島者。世稱又太郎。仍尊氏故事也。居喜連川者。世任左兵衛督。仍直義基氏故事也。而喜連川在足利氏故國。及德川氏定天下。特以賓禮遇之。

【羽柴氏東伐】天正十八年に、秀吉、北條氏を小田原に伐ちしを指す。【國朝】左兵衛督。國朝が義氏に於けるは、從祖父兄弟なり。例による也。【仍直義基氏故事】直義と基氏とは、竝に左兵衛督に任ぜられし也。【賓禮】客分の取扱ひ。

義氏も亦關東に於て死んだ。義氏が死んでから跡嗣の無かつたこと凡そ九年であつたが、羽柴氏が、東に向つて征伐に出かけた時に、足利氏の後裔をさがし出して、基賴の孫の國朝と云ふ者を得て、立て、義氏の相續者とし、下野の喜連川に居らしめて、五千石を與へ、喜連川公方と稱した。義榮の子孫は、阿波の平島に居つたが、これをば平島公方と呼んだ。初め、義榮の父の義維は、義植の養子となり、義榮と義助とを生んだ。義助は義種を生んだ。義種より後は、代々、阿波の整須賀氏に客分となつて居つた。此兩家と細川、上杉の二氏とは、いづれも皆、跡が絶えずして、今日に至つて居る。その平島に居る者は、代々、又太郎と稱して居るが、これは尊氏に由つたものである。喜連川に居る者は、代々左兵衛督に任ぜられたが、これは直義、基氏の先例に由つたものである。さうして、喜連川は、足利氏の本國たる下野に在るので、由緒が深いから、徳川氏が天下を平定するに及んで後は、特別に、客分の取扱として、之を待遇した。

外史氏曰。源氏者。攘王土以搜王臣者也。足利氏者。奪王土以役王臣。



は如何なる譯であるか。それは外ではない。將士どもの力が微弱にしてたやすく抑へ付けられ、して又、守護地頭を任免したり置きかへたりする權力は、いつでも源氏の手中に在つたからである。然るに、足利氏に至つては、將士どもに與ふるに豐饒なる土地を以てし、之に授くるに、澤山の人民を以てして、その勢は、此土地と此人民とを以て叛亂を起すに足るだけであつて、そして又之を子孫代々に相續せしめて、その根據は、堅くかたまつて、抜き取る事の出来ない様になつた。されば、どうして、前以て其萬一の事變を防ぐことの手段が無くて、叶はうか。しかるに、又、たゞ思慮も無く、土地を割き與へて、やゝもすれば、一姓をして三四國に跨つて之を領有することを得しめ、甚しきに至つては、日本國中の六分の一を領有して居つて、之を制することが出来なかつた。又、鎌倉に基氏等を封じたことなどは、室町と相並んで、二人の主君がある如くに致したもので、とうとう、その子孫どもは、互に猜疑互に滅ぼさうとし合ふやうなことに立ち至つて、仕舞には、とうとう、鎌倉は上杉氏に倒されて仕舞ひ、室町は細川氏に弱められて仕舞つた。これ等は、皆、古語に謂はゆる、鳥獸の尾が大きい過ぎるときは之を自由に振りまはすことが出来ず、草木の枝葉が餘り大きい過ぎるときは裂け折れると云ふものである。

然其爲之者有故焉。彼其計奪王家中興之業。故濫賞修封。務充其欲。不復計其後。以苟取天下。天下已集矣。而不可裁抑。一有所問。裂眦而起。無足怪者。充彼之欲。以濟我之私。彼知我私。而以其功邀於我。我何以制之哉。蓋足利氏。以土地人民。餌天下之豪俊。而不能掣之。并其餌而失之。亦可哀矣。故彼急於取天下。而爲苟且攫竊之計者。未有不貽禍於子孫者。足利氏。宗族君臣。更相屠戮。十二世之久。而殆無寧日者。豈非由其篡奪之報也哉。後之爲人臣者。亦可以知懼矣。

【王家中興之業】……後醍醐帝の建武中興の事業。濫賞……みだりに過分なる恩賞を與ふること。【修封】……音シホウ。過分なる領地を與ふること。修は泰なり、過なり。【已集】……已に成就する。集は成る也。【裁抑】……音サイヨク。裁は節なり、抑は損なり。ほどよく抑へつけること。【一有所問】……一たび、足利氏から將士に對して、何事か聞き糺し吟味することでもあるときは。【裂眦】……まなじりをさく。目じりの裂くるほど眼をむき出して怒る。【無足怪者】……何も不思議とすべき事では無い。【濟】……なす。【豪俊】……多くの人よりも勝れたる豪傑ども。【掣】……音セイ。引き附けて居つて自由にさせぬこと。牽掣する。掣は一に製に作る。【苟且攫竊】……音コウシヨクワクセ

ツ。かりそめにつかみ取る。後世子孫などの事をば思はず當座のつかみどり也。貽禍……禍をのこす。【更】……たがひに。【寧日】……無事なる日。【篡奪之報】……中興の王業を奪ひ取りし惡逆のむくい。篡は音サン。一に盜に作る。然れども、足利氏がかやうな事を爲したのは、さうせねばならぬ譯のあつた事である。彼れ足利氏は、後醍醐帝の建武中興の王業を奪ひ取らうと巧んだのであるから、それ故に、少しばかりの軍功があるときは、むやみに過分なる褒美を與へ、むやみに過分なる領地を與へて、骨折つて、將士どもの怨望を満足させるやうにして、その後の事などは、どうでも善いとして、最早考へもせず、それでいて、兎に角天下を取つたのである。天下は、もはや其手に入りはしたけれども、さて、將士どもをば程よく抑へ付けることが出来なかつたので、一たび、足利氏から將士に對して何事か責問することもあるときは、將士どもは、目じりの裂けるほど眼をむき出して怒つて、起つて事を擧げるに至つたのも、格別不思議とするに足らぬ事である。彼れ將士どもの怨望を満足させて、それで、足利氏が自分の私事を成したのちであるから、彼れ將士どもは、こちらの私事を善く知つて居つて、そして、其手柄を以て、こちらに向つて賞與を要求するものであれば、こちらでは、如何して之を抑へ付けて行くことが出来やうぞ。大體、足利氏は、土地と人民とを餌として、天下の豪傑どもを釣りに寄せておられるが、さて、之を引つ張り付けて自由にさせぬやうにすることが出来ずして、折角釣り寄せた天下の豪傑どもを失つたのみならず、その土地人民といふ餌をも合せて、之を失つたのである。これ亦氣の毒千萬な事である。それ故に、彼の、天下を取らうとするこゝばかりに焦アセつて、かりそめに當座のつかみ取の計略をなす者は、禍を子孫に遺して置かぬ者とは無いのである。されば、足利氏が一族君臣の間に於て、相互に殺し合ひ、十三世の久しい間に、殆んど一日として無事な日の無かつたのは、これは、なんと、彼れ足利氏が建武中興の王業を奪ひ取らうとした應報から來た事では有るまいか。後世の人臣たる者は、亦、これを以て、懼れ戒しむべきであることを知るべきことである。

或曰。將家禮制。概成於義滿之時。而有可憾者。夫行天子事。而謂之將軍。已爲不稱。而爲之下者。受封將家。而班爵王朝。又爲不順。使義滿有學有術。參酌古今。創立官爵。已下天子一等。除王朝公卿之外。天下萬姓盡爲其臣。豈不善哉。

【將家禮制】……將軍家の儀式制度。【禮】……うらむ、殘念に思ふ。【不稱】……不釣合。名と實とが相當らぬを云ふ。【受封將家】……領地をば將軍家より貰ひ受ける。【班爵王朝】……位階は朝廷から賜はつて、朝廷の座列による。【不順】……筋道の立たぬこと。【術】……手腕。手段。【參酌古今】……古今の制度を都合善く取り合はす。參は、度る也、酌は用ふる也。【創立】……新しくこしらへる。【天子の爲すべき事を行つて居りながら、其名は將軍と云ふのは、名と實との釣り合はぬ事である。そして、將軍の臣下たる者は、領地を

は、將軍家から貰ひ受けて、位階をば朝廷から賜はるのは、これ又、筋道の立たぬことである。されば、若し義満をして學問あり手腕あつて、古今の制度を都合善く取り合せて用ひて、新に官職位階をこしらへて、自分は天子より下ること一等、即ち天子の次位に在るものであつて、朝廷の公卿を除くの外、天下の萬民は殘らず皆その臣下となると云ふ様に致させたならば、つまり、名と實とが釣り合ふことになつて、と善いことでは無いか、と曰ふものがある。

外史氏曰。噫是助足利氏爲虐者也。夫天下有名有實。昔我王家統馭海内。食租衣稅。而以爵秩酬功勞。當是時。名實之權。竝在朝廷。及於其後。有盜其名而敗者。平將門是也。有竊其實而成者。源賴朝是也。有欲并其其名實而兩失之者。則足利氏是已。夫將門未定八州。而先擬帝皇。天誅不旋踵。賴朝乃請守護之設。分取天下兵食。而其號則不過曰追捕使。若曰既充其腹。何必華其服。及尊氏奪中興之業。尺地一民。莫非其有。而朝廷徒擁虛器。不徒分取之也。然名分所在。不可踰越。故擁戴北朝天子。而已以上將宰天下。猶源氏之故焉。至於義滿。驕侈跋扈。僭擬乘輿。通信外國。稱日本國王。分舊臣門族。以倣攝籙清華。豈非欲并有名實哉。朝廷擬其贈號。以太上天皇。雖無稽之甚。貽笑千古。而義滿素心所蓄。亦可以見矣。其早世不終志。可不謂我邦之幸也。而或者憾之。何哉。

【虐】音ギヤク。惡虐、甚しく道に背くこと。【統馭】音トウギョ。馭は御なり。すべく、つて支配する。【食租衣稅】音シクシユイセウ。租稅によつて衣食する。租稅を取り立て、それを衣食にあて、生活する。【爵秩】音シヤクチツ。官爵と秩祿、即ち職位と知行。【酬】音チウ。むくゆる、返禮する。【擬】音ギ。眞似する。【不旋踵】音フセンチュウ。くびすをめぐらさず、かゝとを向けかへる間、無く、時を遷さざるを云ふ。【分取天下兵食】音ブンクテッテッ。天下の軍事に關する權だけを分けて取る。兵は軍兵、食は兵糧なり。【既充其腹】音キチウキフ。十分に食うて満腹する。實權を得るに喩ふ。【華其服】音カキフク。其衣服を立派にする。高位高官に喩ふ。【擁虛器】音ユウキョウキ。天子といふ名ばかりにて其實なき空虚なる器物をか、へて居る。【名分】音メイブン。名義分限。【上將】音ジョウ。大將軍。【宰】音サイ。處置する、きりきりして治める。【故】音コ。故例、先例。【跋扈】音ハツコ。威張り散らす。飛びはねる。【僭擬】音ケンギ。分限を越えて上の眞似する。【外國】音ゴク。外國をさす。【分舊臣門族以倣攝籙清華】音ブンキウシンモンゾクイニカフセツリョウセイカ。以て朝廷の五攝家七清華に倣ふ也。攝籙は音セツロク、五攝家を云ふ。五攝家とは、九條、一條、近衛、鷹司なり。清華とは、七清華にて、即ち轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、徳大寺、西園寺、久我の七家をいひ、後には醍醐、廣幡の二家を加へて九家となれり。これ攝家に次ぐの家柄なり。【擬】音ギ。あてがふ。【無稽】音ムケイ。何等の根據もなきつまらぬこと。あてことも無きこと。【素心】音ソシン。下地からの心。【所蓄】音ショキョク。かねて腹の底に持つて居ること。【不終志】音フシウシ。名實兩ながら有つの志望を成就せぬこと。

外史氏、前述の或る人の説を批判して曰く、あゝ、これは、實に足利氏に加擔して惡虐非道な事をしやうとする者である。一體、天下には、名と實と兩方あるものである。昔、我が國の皇室は、天下中を統べ治めて支配遊ばされ、人民から納むる租稅によつて衣食せられ、そして、官位と俸祿とを以て功勞ある臣下に報いられたものであつた。この時に當りては、名と實との權力は、いづれも、朝廷に在つたものである。其後に及んで、其名だけを盗んで失敗した者がある、それは平將門である。其實だけを盗んで成功した者がある、それは源賴朝である。其名と實とを兩方ともに取らうとして兩方ともに失つた者がある、則ち足利氏が是れである。一體、將門は、未だ關東八州をも平定せざるうちに、先づ天子の眞似をしたが、天誅立ちどころに至つて、滅亡して仕舞つた。賴朝は、そこで、守護職といふ者を新設することを請願して、天下の軍兵糧食に關する權力だけを分けて取つたが、しかし、その名は、總追捕使といふに過ぎなかつた。これは、既に飽く程其腹に食物を詰め込んだならば、何も其衣服を立派にするには及ばぬと曰つたやうな譯である。尊氏が、建武中興の王業を奪ひ取るに及んで、一尺ほどの土地といへども、一人の民といへども、皆、足利氏の所有でない者はなく、そして、朝廷は、たゞ實のない名目だけを抱いて居られたのであるから、足利氏は、たゞ兵食の權だけを分けて取つたと云ふだけの事では無いのである。然れども、名義分限といふものが存在して居つて、之を飛び越えることは出来ないものであるから、それ故に、足利氏は、北朝の天子をより立て、君と戴いて、そして自分は、征夷大將軍の官職を以て、天下の政治を支配して居つたことは、丁度、源氏の先例の如くであつた。然るに、義滿に至つては、驕傲奢侈で威張り散らして、身分を越えて、天子様の眞似をなし、外國と交際しては、日本國王など、稱し、舊臣や一族の者どもを分ちて、三管領、四職、七頭など、云つて、朝廷の五攝家、七清華の眞似をなした。これ等の事は、なんと、名實ともに併せ有たうと思ふのでは有るまいか。義滿が死んでから、朝廷にては、太上天皇の尊號を以て之に贈らうと致されたのは、まことに無分別の甚しきことで、笑を千歳に殘したのであるが、けれども、義滿が平生の心の内に蓄へて居つたことが、それに付けても、分るのである。義滿が早く死んで、その志望を遂げることが出来なかつたのは、我が日本國の幸と謂はないわけには行かぬ。然るに、或る人が、之を遺憾とするのは、如何なる譯であるか。

昔者孔子愛告朔之餼羊。王室既喪其實矣。賴有其名耳。而今又欲舉而

禡之是助足利氏爲虐者也。晉以侯而宰周之天下。霍氏以大將軍而宰漢之天下。自古有之。是亦可矣。不必別撰名號以稱其實也。且夫自公侯至輿僮。以次相僕役而莫非王臣者。何爲不順哉。饒令新建爵號。猶平新皇之爲耳。豈能如千歲因襲之名。在民耳目。足以服其心邪。假使足利氏如或者之說。吾知其不能一日居也。

【昔者】……むかし。【愛告朔之饗羊】……饗は音キ。いけにえ也。論語の八佾の篇に、子貢欲去告朔之饗羊。子曰、賜也、爾愛其羊、我愛其禮。とあるを云ふ。昔は天子より、年々十二月に、明年十二箇月分の曆を諸侯に頒たる。なり。諸侯は之を祖先の廟に藏め置きて、毎月の朔日に、一匹の羊を供へて、月の朔日なることを告げて、其月の曆を受けて、國內に示すなり。之れを告朔の饗羊と云ふ。然るに、魯は文公の時より、告朔の儀式をば行はずして、只其羊を備ふるのみなりければ、子貢は、いけにえの羊を殺すことは無益なればとて、之を止めたく思ひしに、孔子のいはる、やう、賜よ、汝は其羊一匹を殺すことを惜めども、羊を供ふるだけにて、また其禮の形式は残りたり、若しそれまでも止めたならば、禮は全く跡形もなくなるべし。我は、其禮のなくなることを惜むが故に、せめては之を存し置きたく思ふなり。といはれし也。こゝにては、その實は無くとも、其名だけに存すれば、また興復する時期もあるべきが故に、その名も甚だ大切なりとの意に用ひられたる也。【賴】……さいはひに、恃となる事はとの意。【禮】……うばふ、奪ひ取る。【晉以侯而宰周之天下】……晉は諸侯でありながら周の天下を支配した。周の襄王が母弟子帶の難を避けて出で、鄭に居る。晉の文公、王を周に復歸せしむ。王遂に文公を伯となす。これより以後、文公は諸侯に覇となつて、周の天下を左右せしを云ふ。事は左傳の僖公二十八年の條に詳なり。【霍氏以大將軍而宰漢之天下】……前漢の霍光は大將軍でありながら漢の天下を支配した。霍光は、字を子孟といひ、武帝に事へて功勞あり、その遺詔によりて幼主昭帝を輔け、大將軍を以て攝政となり、昭帝、宣帝の二代の間、天下の萬機を掌りしなり。【稱】……かなふ。【輿僮】……音ヨタイ。輿かき、下郎など、云ふが如し。鄙賤なる者の稱。左傳の昭公七年の條に、人有三等、下所以事上、上所以共神也。故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣輿、輿臣隸、隸臣僕、僕臣臺、馬有圉、牛有牧、以待百事。とあり。僮は臺と同じ。【僕役】……家來としてこき使ふ。【平新皇】……平將門の僭號。【千歲因襲之名】……古來より用ひ續けし名號。【在民耳目】……萬民の耳に聞きなれ、目に見なれて居る。

昔、孔子は、その實は全く無くなつて仕舞つて、唯わづかに残つて居る告朔の祭に供へる犧牲の羊を大切に致されたことがある。今や、朝廷は、もはや、其實權を失つて仕舞つて、唯恃とすべきは、其名があるばかりである。然るに、今、又、其名をも残らざるを奪ひ取らうとするのは、これ足利氏に加擔して惡逆非道をしやうとする者である。晉は諸侯でありながら周の天下を支配した。霍氏は大將軍でありながら漢の天下を支配した。かやうな事は昔から有ることであつて、これでも宜しいので、何れも是非とも別に官號などを撰んでして其實と釣り合ふやうにせねばならぬといふ筈は無いのである。その上、上は公侯から下は微賤なる奴輩に至るまで、順序を逐うて、上たる者が下たる者を使ふけれども、それでも、皆、天子の臣民で無い者は無いから、封を將軍に受け、爵を朝廷に班したとて、何れも筋道の立たぬといふ事は無いのである。又、たとひ、新に爵號を設けたところで、それは平新皇の仕草の様なもので、どうして、古來より用ひ續けた名號が、人民の耳に聞きなれ目に見なれて居つて、其心を服するに足つて居るやうな事が出来やうぞ。もし足利氏をして、ある人の説の如く官爵を創立せしめたとしても、われは、足利氏が一日でも其位地に安んじて居ることの出来ぬ事を、承知して居るのである。

余謂、足利氏之欲并有名實也。於其自處已爲失義。而於其事上御下之際。又有失計焉者。何以謂之。夫我已有其實。而貽天子以虛器。是擁虛器者耳。何必介介然扶北而擠南。唯夫扶北而擠南。是故天下囂然。莫或寧一。而其分舊臣門族也。所謂三管領。皆據大封者也。既與之以土地人民之富。而又假之以官號之崇。授之以權柄之要。是奚異傅虎以翼歟。應仁之亂。是其所由起焉。而終致上將亦擁虛器。同於王室。其極也。并其位號而喪之矣。豈非計之失者哉。

【自處】……自分を處置する、自分を取り扱ふ。【貽】……のこす。【介介然】……音カイカイゼン。こせくとして細小なる事を氣にかけてこたはる貌。【扶北而擠南】……北朝を扶けて南朝を押し倒す。【寧一】……安寧にして一となる。【崇】……音ソウ。尊きこと。【奚】……なんぞ。【傅虎以翼】……たゞさへ猛惡なる虎に翼をつくれば、益々制し難くなるなり。韓非子、淮南子等に見ゆる語。【上將】……征夷大將軍。【喪之矣】……この下に、一本には、是所謂兩失名實也の一句あり。

【關】余思ふに、足利氏が、名と實とを兩方共に持たうとしたのは、その自分を處置するに於ては、すでに大義を誤つて居るのであるが、足利氏が上、君に事へ、下、臣下を制御して行く上に於ても、又、計策を誤つて居るものがある。何故にかやうに申すかと云へば、一體、こちらが、已に其實を持つて居つて、そして天子には唯空虚なる器物を遣して置いたのであるから、されば、天子は、たゞ空虚なる器物を抱いて居られるだけの者であつて、何れも是非ともこせくとして北朝を扶けて南朝を押し倒さねばならぬといふ事は無い。然るを、北朝を扶けて南朝を押し倒さうとしたばかりに、それ故に、天下は、がやぐと騒がしく、安寧にして統一されて居るといふ様な事は無かつたのである。(是が、足利氏が上に對しての失策である。)そして、足利氏が、舊臣や一族の者を色々に分つたが、その中に、謂はゆる三管領は、いづれも皆、廣

大なる領地に占據して居る者である。すでに、之に與ふるに、廣大なる土地、澤山なる人民を以てした上に、又、尊貴なる官號を假し與へ、重要な權柄を授け與へたのであるから、これ、虎に翼を附けたのも同じ事である。應仁の亂は、これが本となつて起つたのであつて、そして、とうとう、將軍たる足利氏も亦、空虚なる器物を抱いて居ること皇室と同じ様に成つて仕舞ひ、その最後に於ては、其位階官號を罷せて之を失つて仕舞ふに至つた。これが、足利氏が下に對する失策である。これ等は、まことに、計策の上に於ても誤つて居る者では無いか。

# 日本外史講義卷之九終

# 日本外史講義卷之十

賴襄子成原著

興文社編輯所講義

足利氏後記

後北條氏

外史氏曰。制馭天下。莫善於形勢。苟失形勢。不致分裂者鮮矣。昔在文武。因山海形便。以分七道。而王畿居中。桓武定鼎平安。四方環嚮。蓋亦盛矣。然王政之衰。方隅稍有竊據。不可制者。雖或速就討滅。而天下之勢漸趨分裂。以馴致鎌倉之霸。自是以還。關東形勢常雄天下。而京畿莫之能勝。余嘗歷遊東西。考其山河所起伏。以爲我邦地脈自東北而來。漸西漸小。譬之人身。陸奧。出羽。其首也。甲斐。信濃。其脊也。關東。八州。及東海諸國。其胸腹。而京畿。其腰臀也。至山陽南海以西。則股耳。脛耳。故居其腰臀。可以制其股脛。不可以制其腹脊。且平安四戰之地。天下有事。必先被兵。不

如鎌倉之獨以一面西制中原也。

【制取天下】... 馭は音ギヨ、御なり。馬を自由に使ひまはすが如く、天下を治めて自由に引きまはし取りしめる。【形勢】... 山や川の形勢、即ち國土自然のありさま。【分裂】... 國勢が分れくになる。【鮮】... 多くない。滅多に無い。【文武】... 天武天皇の孫、草壁皇子の子、人皇第四十二世。【形便】... 形勢と便利。【七道】... 東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海の諸道。【王畿】... 音リウキ。畿内。帝都附近の國々。【定鼎平安】... 帝都を京都に定め給ひし。非は支那歴代の帝王相傳の寶器にして、周の武王、殷を滅し、成王、九鼎を郊野の地に定め、以て王都となせし故に、都を定むることを、鼎を定むと云ふに至りしなり。桓武天皇延暦十三年、都を山城國葛野郡に遷したまふ、之を平安城と稱す。【環衛】... 音クワンキヤウ。四方より取り巻いて之に臨向する。【方隅】... 一方一隅、片隅の諸國。【竊據】... 音セツキヨ。土地を盗み取つて之に立て籠る。【趨】... おもむく、だんぐと其方に傾く。【馴致】... 音ジュンチ。いつとなく推し移る。おもを漸を以て至るを馴致と云ふ。【以還】... 以來、このかた。【雄天下】... 天下に於て傑出して居る。【歴遊】... 經めぐり遊ぶ。【起伏】... 高くなつたり低くなつたりする。【地脈】... 土地の脈絡。土地山川のつき具合。【首】... 首領。【脊】... 脊骨。【腰響】... こし、しり。【股】... 股。【歴】... すね。【四戰之地】... 四方から來つて攻め戦ふに都合よき土地。【中原】... 國の中央部、即ち中國を云ふ。

外史氏論じて曰く、天下を取りおさへ引きまはして、騒ぎ亂れぬやうにするには、天然の國土山川のありさまに由つて、其計畫を爲すよりも、善いものはない。苟くも、形勢の善い地を占むることが出来なかつたらば、天下の國々が分れくになる有様を致さないことは、滅多に無い。昔、文武天皇は、我が國の山や海の形勢と便利によつて、我が國を區分して、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海の七道に分たれ、そして、畿内即ち王城の在る土地が、その中央に在つた。その後、桓武天皇は、都を平安即ち京都に定められて、四方の國々は、この平安を取り巻いて之に向ひ仰ぎ尊ぶことになつた。大體、これ亦、隨分立派なことであつた。然れども、その後、朝廷の政治が追々と衰へるに至つて、あちこちの隅々には、ぼつりくと、土地を盗み取り其處に立て籠つて、之を制御することの出来ない者があつて、その中には、早速に征伐されて滅亡した者もあるけれども、天下の情勢は、だんぐに、分裂の方に傾いて、そして、いつとは無しに、鎌倉幕府が出来るまでに立ち至つた。これから以後は、關東の形勢が、いつと天下にすゑられて居つて、京都畿内は、關東に勝つことの出来たことは無かつた。余、かつて、東西の諸國を、漫遊してあるいて、その山や河が高く起きあがつたり低く伏して居る有様を考へて、思ふには、我が日本國の土地のつき具合は、東北から來つて、だんぐに西に行くに隨つてだんぐに小さくなるので、之を人の身體に譬へて見ると、陸奥、出羽はその首である。甲斐、信濃は其脊である。關東八州及び東海道の諸國は、その胸や腹であつて、京都畿内は、その腰と響である。山陽道、南海道より西に至つては、股であり、歴であるに過ぎない。それ故に、その腰や響の如き京都畿内の地に在つては、股や歴の如き南海、山陽以西を制御することは出来るけれども、その腹や脊にあたる關東諸國をば制御することは出来ない。其上に、京都は、四方から攻め寄せて來て戦ふのに都合の善い土地であつて、天下に何事か起るときは、屹度第一番に兵を破るので、とても鎌倉が、たゞ一方口で、西に向つて中國を制御して行く様なわけには行かぬのである。此點においては、京都はとても鎌倉に及ばぬのである。

至於元弘之時。能一舉取北條氏者。由海內怨畔。禍起其腹心。非能以

西勝東也。方其盛時。以鎌倉爲根本。而置府於京師。筑紫其制天下。如臂使指。而足利氏反其所爲。舍彼居此。謬矣。然亦有不得已也。彼慮於南朝。不能遠居鎌倉。故鎮以子弟。藩屏室町。而適啓爭端。又因其內訌。覆之。而室町遂自是亂矣。是其不能制馭四方。以襲王家之敗者。非失形勢之故哉。

【元弘之時】... 後醍醐帝の元弘十三年、新田義貞、義兵を擧げて、旬日にして、鎌倉の北條高時を滅せしを云ふ。【怨畔】... うちみそむく。【禍起腹心】... 災難が我が腹とも胸とも頼みし大切な處から起つた。北條氏を亡せし新田氏も足利氏も、ともに北條氏に隸屬せし者にして、又、その起りし土地も關東の上野、下野なりしを云ふ。【盛時】... 北條氏の盛んな時。【置府於京師筑紫】... 兩六波羅府を京都に置き、鎮西探題府を筑紫に置きしを云ふ。【如臂使指】... 自由になることに喩へたる也。【舍彼居此】... 鎌倉に居らずして京都に居る。【謬】... あやまる。【鎮以子弟】... 基氏を鎌倉に封ぜしを云ふ。【藩屏】... 音ハンヘイ。垣と屏。籬となつて防禦護衛する。【適】... たまぐ。まさしに、その事が丁度。【啓爭端】... 室町と鎌倉とが争を始める導となる。【內訌】... 音ナイコウ。内亂、内輪喧嘩。足利持氏が上杉憲實と隙ありしを云ふ。【襲王家之敗】... 帝室の失敗の跡を繼ぐ。朝廷が武人の爲めに政權を奪はれしが如く、足利氏もまた部下の將士のために政權を奪はれしを云ふ。家は一に室に作る。敗は一に禍に作る。

及其季世。七道豪傑互相吞噬。至元龜天正之間。海內裂爲八九。其最大者

四氏。曰北條氏。曰武田氏。曰上杉氏。曰毛利氏。毛利氏起於安藝而并山陽。山陰十三州。疆土尤廣。其次爲北條氏。北條氏取伊豆據之。遂并關東八州。武田氏起於甲斐。并信濃。飛驒。駿河。上野。上杉氏起於越後。并越中。能登。加賀。以及莊内。會津。皆爭務耕戰。帶甲數萬。積粟如山。龍驤虎視。角立東西。莫不有包舉宇内之心。夫北條氏據天下之胸腹。而不能一出其兵以窺中原者。武田。上杉據其脊。以橫塞其衝也。而二氏勢力相敵。相持不決。又不暇圖其西。毛利氏疆土雖廣。以其股脛向其腰臂。固不能抗衝中原也。

【季世】……末世。更相吞噬。……かはるるぐあひとんせいす。かはるるぐあひ合ひ噛み合ふ。【元龜】……正親町帝の年號。【天正】……正親町帝の末年より後陽成帝の初に至るまでの年號。【疆土】……音キヤウド。領地。莊内。……今の羽後に在り。【會津】……今の岩代に在り。【耕戰】……平生は田畑を耕作して、戰爭あるときは兵士となる。【帶甲】……鎧を著たる兵士。【積粟】……貯蓄したる兵糧。【龍驤虎視】……音リヨウジャウコシ。驍は擧る也。龍の擧るが如く、虎の視るが如く、勢の盛んなるを云ふ。蜀志の諸葛亮傳に、亮之素志、進欲龍驤虎視。苞括四海とあり。【角立】……角の相對して立つが如く、勢の相下らずして並び立つこと。【包舉宇内】……天下中を一包みにして手に入れる。【橫塞其衝】……塞は音ソク。その衝を進まんとする通路に横たはりて塞む。【抗衝】……音カウカウ。張り合つて勝負を争ふこと。敵對し合ふこと。史記の陸賈傳に、欲以區々之越與天子抗衝爲敵國とあり。

【關東】かくて、足利氏の末の世に及んで、七道の豪傑どもが、かはるるぐあひ噛み合ひ、元龜天正の頃に至りては、日本國中は、分裂して、八九となつたが、その最も大なる者は四つあつた。それは、一つは北條氏、一つは武田氏、一つは上杉氏、一つは毛利氏である。毛利氏は、安藝から起つて、山陽、山陰の兩道の中十三國を併呑して、その領地が甚だ廣かつた。その次は北條氏である。北條氏は、伊豆を取つて、之に立て籠つて、とうとう關東八州を併せた。武田氏は、甲斐から起つて、信濃、飛驒、駿河、上野を併せた。上杉氏は、越後から起つて、越中、能登、加賀を併せ、莊内、會津にも及んだ。この四氏は、皆、競うて耕作と戰爭とに力を盡し、鎧を著たる兵士は數萬人あり、貯蓄したる兵糧は山の如く、澤山にあり、龍の擧るが如く、虎の視つめるが如く、盛んなるすさまじき勢で、東西に互角の勢で並び立ち、天下中を一包みにして、手に入れやうと云ふ心を有して居らぬ者は無かつた。一體、北條氏は、天下の胸とも腹とも云ふべき關東に據りながら、一度も其兵士を繰り出して中國を窺ふことが出来なかつたのは、武田氏と上杉氏とが、天下の脊とも云ふべき地に據つて居つて、北條氏が中國に向つて打つて出づべき通路を塞いで居つたからである。そして、武田氏、上杉氏の勢力は、相匹敵して居つて、勝負が付かなかつたので、これ又西の方を圖るの暇がなかつたのである。毛利氏の領分は、廣大ではあつたけれども、天下の股とも脛とも云ふべき處に居つて、その脛とも脛とも云ふべき京畿に向はうとするのであるから、とても、中原の地に於て他と張り合ひ對抗することは出来なかつたのである。

織田氏介立四氏之中。先其西而後其東。避強擊弱。舍險取夷。是以用力少而成功速。豐臣氏亦因其遺謀。遂得以致合一焉。織田。豐臣之於形勢。如有察焉。而至其所居。與足利氏。未嘗有大異同也。其所以既合又裂。不能久馭天下者。亦出於此邪。

【介立】……音カイリツ。間にはさまりて立つ也。【四氏】……武田、上杉、北條、毛利氏。【舍險取夷】……難儀なる方を差し置きて後廻しにし、容易き方を先づ取る。險夷は、こゝにては、事の難易を云ふ也。【合一】……天下を統一すること。【如有察】……考へ附いて居つたものらしい。【其所居】……織田氏は近江、美濃、尾張に居り、豐臣氏は、山城、攝津に居る。【大異同】……大なる相違。【亦出於此邪】……これも亦形勢の便宜を失つたからであらうか。

【關東】織田氏は、武田、上杉、毛利、北條の四氏の間にはさまり立つて、その西の方にあたる敵を先に攻めて、東の方に當る敵をあつとんとし、強き敵を避けて、弱い敵を撃ち、難儀なる方をば差し置いて後まはしとなして、容易い方をば攻め取つたので、それ故に、力を用ふることは少くして、功を成就することは速であつた。豐臣氏も亦、織田氏の殘して置いた謀によつて、とうとう天下を統一することが出来たのである。して見れば、織田、豐臣の二氏は、土地自然の形勢と云ふことについて、多少考察して氣の附いたことがあつたらしい。しかれども、織田、豐臣の二氏の住んで居つた處は、皆、京都の近傍であつて、足利氏と、初から大なる相違は無かつたのである。その既に天下を統一して後又分裂して、久しく天下を自由に引き廻して行くことの出来なかつたのは、これも亦、京都近傍に居つて、土地自然の形勢の便利を失つたからのことであらうか。

夫織田。豐臣代足利氏者也。而其所土地山河。不能大過四氏。或大過之。而不能及其久也。要之。此四氏者。乘時衰亂。各奮智勇。以雄據一方。



一方之民。倚以享一日之安。不可與他小國庸主。徒糜爛其民。而莫所成者。同日語矣。則其於天下。非無功德。又不得目以足利氏之叛臣也。若曰四氏所據。孰非王土。則時勢之變。遞至於此。非一日之故。非所以咎於四氏也。至其經營一方。謀臣猛將之迹。有足紀者。吾故列敘之。詳其盛衰興壞之由。使有國家者。有所鑑焉。而於天下形勢分合之際。又足以覽歎。

【雄據】……雄長となりて割據して居る。勢盛んにして他を目下に見て構へて居る。【倚】……たよる。【享一日之安】……暫しの間にても安堵して暮らして居る。【庸主】……音ヨウシュ。凡庸の君主。【糜爛其民】……糜爛は血肉地に塗る、の意。人民をして戦争させて其血肉を野外にくづれたれさせる。孟子の盡心下篇に、梁惠王、以土地之故、糜爛其民而戰之、大敗とあり。【不可同日語】……大層な相違であつて、とても比較にならぬ。【遞】……たがひに、更迭なり、それからそれへと次第に移りかはる。【非一日之故】……僅少の時日の間に左様になつたのでは無い。【經營】……經營は量度なり、營は謀爲なり。それごとく仕組を立て、計畫すること。【紀】……事の前後因果の關係を條理を立て、記述すること。【列敘】……ならべ立て、記述すること。【興壞】……起つたり敗れたりすること。【由】……わけ、理由。【鑒】……かんがみ、手本として見る。

田氏は、織田氏と豊臣氏とは、足利氏に代つて天下の政治をした者であるが、しかれども、その所領として居つたところの土地山河は、織田氏は、武田、上杉、毛利、北條の四氏より大に過ぎるといふわけには行かず、或は豊臣氏は、大に之に過ぎて居つたけれども、四氏が久しく持ちこたへて居つたのには及ぶことが出来なかつたのである。つまり、此四氏は、時勢の衰へて亂れたるに附け込んで、各々、自分々の智慧と勇氣とを奮うて、そして、一方の地に雄長となつて構へて居り、一方の人民どもは、それによつて、暫しの間なりとも安穩に日を暮らすことが出来たのである。されば、此四氏をば、他の小國の凡々たる主君の、徒らに其人民を戦争させて、其血肉を野外に腐れたれさせながら、とうとう、何等の成就するところの事が無かつた者共とは、固より比較することは出来ず、同日に話すことは出来ないのである。此四氏が立て籠つて居つたところの土地は何處でも天子の土地でないものがあつたらうか、天子の土地に割據して居るのは罪無しと云はれぬと非難して見るとしても、これは、時勢が變遷して、次第々々にこんな風に至つたのであつて、決して暫しの間にこんな風になつたものでは無いのであるから、四氏を咎むわけには行かぬのである。して又、四氏が一方の土地に於てそれごとく仕組を立て計畫して行つた有様

に至つては、その智謀ある臣下、猛勇なる大将の事迹の中には、記述して後世に傳ふるに足るだけの者がある。余は、それ故に、此等の事跡をならべ立て、敘述して、その盛んになつたり衰へたり興つたり敗れたりした理由を十分詳細明白にし、後の國家を有つた人君をして、之を手本として自ら戒むるところあらしめやうとするのである。そして又、天下の形勢と分裂したり合同したりする關係とに就いて、之を以て十分に見分けることが出来やうかと思ふのである。

後北條氏。舊稱伊勢氏。伊勢氏。出於平維衡。維衡生正度。正度生季衡。及正衡。正衡實太政大臣清盛之曾祖。季衡任上總介。子孫世居伊勢。其十一世孫貞行。除伊勢守。仕足利義滿。爲奏者。掌出納。子貞國。孫貞親。相繼任其職。甚有威權。貞親弟貞藤。除備中守。娶尾張人横井某女。生男子任處。稱新九郎。及長。命名曰長氏。爲足利義視近士。應仁中。從奔伊勢。及義視還京師。長氏獨留不從。

【曾祖】……祖父の父。【其十一世孫】……季衡——盛光——盛行——賴宗——賴俊——俊經——盛繼——貞繼——貞信——貞行。【奏者】……取り次ぎ役。【掌出納】……金穀の出入れ即ち會計を司る。出納は音スサタフ。【横井某】……掃部助。【任處】……就任の地、即ち備中を指す。【應仁】……後土御門帝の時の年號。後北條氏は、もと、伊勢氏と稱して居つた。伊勢氏は、平維衡から出たもので、維衡は正度を生み、正度は季衡と正衡とを生んだが、正衡は、實に太政大臣平清盛の曾祖父である。季衡は、上總介に任命せられ、子孫は代々伊勢に居つた。その十一世の末孫の貞行は伊勢守に任ぜられ、足利義滿に仕へて奏者職となり、金穀の出入れの事を掌つて居つた。その子の貞國、孫の貞親が、引き續いて、その職に任ぜられて、甚だ威勢權力があつた。貞親の弟の貞藤は、備中守に任命せられ、尾張の人横井某の女を娶つて妻として、男子を就任地の備中に生んだ。その男子は、新九郎と稱し、成長するに及んで、名を附けて、長氏と曰ひ、足利義視の近侍となつて居つて、應仁年中に、義視に従つて、伊勢に逃げ奔つたが、後義視が京都に還るに及んで、長氏だけは、其地に留つて居つて、之に従はなかつた。

當是時。足利氏權臣。山名氏。細川氏。各樹私黨。鬪于京師。將軍義政不能

制也。長氏聰明有大志。陰散財結豪傑。一日謂衆曰。天下之事可知。已成功名。取富貴。舍今而何。顧關東八州。地勢高隆。士馬精強。自古稱用武之地。而永享以來無復定主。苟得割據于此。天下可圖也。吾欲與諸君偕東。因機制變。謀有所樹立。諸君豈有意乎。衆奮從之。後土御門天皇。文明八年。長氏與荒木兵庫。多目權平。山中才四郎。荒川又四郎。大導寺太郎。有竹兵衛六人。仗劍東行。

【山名氏】……持豐【細川氏】……勝元【散財】……金錢を人にまき散らす、金錢を惜しげも無く人に與へる。【結】……交を結ぶ、交際する。【可知已】……どう成り行くか、よく知れて居る。【舍今而何】……今の時をさしおいて何れの時があるか。【高隆】……土地の高きこと。【精強】……よく鍛錬せられてすくなく強きこと。【永享以來無復定主】……永享は後花園帝の時の年號。永享十一年に、足利義教、鎌倉を滅ぼし、持氏、永安寺に自殺せし以來、復た一定の主君なし。【因機制變】……よき機會によりて變化をうまく利用する。因は一に相に作る。制は一に乘に作る。【有所樹立】……木の生え立てるが如く、しつかりとしたる根柢ある事業を起す。【仗劍】……劍をつるつき、劍によりて、一振の刀劍をたよりとすして。

【關】この時に當りて、足利氏の權力ある臣下なる、山名氏と細川氏とは、銘々に、私の黨派を立て、京都に戰つて居つて、將軍義政は、之を押し止めることは出来なかつた。長氏は、性質さとして、事理に明かであつて、大なる志望を抱いて居つて、ひそかに、金錢を惜しげもなく人に撒きちらして、豪傑と交際して居つたが、ある日、多くの人々に向つて曰ふには、天下の事は、この後如何なるものか、大抵分り切つて居る。功業を立て名譽を得、富貴を得やうとするには、今の時を差しおいて又何の時があらうぞ。思ふに、關東八州は、土地は高く、武士や馬はすくなく、古より、武を用ふる地であると申して居る。然るに、永享年間以來は、その關東地方には、もはや一定したる主君は無いのである。されば、若し、いやくその關東の土地を切り従へて其處に立て籠ることが出来たならば、天下を取ることを巧むことも出来るのである。われは、諸君と、東の方に向つて行つて、機會を見計らひ變化をうまく利用して、確として根柢ある事業を起すことを謀らうと思つて居るが、諸君は、なんと、之に賛成する心はないかと曰つた。多くの人は、奮つて、之に従つた。かくて、後土御門帝の文明八年に、長氏は、荒木兵庫、多目權平、山中才四郎、荒川又四郎、大導寺太郎、有竹兵衛の六人と、一振の劍をたよりとすして、東に向つて行つた。

終至駿河。依今川義忠。義忠其姊夫也。會義忠卒。子氏親猶幼。將士分離。

各自爭鬪。長氏姊抱氏親。逃于山中。上杉政憲。上杉定正。以足利政知之令。發兵定駿河。長氏迎而說之曰。國內將士無叛者。特以主幼國疑。故樹黨耳。今二公辱臨於此。欲定今川氏。僕雖無似。願宣公意。以戢將士。有不聽者。二公幸爲討之。政憲等曰。諾。長氏會將士誓焉。然後入山。奉氏親母子。歸入府第。政知兵乃引去。將士皆以長氏爲功。使居八幡山城。政知者。義政弟也。

【上杉政憲】……恐くは憲政の誤ならん。上野平井城に居り、山内と稱す。後、越後に走り、其姓氏官號を長尾氏に讓る。【上杉定正】……相模大場城に居り、扇谷と稱す。【定】……取り鎮める。【國疑】……國民が疑ひ危む也。【權黨】……徒黨を組む。【無似】……不肖、ふつ、か。【言】……の、觸れまはる。【戰】……をさむ、とりまとめる、戒め慎ましむる也。【八幡山】……駿河に在り。【關】かくて、長氏は、とうく駿河に到着して、今川義忠にたよつた。義忠は、長氏の姉婿である。折しも、義忠は死んだが、その子の氏親はまだ幼少であつたので、部下の將士どもは、分れ／＼になつて、各々自分勝手に争ひ鬪つたから、長氏の姉は、氏親を抱き、山中へ逃げて難を避けた。すると、上杉政憲と、上杉定正とが、足利政知の命令によつて、兵を繰り出して、駿河の騷動を取り鎮めに来たが、長氏は、それを迎へて、之に説き付けて曰ふには、國の内將士どもには、謀叛をした者は御座りませぬ。たゞ主君が幼少であつて、國人が疑ひ危んで居りまするので、それ故に、自然と徒黨を組むやうに成つたわけの事で御座ります。今、御二方が、辱しくも此地に御出でになつて、今川氏の騷動を取り鎮めやうとなされるので御座りますれば、私は、か者では御座りませんが、願はくは御二方の思召を觸れまはつて、將士共を靜める様に致したう御座ります。その上にて、若しそれを聞き入れぬ者が御座りましたならば、御二方に於て、どうぞ之を御征伐されたう御座りますと曰つた。政憲等が曰ふには、承知したと曰つた。長氏は、そこで、今川氏の將士どもを呼び集めて、誓約をさせ、然る後に、山に入つて、氏親親子を連れ出して、歸つて府の屋敷に入れたので、政知の派遣した兵士は、そこで、引き上げて去つて仕舞つた。今川氏の將士どもは、皆、長氏を以て手柄があつたとすして、八幡山の城に居らしめた。政知といふのは、義政の弟である。

初義政父義教爲將軍。其族持氏世管領關東。永享中。持氏爲其權臣。上杉氏所滅。蓋義教之志也。上杉氏有兩宗。曰山内。曰扇谷。兩宗請京師。奉政

知爲主。然關東將士思持氏。不肯奉命。乃索持氏孤子成氏。立之。成氏既長。討上杉氏。不克。走保古河。號古河公方。山内族據上野平井。扇谷族據相模大場。皆陽尊政知。戴以爲君。置之伊豆。伊豆山内氏管國也。給政知以田。居於堀越。稱堀越御所。

【永享】……後花園帝の時の年號。古河……下總に在り。

【註】はじめ、義政の父の義教は將軍であつて、その一族の持氏は、代々關東を管領して居つたが、永享年中に、持氏は、その權勢ある臣下なる上杉氏に滅されて仕舞つた。これは、大體、義教の志であつたのである。上杉氏には、二家あつて、一つは山内と云ひ、一つは扇谷と云つた。この兩家が、そこで、京都の幕府に請うて、政知を戴いて主君としたのである。然れども、關東の將士どもは、持氏を慕はしく思つて、政知の命令を奉ずることを承知しなかつたので、そこで、持氏の孤兒の成氏をさがし出して、之を立てた。成氏がすでに成長してから、上杉氏を征伐したけれども、勝利を得なかつたので、逃げ走つて古河に立て籠つて、古河公方と稱して居つた。山内の一族は上野の平井に立て籠り、扇谷の一族は相模の大場に立て籠つて居つたが、皆、表面だけは、政知を尊敬して、戴いて主君となし、之を伊豆に置いた。伊豆は山内の上杉氏の管轄して居る國であるので、政知に領地を與へ、堀越に居らしめて、堀越御所と稱して居つた。

長享二年。長氏徙居高國寺城。陰窺伊豆。而未得開焉。乃修政令。輕賦稅。又出其所蓄。假貸遠近。收以薄息。遠近賴之。每朔望。相率來謁。謁數者。或免其債。故士民稍稍來居。城下漸成聚落。長氏以荒木。多目等爲之首領。立七隊。而服事政知。政知有二子。其長子曰茶茶。前妻出也。爲繼母所讒。囚之數年。茶茶憤怨。伺守者懈。出戕其繼母。遂聚其黨。弑政知。殺其大臣外山。秋山等。而自立。長氏聞之。乃佯稱有疾。浴伊豆溫泉。以詞之。

曰。伊豆可取也。歸聚衆議。衆咸曰。吾輩願新九郎君爲一國主。久矣。敢不效力。

【長享】……後土御門帝の時の年號。高國寺……駿河に在り。假貸……音カタイ。貸し付ける。【薄息】……安き利息。【朔望】……ついで、十五日。【免其債】……其負債を元金も利息もともに帳消しにする。【聚落】……村里。【服事】……従ひ事へる。【戕】……音シヤウ。殺す。【外山】……豐前。秋山……藏人。詞……かまふ。様子を探る。【效力】……力をいたす。盡力する。

長享二年に、長氏は、移つて高國寺城に居つて、ひそかに、伊豆をつねらつて居つたけれども、未だ隙開がなかつた。そこで、長氏は、政治法令を整へ、租税を輕減し、また、自分が貯蓄して居る金穀を取り出して、遠近の民に貸し付け、安い利息を取り立てたので、遠近の民は、その御蔭を蒙り、毎月一日と十五日とは、引き連れ合つて、來つて御目見をした。度々御目見をした者には、その負債を元金ととも帳消しにしてやることもあつた。それ故に、士民が、ぼつと來つて、城下に住居し、だん／＼に村里のやうに成つた。長氏は、そこで、荒木、多目などを以て、その首領たらしめ、七隊を組み立て、政知に従ひ事へて居つた。政知には、二人の子があつて、其長子を茶茶と曰ひ、これは先妻の腹であつたが、繼母（即ち政知の後妻）に讒言せられて、押し込められて居ると數年であつた。茶茶は、憤り怨んで、番人がなまけて居る時をうか／＼と、監禁所から出で、その繼母を殺し、とう／＼自分の徒黨を集めて、父政知を弑し、その重臣たる外山、秋山などを殺して、自立した。長氏は、此事を聞き及んで、そこで、いつはつて病氣があると云ひ立て、伊豆の溫泉に入浴して、その様子を探つて、そして曰ふには、伊豆國は攻め取ることが出来るぞと曰つて、歸つて、多くの人々を集めて、相談した。すると、一同の者が曰ふには、私共が、新九郎様（即ち長氏の通稱）の一國の領主となられることを願つて居りましたのは、久しい間の事で御座ります。どうして力を盡さず居りませうぞと曰つた。

延德三年。四月。長氏勒七隊。并今川氏援兵。凡五百人。夜濟黃瀬川。且抵堀越氏。縱火攻之。賊走。自殺于成就院。伊豆人民畏其兵威。負擔奔竄。長氏號令嚴明。秋毫不犯。榜于路曰。吾所以來者。誅賊子而已。非有所暴掠。其各安乃堵。以俟我令。敢逃者。蹈其稼。火其家。時大疫。疫者不能奔。往往偃臥于家。長氏與以醫藥。撫循之。民更相告言。多來歸者。其豪族佐

藤某。先衆屬長氏。長氏授以大見郷地頭職。復其先邑。載印信焉。關戶某者。據深根城。以抗長氏。長氏移兵攻殺之。長氏恩威大行於國內。國內將士舊屬上杉氏者。聞之。無不率歸長氏。

【延德】……後土御門帝の時の年號。勅……音ロク。勢揃へする。【駿河に在り】……伊豆に在り。【負擔】……背におぶを負と云ひ、肩にかつを擔と云ふ。【奔竄】……音ホンザン。逃げかくれる。【嚴明】……嚴重にして條理明かなること。【秋毫】……音シウゴウ。少しも。獸毛は秋に至りて未細くなる故に、少小の事に譬ふる也。【榜】……音バウ。札を立てる。【茶茶を云ふ】……安乃堵……乃は汝なり。堵は音ト、垣なり。なんぢの家に落ちついて居れとの意。【蹈其稼】……その植を付けたる穀物をふみあらす。【偃臥】……音エンゴウ。横たはり臥す。【撫循】……音ブジュン。なでいたはり安んずる。【更】……たがひに、かはる。【告言】……音カウゲン。告げ知らせ合ふ。【佐藤某】……四郎兵衛。【大見郷】……伊豆に在り。【載印信】……印を捺すこと。【關戶某】……播磨守吉信。【深根城】……伊豆に在り。【率歸】……從ひ附く。

延德三年の四月に、長氏は、七隊の兵士を勢揃へして、今川氏から来たところの援兵を合はせて、凡そ七百人の軍勢で、夜、黄瀬川を渡り、明け方に、堀越氏の屋敷に到着して、火を附けて之を攻めた。すると、賊は逃げ走つて、成就院に於て自殺した。伊豆の人民は、長氏の兵威を畏れて、家財を背負うたり肩にかついでりして、逃げかくれた。長氏が兵士に對する號令は、嚴重に且つ明確にして、すこしも人民を犯さず、路傍に立札をして揭示して曰ふには、吾が此處に來た譯は、親を弑したる子を誅殺せんが爲めばかりであつて、亂暴を働かざる者、その植を取らうとの事ではないから、人民は各々其家に落ち著いて居つて、そして、我が差圖を待つて居れよ。強ひて逃げかくれる者は、その植を取つたる作物を踏み附け、その家を焼き拂ふであらうと揭示した。その時に、疫病が大に流行して、その疫病にかつた者は、逃げ奔ることを出来ずして、往々、その家に横たはり臥して居つたが、長氏は、之に藥を與へて、之を慰め安んじた。人民は、かはるゝ其様子を告げ知らせて、その以前からの所領を返し與へ、印まで捺して之を確めて置いた。關戶某は、深根城に立て籠つて、長氏に抵抗したので、長氏は茶茶を誅殺した兵を其處へ向けかへて、攻めて之を殺して仕舞つた。かくて、長氏の恩義と威光とは、大に伊豆の國內に行はれ、國內の將士のと上杉氏に附き從つて居つた者どもが、之を聞いて、長氏に附き從はぬ者はなかつた。

長氏以三十日略伊豆。以堀越氏邑自奉。其餘無所取。乃會父老豪傑。諭之曰。吾聞人主視民猶子。民視人主猶父。是古之道也。及世之澆季。武人貪殘。剝民以自逞。而至胥而因廢。吾甚憫之。吾以羈旅之人。來司牧

是邦。吾爲汝爲君。汝爲吾爲民。生相爲君民。是豈偶然哉。吾獨願我民之富足也。自今著令。減租稅五分之一。除諸雜課。諸將吏違令虐民者。聽其民來訴。衆皆悅服。爭欲爲之用。

【略】……切り從へる。【自奉】……自分の用度にあてて。【父老】……年寄りたる人達。【澆季】……音ゲウキ。澆は薄なり、季は未なり。末世になつて人情が薄くなる。【貪殘】……貪慾殘忍。慾深くしてむごたらしい。【剝民】……民をはく。人民から財物を奪ひ取る。【自逞】……自分の思ふ存分にする。【胥】……音キリヨ。羈は寄なり。他國に來つて寄寓すること。【司牧】……音シボク。支配する。司は主る也、牧は養ふ也。國を司り民を治め養ふの義なり。【豈偶然哉】……どうしてふとした出來事であらうぞ、よくの深い因縁のあることである。【著令】……法令の上に書き載せる。【雜課】……いろいろの雜種稅。課は割り付けの義なり。

長氏は、わづかに三十日間を以て、伊豆を切り從へ、堀越氏の領邑を以て自分の用度にあて、その他は少しも取らなかつた。そこで、長氏は、年寄りや豪傑どもを寄せ集めて、諭して曰ふには、わが聞き及ぶところでは、主君たる者は、人民を視ること、わが子の如くし、人民たる者は、主君を視ること、わが父の如くするのが、古の道であることである。然るに、世が未になつて人情が薄くなるに及んで、武士が貪慾殘忍にして、民の財物を奪ひ取つて、それで自分の思ふ存分の事をなし、やがて、とゞくに難儀をするやうになるのである。わがは、甚だ之をあらはれに思ふのである。わがは、他國から來た旅人でありながら、來つて此國を支配することに成つたのであるが、吾は汝等が爲めに君とならうから、汝等はわが爲めに民となつてくれ。かく人と生れて、互に君となり臣となること云ふとは、これは、ふとした出來事では無くして、よくの深い因縁のある事である。されば、吾は、わが人民即ち汝等が富裕にして何事にも不足の無いやうであらんことを願ひ望むのである。それ故に、今より後は、捉書の上に書き載せて置いて、租稅の五分の一を減ずることにし、もろゝの雜種稅をば取り除いて仕舞ふことにする。又、もろゝの將士官吏などの中で、捉書に違ひ人民を暴虐する者があつたらば、その人民共が勝手に此處に來つて訴へ出でることを許すぞと曰つた。一同の者は皆、悦んで歸服して、先を争うて、長氏の爲めに役に立たうと思つた。

北條氏茂百姓憐愍の事

聞きしは昔、北條早雲入道氏茂、伊豆國を切つて取る事、品少しかはり説多し。或る老士語りけるは、早雲は民百姓を憐愍し、慈悲深き故に、伊豆國を治められたり。仲のいせ新九郎氏茂は、京都より一人駿河の國へ下り、今川五郎氏親をたのみ、堪忍したまふが、文武の侍たるにより、今川殿の縁者となりて、駿河の高國寺邊を知り居住す。其比郎從二三百人程扶持す。此人慈悲の心深くして、百姓をあらはれみ、毎年の年貢を宥免せらる。是によつて、百姓共、斯く慈悲なる地頭殿にあひぬる物かなとよろこび、此君の情(ナサケ)に後の用にもたつべし、あはれ世に久しくさかえ給へかしと、心ざしを運ばずといふ者なし。誠に慈悲あらん人をば、親疎をいはず、親のごとく思ひ、思あらん輩に

は貴賤を論ぜず、主従の禮をいたす。是れ仁の道なり。然るに、新九郎、異例となせらへ、伊豆の國修禪寺の湯に、しばらく入りて、伊豆の國の様子をつぶさに聞き届け、伊豆の國を切つて取らんと、思慮を運ぶるといへども、伊豆は上杉民部大夫顯定の領國、其上兩上杉殿と號し、相模上野にありて、諸侍の統領、奥州までも彼の下知にしたがふれば、わたくしの計策にて及びがたし。然る所に、兩上杉の中、不和出來、諸國亂れ算を散らし合戦す。是れによつて、伊豆のさふらひ共、悉く上州へ馳せ参じたり。新九郎、此よしを聞き、願ふに幸かな、是れ天のあたふる所、時を得たりと、百姓共を招き、此内武の用に立つべき者どもを近づけていはく、相模上野兩國に弓矢おこつて、伊豆の侍ども皆上野へ参じ、伊豆には百姓ばかりなり。我伊豆の國を切つて取るべし。我に同心合力せよ。其忠愍いかでか報せざらんやと申されければ、百姓共聞いて、累年の御あはれみ忘れがたし。御扶持人も我等も同意なり。あはれ地頭殿を一國の主になし申さんとこそ願ひつれ。たとひ命を捨つるとも、露ちり惜しかりじ。早や思ひ立ち給へと、衆口一同に返答す。新九郎喜悅な、めならず。その上近里他郷のものまでも、此のよしを聞き、新九郎殿へ與力せんと參集す。新九郎云はく、伊豆の國北條に、堀越の御所、成就院殿と號し、名高き人あり。軍のはじめに、先づ是れを討ち亡ぼすべしと。延徳年中の秋、百姓共を引き連れ、夜中に北條へ押し寄せ、御所の館(タチ)を取り巻き、敵被(トキノコエ)をどつとあげ、家屋へ火をかけ焼き立つる。御所は肝をけし、ふせぎ戦ふべきことを忘れ、火災をのがれ落ち行けるを追つかけ、即從共に皆討ち亡ぼしたり。新九郎、北條に旗を立てる。其言葉にいはいはく、伊豆の國中の侍百姓皆以て味方に候すべし。本知行相違あるべからず。若し出でざるに於いては、作毛(サクモウ)をことごとくうちらし、在家を放火すべしと、在々所々に立ておきたり。是れを見て、百姓共、我先にとはせ来て、是れはそんじよう其所の百姓又は郷のをさといへば、其所相違なしと、印判をとらせ、皆々安堵せり。扱又佐藤四郎兵衛といふ侍一人、降人と成りて出づる。新九郎はいはく、伊豆國中田方の郡、大みの郷は、佐藤四郎兵衛先祖の相傳なり。然るに、最前に味方に候するの條神妙なり。此度あらためて地頭職に補せらる。子々孫々永代他のさまたげ有るべからず。百姓等承知すべし。あへて違失あるべからずと、印判を出す。上州へ参じたる伊豆の侍共、此由を聞き、急ぎ馳せ歸つて、降人と成りて出づる。本地皆領納すべき旨、印判を出されければ、一人も残らず、伊豆の侍、新九郎被官に候す。三十日の中に、伊豆一國過分の故、百姓つかる。由聞き及びぬ。以來は、年貢五つ取る所をば、一つゆめ、みな本の侍領知す。其上新九郎高札を立てる。前々の侍年貢過分の故、百姓つかる。由聞き及びぬ。以來は、年貢五つ取る所をば、一つゆめ、四つ地頭にをさむべし。此外一錢にあたる義なりとも、公役かけべからず。もし法度を背くともがらあらは、百姓等申し出づべし。地頭職を取りはなざるべき者なりと云々。是れによつて、百姓共よろこぶこと限りなし。他國の百姓此由を聞き、あはれ、我等が國も、新九郎殿の國にならばやと願ふと云々。早雲諸侍をいさめていはく、國主の爲めに民は子なり。民の爲めには地頭は親なり。是れわたくしにあらざ。往昔より定まれる道なり。いかでか憐みを垂れざらん。世澆末に及び、武欲深うして、百姓年中の耕作を檢地し、四つも無き所をば、五つありといひかけて取り、此外、夫錢(ブセン)棟別(ムネベツ)野山の役を掛け、あらゆる程の物を押し取り、分際過ぎたる振舞をなし、花麗に心を盡し、米穀をいたづらにつひやす故に、百姓苦しむ餓死に及ぶ。是れによつて、早雲は、定むる所、年中收納する穀物の外に、一錢にあたる義なりとも、百姓にいひかけすべからず。諸役宥免せしむるに於いては、地頭と百姓相合し、水魚の思ひをなすべし。早雲守護する國神へ祈誓し、喜悅の外他なしと云々(下略)

長氏既主伊豆。居葦山城。長氏外家横井氏。北條氏疏屬也。至是。葦山有

北條氏者。其嗣絶。乃養長氏。以女妻之。長氏又爲長子氏綱。娶其孫女。以爲北條。伊勢同出於平姓。遂自稱北條氏。用三鱗徽號。削髮號早雲。早雲日計復北條氏故業。以成其宿志。祈于三島神祠。夢有大杉二株。一鼠嚙其根。仆之。化爲虎。既覺召卜人。占之。卜人曰。公生歲次子。子爲鼠神。是公克兩上杉之兆也。早雲心竊喜焉。

【外家】……母の家。【疏屬】……遠縁の親類つゞき。【三鱗徽號】……みつうろこの紋。北條氏の定紋なり。【北條氏故業】……北條氏が天下の政權を掌握して居つた昔の事業。【宿志】……宿は素なり。……とがらの志。【三島神祠】……伊豆の三島に在り。祭神は大山祇命なり。【次子】……子(ネ)にあたる。次は、やどる也。歳星(即ち木星)が子の方角に在りし年なり。

【附】長氏は、もはや伊豆の領主となつてから、葦山城に居つた。長氏の母の里方なる横山氏は、北條氏の遠い親族であるが、こゝに至つて、葦山に北條氏と云ふものがあつて、其男系の血筋が絶えたので、そこで、長氏を養子として、その女を之に妻はした。長氏は、又、自分の長男なる氏綱の爲めに、その孫娘を娶つた。そして思ふには、北條氏と伊勢氏は、同じく平氏から出たものであるといふので、とうとう、自分で、北條氏と名乗り、北條氏の定紋なる三鱗の紋所を用ふることにし、髪を剃つて坊主姿となつて、早雲と號した。早雲は、日々に、北條氏が天下の政權を掌握して居つた昔の事業を回復して、そして、もとの志望を成就したいと計畫し、三島神社に祈つた。ある時、早雲の夢に、大なる杉の木が二株あつたが、一匹の鼠が其根を嚙んで、之を倒すと、その鼠が化して虎となつたと云ふ夢を見た。目が覺めてから、占者を呼び寄せて之を占はせると、占者が曰ふには、あなたの御生れになつた年は子の歳にあたります。子は鼠の神で御座ります。その鼠が二株の杉を倒したといふのであるから、是れは、あなたが、山内、扇谷の兩上杉に御勝ちになる前兆で御座りますと曰つたので、早雲は、心の中に、ひそかに之を喜んで居つた。

當是時。上杉定正。上杉顯定。要相怨卻。兵結不解。早雲聞之曰。可以成吾事矣。明應二年。使使定正。請助攻顯定。定正喜許之。其部將大森實賴。爲小田原城主。謂定正曰。早雲梟雄也。無故親我。其意不測。然彼以好

來亦不可拒。宜以禮答焉。而重爲之備。定正略不加意。二年十月。早雲與定正偕出兵高見原。與顯定夾荒川而陣。定正進而亂流。墮馬死。其子朝良走歸保河越。早雲亦歸葦山。

【怨卻】…音エンゲキ。怨み合うて仲の悪きこと。【明應】…後土御門帝の時の年號。【梟雄】…音ケウユウ。悪る強き者、たけぐしき悪る者。【拒】…こぼむ、ことわる、謝絶する。【高見原】…武藏に在り。【荒川】…武藏に在り。【河越】…武藏に在り。

この時に當りて、上杉定正と上杉顯定とは、互に怨み合つて仲が悪く、戦がかりみ合つて、解けなかつた。早雲は、之を聞いて曰ふには、これに付け込んで吾が仕事を成就することが出来ると曰つた。かくて、明應二年に、早雲は、使を定正の處に遣はして、加勢して顯定を攻めんことを申し込ませた。すると、定正は喜んで、之を承知した。その部下の大將なる大森實頼は、小田原の城主であつたが、定正に向つて曰ふには、早雲は、わる強い奴で御座ります。しかるに、格別の譯も無いのに、こちらに親しんで参りますのは、その心が測られませぬ。これは、何か野心がさるるので御座りませう。けれども、あちから好(ヨシミ)を以て來たので御座りますからには、これ亦、すげなく斷るわけには参りませぬから、禮儀を整へて之に答へなされるが宜しう御座ります。さうして、重ねて之に對する用心をして置きなされと曰つた。けれども、定正は、格別、氣にも弱めなかつた。三年の十月に、早雲は、定正と、兵を高見原に繰り出して、顯定と、荒川を挟んで對陣した。定正は、進んで川を横きつて渡らうとして馬から墜ちて死んで仕舞つた。そこで、其子の朝良は、走り歸つて、河越に立て籠つた。早雲も亦葦山に歸つた。

時實頼已死。子藤頼嗣。猶弱。早雲欲取其城。而難箱根之險。未發也。四年。九月。早雲使人言藤頼曰。吾獵葦山。其獸逃箱根。願公以箱根假我。我得縱獵取焉。藤頼許之。早雲率兵百餘人。被獵衣裳。踰箱根。先縱牛數十頭。鼓螺隨之。憑高馳下。直入城内。藤頼惶駭。不知所爲。出奔三浦。早雲遂取小田原。遂取大場。

【弱】…幼少なるを云ふ。【難】…はかる。【假】…かす。【縱獵取】…勝手に狩り取る。猶は音セン。秋期の獵を云ふ。【鼓螺】…音

コラ。大鼓を鳴らし法螺貝を吹く。【三浦】…相模に在り。【關】その時に、實頼は、已に死んで仕舞つて、子の藤頼が跡を嗣いだすが、まだ幼年であつた。早雲は、その立て籠つて居る小田原城を取らうと思つたけれども、箱根の險阻なることを難儀に思つて、未だ手を出さなかつた。明應四年の九月に、早雲は、人をして藤頼に言はしめて曰ふには、われは、葦山に獵をしたれば、其處に居る獸が、山つゞきで箱根に逃げ込んだから、何卒、貴殿には、箱根をちよつとわれに御貸し下されて、吾が、勝手に狩り取ることを御許し下されたといつた。藤頼は、之を承知した。そこで、早雲は、百餘人の兵を引き連れて、獵の服装をなし、箱根を越え、先づ牛數十匹を放ちて、その後から、大鼓を鳴らし法螺貝を吹き立て、高い處からして馳せ下つて、直ちに城内を目標けて討ち入つたので、藤頼は、大に驚いて、如何したら善いか分らずして、三浦に狂奔して仕舞ひ、かくて、早雲は、とうとう小田原を取り、遂に大場を取つた。

【参考】左に相州兵亂記の一章を抄録して以て参考に資す。

小田原軍の事大森敗北の沙汰

さる程に伊豆の國には、早雲養宗、家老共を集めて語りたまひしは、借(ツラ)世間の様を見るに、上杉の兩家不和にして自滅の合戦あり、然れども彼の兩家何れも大身なれば、亡ぶる間久しかるべし、鶴蚌相撲則鳥乘其弊と云へり、今つひえに乘り、上杉家を亡すべき事を案するに、大森入道、小田原に在りて、如何にも叶ひがたし、然れども箱根山をだに取らば、小田原を亡すべき謀多し、先づ大森と和睦して交を深し、たばかりで討つべしと思ふは如何にとありしかば、家老の面々、皆然るべしとぞ感じける。頓て大森方へ使者を立て、種の送物敷を盡しけれども、大森入道、約無くして和を請ふ者謀ありと云ふことありとて、打ち解くる事なし。互に使者のみにて、さのみ入魂したまはず。然れども、數月親しみ通ひければ、後には槍打ち解けて、折節の會合ありければ、彌々深く語りひける。或る時、新九郎入道宗瑞、小田原へ使者を立て、申しけるは、此間當國の山どもにて、多日鹿狩仕候故に、他山の鹿箱根山へ集ると見え候間、此方の勢子を御分國の方より入れて、鹿を此方へ押し追ひ入れ度存するといへども、貴國の方へ人衆を廻し候はんこと如何にも恐れ入り候、枉げて御免を蒙らばやと申しけるに、大森の運盡き果てけるにや、斯を謀計とは知らずして、安き御事なりと免しけり。早雲大に喜び、武勇かしこき若者どもを數百人勝り、足輕の勢子になし、物馴れたる手だれ共數百人、犬引に作り立て竹籠を持たせ、夜討の支度させ、熱海日金の山より打ちこさせ、追々に石橋や湯本の邊にかくし置きて、其相圖を待ち居たり。時刻も已に來りければ、千頭の牛に角ごとにか明を結び付け、夜に入りて、小田原の上なる石がけ山箱根山へ追ひかけ上りて、石橋のこめかみの邊より、螺を吹き上げ、鬨を作り、板橋の町屋へ火を懸けたり。小田原の城には、折節軍兵ども上杉合戦の加勢に行きて、殘る人々すくなくれば、山々の松明を見て、是は如何にして防ぐべきぞや、敵は數十萬有りけん、周章ふためく所に、西郡の住人成田の某、大森の前へ來りて、敵已に山上に滿ちたり、用意の兵なくして叶ふまじ、急いで岡崎へ落ちさせ玉ひ、重ねて軍兵を催し、城を取りかへすべし、急がせ玉へ、某防矢射て落し申さんと云ひも果てず、先已に大手の門前まで責め近づきければ、鎧とつて肩に打ち懸け、馬の上にて高紐しめ、小具足もかたためず、手勢六騎長刀水車に廻し、敵の中へわつて入る。敵の先陣多目安蕃允が同心栗田六郎を打つて落し、終に討死してけり。其間に大將大森入道と初め、小具足計にて切り合ひけるが、深手あまた負ひければ、散々になりて落ち行きけり。早雲入道、最前に進み玉ひ、戦ふ事風の發する如く、攻むる事河の決る、如くなりしかば、敵一返りかへさず、城を落ちければ、則ち追ひ拂つて小田原の城へ移り玉へば、松田左衛門尉といふ人あり、是は公方家の忠臣たりし故に、終に上杉の下知に隨はで、相州西郡にて、度々合戦したりしが、早雲、小田原へ入りたまふと聞き、大に喜び、最前に馳せ來りて一つに

成る。此外群臣功を積み相隨ふこと、誠に骨節屈伸のごとく、武勇の程こそ目出度けれ。

永正元年。九月。上杉顯定來攻朝良。朝良求援于早雲。早雲與今川氏親往援之。戰于立河原。二年。朝良遣使言顯定曰。吾聞兩虎相鬪。一狗乘隙。我族構兵數世。國內費弊。而早雲規其後。荐食關東。吾與公。莫乃爲兩虎乎。顯定然之。乃與朝良和。已而顯定與長尾氏戰。信濃。敗死。子憲總嗣。

【永正】……後柏原帝の時の年號【立河原】……武藏に在り。【兩虎相鬪一狗乘隙】……二匹の虎が相鬪ふときは、一匹の弱き狗といへど、その隙間につけ込むことが出来る。史記の春申君列傳に、春申君上書して、秦の昭王に説いて曰く、天下秦楚よりも強きはなし。今や、王、楚を討たんと欲すと聞く。此れ猶ほ兩虎相鬪に鬪ふが如し。兩虎相鬪に鬪ふときは、驚犬其弊を受けん。楚を善くせんには如かずとあり。【費弊】……入費多くして國力が衰へつかること。【荐食】……音センシヨク。荐は數々なり、しきりに。重ねく。蠶食する。

【開】永正元年の九月に、上杉顯定が來つて朝良を攻めた。朝良は、北條早雲に加勢を求めたので、早雲は、今川氏親と、ともに、出掛けて行つて、之に加勢し、立河原に於て戰つた。二年に、朝良は、使者を遣つて、顯定に言つて曰ふには、われ聞くに、二匹の虎が相鬪ふときは、一匹の弱い狗が其隙間に附け込むと云ふことを聞いた事がありますが、われ等の一族は、かく兵を構へて相争ふこと數代に及び、國內は、入費が多くなるために、疲れ衰へまして、そして、早雲が、其後をつねらつて、だんぐに關東を喰ひ取らうとして居ります。吾と貴殿とは、譬にいつてある二匹の虎と云ふものではありますまいかと曰つた。顯定は、之を成程尤であると思つて、そこで、朝良と和睦した。とかくする中に、顯定は、長尾氏と、信濃に戰つて、敗軍して死んだので、子の憲總がその跡を嗣いだ。

定正。顯定。前後死亡。而早雲勢益張。相模人松田賴重等。皆來降。獨三浦義同不服焉。義同者。上杉高教子也。爲三浦時高所養。時高後生子。欲殺義同。義同奔。依大森氏。假其兵。襲時高。弑之。據新井城。略取傍近。早雲欲討滅之。外示柔弱。不與爭也。義同立其子義意。而自居于岡崎城。九年。早雲遽發兵襲岡崎。拔之。義同徙居住吉。與早雲戰連年。早雲終大破之于鎌倉。追擊至秋屋之隘。義同據險止戰。早雲乃引兵踰佐原山。出其背。義同走入新井城。早雲隨而攻之。城險食多。久而不拔。乃築長圍圍之。數年。是時。上杉朝良死。其子朝興在江戶。聞新井急。將兵來援。早雲兵七千人。乃留其二千當城。而自以五千邀擊于甘繩。破走之。城內益困。大森佐保田等。說義同曰。宜奔上總。依丸谷氏。丸谷氏。義意妻父也。義同曰。持氏之死。我父實爲之。而吾亦有弑父之罪。積惡之報。焉往而逃乎。早雲謀知之。十五年。七月。鼓衆疾攻。城陷。誅義同父子。盡略相模。

【討滅之】外示柔弱。不與爭也。義同立其子義意。而自居于岡崎城。九年。早雲遽發兵襲岡崎。拔之。義同徙居住吉。與早雲戰連年。早雲終大破之于鎌倉。追擊至秋屋之隘。義同據險止戰。早雲乃引兵踰佐原山。出其背。義同走入新井城。早雲隨而攻之。城險食多。久而不拔。乃築長圍圍之。數年。是時。上杉朝良死。其子朝興在江戶。聞新井急。將兵來援。早雲兵七千人。乃留其二千當城。而自以五千邀擊于甘繩。破走之。城內益困。大森佐保田等。說義同曰。宜奔上總。依丸谷氏。丸谷氏。義意妻父也。義同曰。持氏之死。我父實爲之。而吾亦有弑父之罪。積惡之報。焉往而逃乎。早雲謀知之。十五年。七月。鼓衆疾攻。城陷。誅義同父子。盡略相模。

【開】【定正顯定前後死亡】……定正は明應二年に、顯定は永正七年に死す。【義同】……道寸。【上杉高教】……應仁武鑑には、高教を以て、時高の養子とす。此に記する所と相合はず。但し、三浦系圖は此と同じ。【大森氏】……越後守。【假】……かる。【新井城】……相模に在り。【略取傍近】……近邊の土地を切り從へて取る。【義意】……荒次郎。【岡崎城】……相模に在り。【住吉】……相模に在り。【秋屋】……相模に在り。【隘】……音アイ。道路狭くして往來難儀なる場所。【佐原山】……相模に在り。【江戶】……武藏に在り。【甘繩】……相模に在り。【佐保田】……阿波守。【丸谷氏】……三河守。【我父實爲之】……持氏、其子賢王に鶴岡祠前に冠せんと欲す。執事憲實之を諫むれども、聽かず。之に冠し、名を義久と命く。憲實、病と稱して賀せず。持氏怒りて、兵を發して之を攻め、時高をして義久を輔けて鎌倉を守らしむ。時高、持氏に叛き、義久を攻む。事は足利記中巻に見ゆ。【弑父之罪】……養父時高を弑せしを云ふ。【謀】……音マフ。開謀、しのびの者。【鼓衆】……部下の者を勵ます。鼓は鼓舞なり。

て、近邊の土地を切り従へて取つた。早雲は、之を討ち滅ぼさうと思つて、わざと、表面は、弱きやうに見せかけて、與に争はなかつた。そのうちに、義同は、その子義意を立て、そして、自分は岡崎城に居つた。永正九年に、早雲は、俄に兵を繰り出して、岡崎城を不意撃して、之を攻め落した。義同は、移つて住吉に居つて、早雲と戦ふこと、連年に及んだが、早雲は、とうとう、大にこれを鎌倉に破つて、追つかけて撃つたので、義同は、走つて、新井城に入つた。早雲は、随つてこれを攻めたが、城は、要害が善く、兵糧は、澤山に有つたので、久しい間、落城しなかつた。そこで、早雲は、長圍を築いて、之を圍むこと数年に及んだ。この時分に、上杉朝良は、死んで仕舞つて、その子朝興は、江戸に居つたが、新井の城が危急であることを聞いたので、兵を引き連れて來つて助けた。早雲の兵は七千人あつたが、そこで、其内の二千人を留めて城の攻圍に當らしめて置いて、そして、自分は、五千人の兵を引き連れて、朝興からの援兵を、甘繩に迎へ撃つて、之を破り走らした。そこで、新井の城内は、いよいよ困つたので、大森、佐保田等が、義同に説いて曰ふには、上総に奔つて丸谷氏に御たより成されるが宜しう御座りませうと曰つた。丸谷氏といふのは、義意の妻の父である。すると、義同が曰ふには、持氏が公が死なれたのは、實に、わが養父(即ち時高)の行爲から起つたことであるし、そして、われも亦、養父を試した罪があるのである。かく重ねて、惡業の報は、何處に行つたとも、逃れられることでは無いと曰つた。早雲は、聞者を入れて此事を知つたので、十五年の七月に、一同の者共を勵まして、手きびしく攻め立てたので、長い間持ちこたへて居つた城も、とうとう落城し、義同父子を殺して仕舞ひ、殘らず相模の國を切り取つた。

三浦介道寸父子滅亡の事

聞きしは昔、相州の住人三浦介受領陸奥守從四位下平義同、法名道寸と號す。子息荒次郎、彈正少弼義意と云ひて、父子名を得たる侍あり。是は大介義明の後胤なり。平治の合戦において、三浦荒次郎義澄は、源氏に、(イクサ)せし事、古記に見えたり。然るに、伊豆の國に、伊勢新九郎平氏茂と云ふ武士あり。後に入道し、北條早雲と號す。此早雲、相模小田原の城を明應の比はひ乗つ取り、上杉朝良居城、同國大庭の城をも責め落す。永正元年九月、早雲と、管領上杉明定と、大合戦あり。三浦介道寸は、さがみ岡崎の城にありて、早雲とた、かひしが、叶はずして、同九年八月十三日、城を開退し、同すみよしの城にうつり、年久しく論敵たりしが、鎌倉合戦に、道寸討ち負け、敗北す。されども秋屋の大くづれにて、へたり。此道寸は、高山くづれて海に入り、片岸(カタキシ)に道ありて、一騎うちなれば、幾萬騎向ふといへども、叶ひがたし。然れども、早雲大軍にて、小坪、秋屋、長坂、黒石、佐原山を打ち越え、みだれ入る。道寸、かなはず、父子一所に、雜兵二千ほどにて、三浦新井の城にたて籠る。此城、南西北は入海、白波立つて岸をあらひ、山高く巖嶮にして、獸(ケダモノ)もかけりがたし。城の廣さは二十町四方、東一方わづか二十間程、陸(タカ)つき、是に堀をほり、門一つ立ておきぬれば、百萬騎向ふといふとも、力せめには成りがたし。たゞ是れ島城なり。道寸は、至剛智謀兼備せし大將たりといへども、鎌倉合戦に、人數ことごとく討たれ、小勢なれば、叶はずして、三年籠城す。然るに千駄倉と號し、大きな岩穴あり。是に常に米穀干貯置く。此穴の内も皆はらつて、兵糧米つきはてぬれば、すでに城中の者共、難儀におよぶ。其比むさしの國司として、上杉修理大夫朝興は、江戸の城を居住とす。新井の城中、兵糧盡くる由を聞き、武州勢を率し、道寸後詰とありて、相模の國、中まほりまで打ち越し陣取る。早雲此よしを聞き、新井の城におさへとして、二千騎殘しおき、四五千の人數、新井を退いて、甘繩の近邊に陣取り、合戦し、討ちつ討たれつ、た、かふといへども、叶はずして、上杉人數、武州へ皆引つ返す。新井城中の者共、力をうしなひ、門を開き、切つて出で、討死すべきか、腹を切るべきかと、せんざしける所に、大森越後守をはじめ、佐保田河内、同

彦四郎、三次參河守申しけるは、總州の摩呂谷上總介殿は、荒次郎殿のしうと、親子の契縁なり。岸根に繋ぎおく多くの舟に取り乗り、上總の國へ移り、下總、武州、上州の勢をよほし、上杉殿を先立て申し、相模國へ亂れ入りて、早雲を退治し、會稽の恥をす、とぞせんざす。道寸、是を聞き、暫くありて涙をおさへ、おの／＼申さる、所神妙也。然るにそれがしは、上杉高敏が男なり。時高養子となつて、三浦へ移る。其後、繼母に弟一人いできた。繼母の讒言により、弟を世に立てんため、われを害せんばかりとあり。我、心う／＼おもひ、出家し世を通れ、小田原總持寺にありし所に、家老の者おほくしたひ來て、みかたと成る。小田原の城主、大森筑前守に加勢をこひ、父此城にまします。明應三年九月二十三夜にせめおとし、中村民部をはじめ、ことごとくほろぼしたり。其因果を身にむくひ、かゝるうき目にあふ事、敵のせめにあらず、是ひとへに養父の罰をあたり、天の責をかうふる也。世をも人ももうらむまじ。さあらんにおいては、縦ひいづへ落ちたりとも、行く末も頼みもなし。高きもいやしきも、死すべき所にて死なざれば、後代の恥辱たり。いにしへを傳へ聞きしに、東方朔が九千歳、うつ／＼が八萬歳、浦島が七萬歳も、限ある命にて、終にはむなしくなるぞかし。我六十歳をたもちぬるも、たゞ一炊の夢、生者必滅の世のならひ、歎きてかひなかるべし。今生の名残たゞ今なり。酒くまんと、道寸盃をひかへ給ひければ、河内守、君が代は千代に八千代とうたふ。荒次郎、扇を取りて、

君が代は千代に八千代もよしやたゞうつつのうちの夢のたはふれ。

と舞ひ給へば、彦四郎も、同じく立つて、つれて舞ふ。げにあはれなる一曲かな。いつの世にかは立ち歸り、又もあひ見ん事ならねば、おもひ切るとはいひながら、今を最期の舞の袖、思ひやられてあはれなれば、道寸、諸侍に向つていはく、君臣の禮義、年來の忠功あさからず。然りとはいへども、予が運命もつきはて、三年の籠城に兵糧つきぬれば、力なし。此中に、落ちんと思ふ人あらば、降人と成つて出城すべし。道寸少しも恨みなし。死せんと思ふ人は、討死し、後代に名を留めよ。道寸父子は腹切るべし。生涯の對面はまでなり。越後守が云、こは口惜しき仰かな。それ人の一大事といふは、一期の終りを以てせり。年頃(ヒゴロ)恩祿を請け、かゝる時にひるがへらば、豈に仁の道ならん。白氏文集に、君恩雨露のごとしといへり。舊君の深恩を忘れ、此一大事を遁れ、世に生き残りて恥をさらす者や候べき。主従ともに討死し、名を後代にとゞめんば、弓矢取る身の本懐なりと申しければ、諸卒これを聞き、御返答よく申したりと、おの／＼心ざしを一つにし、時刻うつさず、門を開き切つて出づ。道寸うちはを取つて諸卒をいさめ、けふを最期の合戦なれば、父討たれるれども、子助けず、主うたるれども、従者おち合はず、刀のつかのくたぐるを限り、死を限り、天地をひかした、かふ有様、修羅道もかくやらん。道寸うちはを取つて下知したまふ所に、神谷雅樂頭と名乗つて、道寸を目がけ馳せ参じ、馬上にておしなべてむす組む。道寸は聞ゆる大力にて、物とせず、汝やさしき心ばせや、我が手にかゝり、黄泉にて、閻魔の廳のうつつたへにせよと、鞍の前輪におし付け、は首ねぢ切り、捨てられたり。討死おほき其中に、神谷雅樂頭は、心も猛なりけるが、道寸の手にかゝり、五十三を一期とし、死して名譽をとゞめたりと、はめぬ人こそなかりけれ。荒次郎は、家につたはる重代、五尺八寸の正宗の大太刀を抜き持つて、大聲を立て、切つてまはる有様、鬼神のごとし。爰へ追つ詰め、かしこへ攻め寄せ、はらひぎり、おひかけぎり、けさがけ、瓜切、横手切、から竹わりと云ふものに、散々に切つてまはれば、かたきの勢は、四方八方へにげ行きて、向ふ敵こそ無かりけれ。敵みかたの死骸は、原上に塚をつき、血は野草をそめ、みかたも多く討死す。生き残る輩(トモガラ)は、友友さしちがへ、腹を切つてぞ死したりける。わづかに殘る人々は、心しづかに腹きらんと、主従ともに城に歸り、七十五人おもひ／＼に腹切つて、一人も生き残らず同じ枕にふしにけり。荒次郎は、父も自害あるべし。荒次郎は、一人跡に残りとゞまり、とふらひ合戦仕り、かたきを思ふまゝに亡して、尸は戰場にさらし、昔の下に埋むとも、名を萬天にあぐべしとぞ申しける。扱又道寸は、常に和歌を好ましめ給ひしが、すきの道として、生害に至つて、



うつもの討たる、者もかはらけよ、くだけて後はもとのつちくれ。  
 とよみ、切腹し給ひぬ。荒次郎は、廿一歳、器量骨柄人にすれ、長七尺五寸、黒髪ありて、血眼(チマナコ)なり。手足の筋骨あらしく、八  
 十五人が力を持てり。最期の合戦のため、おとし立てたる甲冑は、鐵(クロカネ)をきたひ、あつさ二分にのべ、是を帯し、あらかしの丸木を、  
 一丈二尺につぎり、八角にけづり、筋がねをわたし、此棒を引つさげ、一人門外へゆるぎ出でたる有様、夜叉羅刹のごとし。おめききけ  
 聲、大山もくづれて海に入り、坤軸も折れて怒りに洗むがごとし。四方八方へ逃ぐる者をおつ詰め、甲の頭上をうてば、微塵にくだけて胴  
 へにえ入り、横手にうてば、一拂ひに、五人十人打ちひしぐ。棒にあたりて死する者、五百餘人、其尸は地にみちて、足の踏み所も無し。た  
 是れ羅刹の鬼王が怒りも斯くやらん。此勢に皆敗北して、敵も無ければ、みづから首をかき落し、死したりけり。されども、首は死せず、  
 眼(マナコ)はさかさまにさけ、鬼髪は針をすりたるがごとく、牙をくひしばり、にちみつめたる眼のひかり、百鍊の鏡に血をそ、きたるが  
 ごとく、さもおそろしさを一目見たる者、腦裂すれば、此頭又も見る人なし。是によつて、有驗の貴僧高僧に仰せて、さまざまの大法祕法、修  
 せられけれども、其しるしなし。三年此首死せず。小田原久野の、總世寺の禪師來て、一首の歌を詠じ給ふ。  
 うつとも夢とも知らぬ一ねぶり、浮世のひまをあけほの、空。

とよみて手向け給へば、眼ふさがり、たちまち、肉くちて、白かうべと成りぬ。此荒次郎死所のあたり百間四方は、今において田島にも作ら  
 ず、草をもちからず、牛馬其中に入りて草をはめば、たちまちに死す。故に獸でもよく知つて其中へ入る事なし。常に青草ばうくと生ひた  
 り。當代の侍衆、新井の城を見物せしに、道寸父子は、名譽の武士、一禮とて、城の大手古堀の外にて下馬し、禮敬す。此合戦と申すは、七月十  
 一日なり。今も七月十一日には、毎年、新井の城に、雲霧おほひて、日の光もさだかならず、丑寅の方と、未申の方より、電(イナビカリ)か  
 やき出で、兩方の光入り亂れ、風猛火を吹き上げ、光の中に、兵馬虚空にた、かふ有様、天地をひかし、おそろしきと云ふばかりなし。  
 かるが故に、此古塚のあたりには、人家もなし。一里ばかり離れて、村里見えたり。扱又不思議の事あり。道寸父子の討死は、永正十五年戊寅  
 の年七月十一日の寅の刻なり。然る所に、北條氏政の切腹も、天正十八年庚寅の年、七月十一日の寅の刻なり。七十三年に當つて、年月日刻  
 たがはず果て給ひたる因果のことわりこそ、おそろしかりけれ。父祖の善悪は、かならず子孫におよぶといへる古人の言葉、おもひ知られ  
 たり。

十六年。早雲病卒于葦山。年八十八。子氏綱立。氏綱容貌岸傑。善用兵。早  
 雲之興業。氏綱力居多。早雲臨終。遺言氏綱等曰。吾欲滅上杉氏并關  
 東八州。而未成其志。子孫繼任其事。毋敢或懈。今我邑土不多。散吾所  
 積財物。養四方之士。足以支二世矣。二世之後。莫復所事於財也。苟兩  
 上杉而相覺隙。吾子孫可以坐大矣。吾視上杉氏。其家法日衰。亡滅非遠。

雖然。彼大族也。不可輒取。曠日彌久。以俟其弊。譬之癰疽。其毒之封。必  
 三十許年乃成。及其成。則潰裂而母救也。且立法訓二十一條。以頒將士。

【岸傑】……音ガシケツ。魁岸雄傑。岸は廉峻あること崖岸の如きなり、むつくとかどたぢ、逞しきを云ふ。傑は萬人にすぐれたる也。  
 【任其事】……その仕事を引き受けて擔任する。その事に當る。【事於財】……財物のことに就いて彼れ是れと骨折ること。財物を積むことを  
 仕事とする。【癰疽】……音キンゲキ。隙間がある。仲の悪きこと。輒……たやすく、すまじに。【俟其弊】……その衰へたる、時を待つ。【癰  
 疽】……音ヨウ。悪性のはれ物。【封】……毒が一つところに集まりあがること。結毒を生ずる。【三十許年】……三十餘年。【潰裂】……  
 音クワイレツ。つぶれさける。【法訓】……掟書。【頒】……わかづ、くばる。

【参考】永正十六年に、早雲は、病氣のために、葦山に於て死んだ。その年は八十八歳であつた。その子氏綱が跡を嗣いだ。氏綱は、容貌が、人並は  
 づれてたくましく、戦争をすることが上手であつて、早雲が事業を起したのも、氏綱の力が多分を占めて居つた。早雲は、死なんとするときに  
 に、氏綱等に遺言して曰ふには、われは、上杉を滅ぼして關東八州を併合しやうと思つて居つたのであるが、未だ其志望を成就するに至ら  
 ないのである。されば、わが子孫たる者は、われに繼いで其事を擔當して、決して懈るやうな事があつてはならぬ。今は、我が領地は多くは  
 無いけれども、わが積み貯へて置いた財物を撒き散らして、天下四方の士を養ふとも、二代の間は、支へて行くことが出来る。三代の後に至つ  
 ては、もはや財物の事について彼れ是れと骨折るには及ばぬのである。いやしくも、山内扇谷の兩上杉氏が、互に仲が悪くさへなれば、わ  
 が子孫は、じつとして居つて大きくなることが出来る。われ、上杉氏の様子をつくぐと見るに、その家法は日に衰へて行くことであ  
 るから、その滅亡することは遠く未來の事ではあるまい。然れども、何分、彼れ上杉氏は、大家であるから、たやすく攻め取ることは出来ぬ  
 のである。されば、たゞ、じつとして日數を送り時久しく辛抱して、その衰弱の極度に達するを待つて居るが善い。之を癰疽に譬へて見れ  
 ば、その毒がかたまつて盛り上ることは、屹度、三十餘年にして、出来るであらう。さて、其毒がかたまつて盛り上りさへすれば、つぶれ裂け  
 るばかりで、とても療治をすることは出来ぬのであると曰ひ、その上に、掟書二十一條條を立て定めて、それを將士どもにくばり與へた。  
 【参考】左に北條五代記によりて法訓二十一條を抄録して以て参考に資す。

早雲寺殿二十一條

一 第一佛神信じ申すべき事  
 一朝はいかにもはやく起くべし。おそく起きぬれば、召しつかふ者まで、油斷し、つかはれず、公私の用をかくなり。はたしては、かならず、  
 主君に見かざられ申すべしと、ふかくつゝむべし。  
 一 夕べには、五つ以前に寝しづまるべし。夜盜は、かならず、子丑の刻に忍び入る者也。宵に無用の長難談、子丑に寝入り、家財をとられ、損  
 毛す。外聞然るべからず。宵にいたづらに焼きする薪灯を取りおき、寅の刻におき、行水拜みし、身の形儀をと、のへ、其日の用所、妻子  
 家來の者共に申付け、扱六つ以前に出仕申すべし。古語には、子にふし、とらに起きよ候へども、それは人により候。すべて寅におきて  
 得分あるべし。辰巳の刻まで臥しては主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をまかく。何の謂かあらん。日果むなしかるべし。  
 一 手水をつかはぬさきに、厠より脱庭門外まで見廻り、先づ掃除すべき所を、にあひの者に言ひ付け、手水をはやくつかふべし。水は有る物

なればとて、おはくうがひし捨つべからず。家の内なればとて、高く聲ばらひする事も、人には、かからぬ體にて聞きにくし。ひそかにつかふべし。天に騎(セグ、マ)り地に踏(ヌキアシ)すと云ふ事有り。

一 拜みをする事、身のおこなひ也。只心を直(スグ)にやはらかに持ち、正直憲法にして、上たるをばうやまひ、下たるをばあはれみ、有るをばあるとし、無きをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にも叶ふと見えたり。たとひいのちらずとも、心持あらば、神明の加護これ有るべし。いのるとも、心まがらば、天道にはなされ申さんとつゝしむべし。

一 刀、衣裳、人のごとく結構にあるべしと思ふべからず。見るるしくなくばと心得て、なき物をかりもとめ、無力(ブリヨク)かきなりなば、他の人のあざけり成るべし。

一 出仕の時はおまよはず、或は少煩所用ありて、今日は宿所にあるべしと思ふとも、髪をば早くゆふべし。はふけたる體(テイ)にて、人々に見ゆる事、慮外又つたなき心なり。我が身に油断がちなれば、召仕ふ者までも、其ふるまひ程に噴(タシナ)むべし。同たけの人の尋ね来るにも、とくつきまはりて見ゆるしき事也。

一 出仕の時、御前へ参るべからず。御次に伺候して、諸傍輩の體見つゝろひ、扱御とほりへ罷出づべし。左様になければ、むなづく事有るべき也。

一 仰せ出さるゝ事あらば、遠くに伺候したりとも、まづはやくあつと御返事を申し、やがて御前へ参り、御そばへはひくより、いかにも謹んで承るべし。扱いそぎ罷出、御用を申し調へ、御返事は有のまゝに申し上ぐべし。私の宏才を申すべからず。但又事により、此御返事は何と申さんと、口味ある人の内義を請けて申し上ぐべし。我とする事なかれといふ事也。

一 御とほりにて物語などする人のあたり居るべからず、傍らへよるべし。我が身雜談虚笑などしては、上々の事は申すに及ばず、傍輩にも心ある人には、見限られべく候也。

一 敷多(アマタ)まじはりて事なかれと云ふ事あり。なにごとく人にまかすべきなり。

一 少の隙(ヒマ)あらば、物の本、文字の有る物を懐に入れ、つねに人目を忍び見るべし。ねてもさめても、手なれば、文字忘るゝ也。書く事又同事。

一 宿老の方々、御縁に伺候の時、腰を少々おりて、手をつき通るべし。は、かからぬ體にて、あたりをふみならずし、通る事、以ての外の慮外なり。諸侍いづれにも懇懇にいたすべき也。

一 上下萬民に對し、一言半句にても、虚言を申すべからず。かりそめにも有のまゝたるべし。そらごと云ひ付ければ、くせに成りてせ、らるる也。人にやがて見かざるべし。人に札(タタ)され申しては、一期の恥と心得べき也。

一 歌道なき人は、無手(ムテ)に賤しき事なり。學ぶべし。常の出言(シユツゴン)につゝしみ有るべし。一言にても人の胸中しらるゝ者也。

一 奉公のすきには、馬をのり習ふべし。下地(シタヂ)を達者に乗りならひて、用のたづな以下は稽古すべき也。

一 よき友を求めべきは、手習學文の友なり。悪友を除くべきは、基將棋笛尺八の友なり。是はしらずとも恥にはならず、習ひても悪事にはならず。但しいたづらに光陰を送らんよりはと也。人の善惡皆友によるといふ事なり。三人行くと時かならずわが師あり。其善者をえらんで是にしたがふ。其よからざる者をば是をあらたむべし。

一 すき有りて宿に歸らば、概面(ウマヤオモテ)よりうらへまはり、四壁垣根大のくまり所を、ふさぎ揃(コシラ)へさすべし。下女つたなきは、軒(ノキ)を抜きて焼(タ)き、當座の事をあがなひ、後の事をしらず。萬事かくのごとく有るべきと、深く心得べし。

一夕には、六つ時に門をはたとたて、人の出入により、あけさすべし。左様になくしては、未斷(ミダン)にありて、かならず悪事出来すべき也。

一夕には、臺所中居の火の廻り、我と見まはり、かたく申しつけ、其外類火の用心を、くせになして、毎夜申し付くべし。女房は、高きも賤しきも、左様の心持なく、家財衣裳を取りちらし、油断多き事也。人を召使ひ候とも、萬事を人にばかり申し付くべきと思はず、我と手づからして、様體を知り、後には人にさするも、よきと心得べき也。

一文武弓馬の道は常也、記すに及ばず。文を左にし武を右にするは、古の法、兼ねて備へずんば有るべからず。

氏綱守父遺訓。益修攻戰具。平定相模。進與上杉朝興。爭武藏。大永四年。

氏綱遂拔江戶城。朝興走據河越。氏綱數攻之。未能下。乃遣使平井。約夾攻河越。憲總按兵。兩無所援。而朝興數爲氏綱所敗。氏綱又與足利高基婚。高基者。成氏孫也。欲藉伊勢氏力。以報上杉氏。則爲其子晴氏娶氏綱女。氏綱於是暴。上杉氏累世不臣之罪。以諭關東將士。天文六年。四月。朝興卒。遺言子朝定。益圖相模。卒而未。三月。朝定修深大寺城。以挑氏綱。氏綱將兵直赴河越。去城五十餘町而陣。朝定返兵自救。時七月十五夕。月光滿野。兩軍交縱。氏綱終大破朝定。取河越。朝定走松山。松山城主難波田某迎而內之。稍收敗軍。出陣城外。氏綱又擊大破之。

【大永】……後柏原帝の時の年號。【河越】……武藏に在り。【按兵】……按は、とめる、動かさぬ。按兵とは、軍勢を引きとめておくこと。【藉】……借る也。【暴】……あらはす、むき出しにして世間に示す。暴は、あらはすと云ふ義のときは、音ボクなれども、音バクとすること慣習となれり。【累世】……音ルキセイ。代々。【不臣】……臣下たる者の盡すべき道に背くこと。【天文】……後奈良帝の時の年號。【深大寺城】……武藏に在り。【挑】……いとも、戦を仕掛ける。【交縱】……こもぐはなつ。雙方から兵を繰り出すこと。【松山】……武藏に在り。【難波田】

【某】……彈正。【内】……いる。  
 氏綱は、父早雲の遺訓を守つて、まずく戦争の準備をと、のへ、かくて、相模を平定し、進んで、上杉朝興と、武藏を取り合つた。かくて、大永四年に、氏綱は、とうく、江戸城を攻め落し、朝興は、逃げ走つて、河越に立て籠つた。氏綱は、たびく、之を攻めたけれども、未だ攻め落すことは出来なかつた。そこで、氏綱は、使者を平井の憲總の處に派遣して、兩方から河越を挟み撃ちにする事を約束したが、憲總は、軍勢を引きよめて置いて、氏綱、朝興の兩方のどちらをも援ける事を致さなかつた。けれども、朝興は、たびく、氏綱に敗られた。氏綱は、又、足利高基と、縁組をした。これは、高基は、成氏の孫であるが、伊勢氏の力を借りて上杉氏の意趣返しをしやうと思つたので、そこで、その子晴氏の爲めに、氏綱の女を娶つたのである。氏綱は、こゝに於て、上杉氏が代々臣下たる道に背いて居る罪惡をさらけ出して、そして、關東の將士どもに説き諭した。天文六年の四月に、朝興は死んだが、その子の朝定に遺言して、まずく、相模を圖らしめた。朝興が死んでから未だ三箇年にも成らないのに、朝定は、深大寺の城を修復して、氏綱に向つて戦をしかけた。すると、氏綱は、兵を引き連れて、深大寺城に向はらずして、直に河越に押しかけ、城を去ること五十町の處に陣取つた。朝定は、兵を深大寺の城から引き返して、自ら、救ひに出掛けた。その時は、七月十五日の夕方、月の光が野原一ぱいに輝いて居つたが、兩軍から、互に兵を繰り出した。かくて、氏綱は、とうく、大に朝定を敗つて、河越を取つた。朝定は、松山に走つた。松山の城主の難波田某は、迎へて朝定を城に納れ、ぼつくとだんぐに、敗軍をまとめて、出で、城外に陣取つて居つたが、氏綱は、又、撃つて大に之を破つた。

是役也。相模人平岩重吉。虜朝定叔父朝成。氏綱隊將山岡某。來奪朝成。效之麾下。重吉後至。爭功不決。氏綱乃密記二人鎧馬。而屬朝成于山角某。囚于河越。山角善視之。時置酒款語。嘗從容談鎌倉舊事。山角曰。僕聞之。故老。右大將之東征也。陸奥勇將由利八郎。爲宇佐美實政所虜。而天野則景爭之。右大將令梶原景時。畠山重忠。要質之八郎。八郎前默而後對。以重忠有禮也。勇士之不可犯以非禮也。如此。朝成聞之。慨然。山角曰。談偶涉觸犯。幸勿爲罪。朝成曰。噫。僕猶八郎也。嚮者之役。吾盡亡士卒。單騎走。黑甲赤馬者。追呼我。我回轡而鬪。皆墮馬。吾搏伏之。將拔刀。其人

奮起居我上。而數人繼至。吾終爲所虜矣。山角以告氏綱。氏綱曰。黑甲赤馬者。重吉也。乃賞重吉。氏綱賞罰明覈。常類於此。

【山岡某】……豐前守。【效之麾下】……これを大将氏綱の旗もとに差し出す。【記二人鎧馬】……平岩と山岡との鎧のおどし馬の毛色をしるしおく。【山角某】……信濃守。【善視之】……視は看待なり。親切に之を待遇する。【款語】……音クワンゴ。打ち解けて話をする。【從容】……ゆつくりとして、心静に。【右大将之東征】……右近衛大将源頼朝が陸奥の藤原泰衡を征伐せしを云ふ。【争之】……自分が之を虜にしたのであるといつて争ひし也。【更】……かへる。【質】……質問する。【前默而後對】……前に景時が問ひ質せしときには、返答せずして、後に重忠が問ひ質せしときには、返答せしなり。【慨然】……嘆息する貌。【談偶涉觸犯】……談話が、はからずも、貴下の御氣に障るやうな事に及んだ。【涉及ぶの義】……あ、歎聲なり。【嚮者】……音キヤウシヤ。先日。【役】……戰役。【亡】……うしなふ。【回轡】……くつはみをかへす。馬のたづなを引き返す。馬の方向を變じて引き返す。【搏】……うつ、組討ちする。【明覈】……音メイカク。はつきりと明なること。【覈は、之を考へて實あらしむる也。】……被はれたる事實の明かにせらるゝを云ふ也。

この戰に於て、相模の人平岩重吉といふ者が、朝定の叔父なる朝成を生捕つた。しかるに、氏綱の部下の一隊の將たる山岡某といふ者が、來つて朝成を奪ひ取つて、之を氏綱の旗下に差し出したが、重吉が、後から來つて、その手柄を争うたけれども、いづれとも決定しなかつた。氏綱は、そこで、ひそかに、平岩と山岡との鎧の毛色とを記(シル)しておいて、そして、朝成を山角某に預けて、河越に禁錮して置いた。すると、山角は、親切に朝成を待遇して、時々酒盛をして打解けて談話した。あるとき、ゆつくりと物靜に、鎌倉時代の昔の事を物語つたが、その時に、山角が曰ふには、私はこんな事を老人から承つたことが御座ります。むかし、右大将頼朝公が陸奥の藤原氏を征伐せられたときに、陸奥の武勇なる大将由利八郎が、宇佐美實政に生捕にせられました。しかるに、天野則景が、その手柄を争ひました。そこで、右大将は、梶原景時と畠山重忠とをして、かへるく、之を八郎に問ひ糺させられた。すると、八郎は、前に景時が問ひ糺したときには黙つて返答をせずして、後に重忠が問ひ糺したときには返答をいたしました。云ふことで御座ります。これは、重忠には禮儀があつたからの事で御座ります。勇士といふ者は、無禮なる振舞を以て之を犯すことの出来ないことは、かやうなもので御座ります。と曰つた。すると、朝成は、歎息したので、山角が曰ふには、話が、圖らずも、御氣にさはるやうな事に及びました。が、何卒御勘辨下されよと曰つた。そこで、朝成が曰ふには、あ、私も丁度八郎のやうなもので御座ります。先達ての戰に於て、われは、残りず部下の士卒を失ひ、たゞ一騎にて走つて居ります。と、黒絲織の鎧を着て赤い馬に乗つた者が、あとから追つかけて、我を呼びましたので、われは、馬を引返して、鬪ひ、兩人共に馬から落ちて、われは、組討ちして其人をねぞ伏せて、刀を抜かうとすると、その人が、力を奮つて起き上つて、我が上になり、その中に、數人のものが、あとから繼いで來たので、われは、とうく、生捕にせられましたと曰つた。山角は、この事を氏綱に告げ知らせた。すると、氏綱が曰ふには、黒絲織の鎧を着て赤い馬に乗つて居つた者は、重吉であるといつて、そこで、重吉に褒美を與へた。氏綱が人を賞したり罰したりする事の、きつぱりとして明かなる事は、いつても、斯様な風であつた。

上杉朝成を生捕る事

【参考】左に北條五代記の一章を録して以て参考に資す。

聞きしは昔、武州河越の館(タチ)において、管領上杉五郎朝定と北條氏綱合戦は、天文六年七月十五日なり。朝定打ち負け、滅亡したまひぬ。敵の軍兵敗北する其中に、上杉左近大夫朝成の郎従、あまた取つて返し討死す。其隙(ヒマ)に朝成多くのかたきをのり給ひぬ。後た一騎に成つて落ち行く所に、相模國の住人平岩半人正重吉、是れを見て、追ひかけ、あはれ大將と見えたり。敵にうしろをあやなく見せ給ふ物かな、引つ返し勝負を決せよと、名乗りかゝる。朝成のがれ難く、駒引つ返す。半人正、馬上よりくんで落ち、はじめは半人正下に成りしが、えいやと、ねぢ返し上になりたり。味方に山岡豊前守落ち合ひ、郎等あまた来て、敵を生捕り、半人正をばおしへだて、奪ひ取つて、氏綱の御前へ参じたり。又半人正来て、この敵をば、それがし組み伏せ候處に、豊前守跡より来て、うばひ取るよし、相論に及ぶ。氏綱、其者の申す言葉、竝に兩人の馬の毛を記(シル)しおかれ、生捕をば、山角信濃守に預けらる。彼の兩人相論の實否決しがたし。生捕に只今尋ぬるといふとも、あへて以て答ふべからず。氣色を見合はせ、尋ぬべし。彼の左近大夫朝成は、上杉修理大夫朝興の弟、朝定のをぢなり。いたはり候へと給はられたり。合戦の後、氏綱、河越の城に入り給ひぬ。信濃守、朝成の居所へ参じ、折々昔を語りなごさめぬ。頼朝公奥州へ發向の事を語る所に、朝成はいはく、頼朝、みちのくににて、合戦の事、古記にもくはし見えず。いかなる文にしるしおきたるやと問ふ。信濃守はいはく、或る老士の物語を聞きおぼえ候。語りて御つれづれをなごさめ申すべし。頼朝公、奥州泰衡退治として、文治五年七月十九日、鎌倉を打ち立ち、八月十日、阿津賀志山の合戦に、頼朝公討ち勝つて、秀衡が子ども悉く誅罰し、所々のた、かひに切り勝ち、陣が岡に著御し給ふ。九月七日に、宇佐美平次實政、泰衡が郎従由利八郎を生捕り、相具して、陣が岡に参上す。然るに、天野右馬丞則景、是れを生捕るの由相論す。二品、行政に仰せ付けられ、兩人の馬竝によるひの毛等をしるしおかる、の後、梶原平三景時、由利に向つてはいはく、汝は泰衡が郎従の中に名有る者なり。何色の鎧著たる者の汝を生捕るやと云ふ。由利答へて、汝は兵衛佐殿の家人か、今の口狀過分の至り、たとへを取るに物なし。故御館(ミタチ)は、秀郷將軍の嫡流の正統たり。以上三代鎮守府將軍のこうをくむ。汝が主人は猶ほかくのごとき言葉もばつかふべからず。いはんや又汝と我と、對揚の所いづれか勝劣あらんや。運盡きて囚人(メシウド)となるは、勇士の常なり。鎌倉殿の家人をもて、奇怪をあらはすの條、はなはだいはれ無し。問ふ所の事更に返答に及ばずと云々。景時、すこぶるおもてを赤め、御前に参じ、申してはいはく、此男惡口の外、別の言語なきの聞、糺明せんするに所なし。てれば仰にいはく、無禮をあらはすによつて、囚人は是れをとがむるか。尤道理なり。早く山次郎重忠に、是れを召し問はずべし。てれば仍て重忠、手づから、しき皮を取り、由利が前に持ち来て坐せしめ、禮を正しうして、いざなつてはいはく、弓矢にたづさはる者、怨敵の爲めにとらはる、は、漢家本朝の通義なり。必ず恥辱と稱すべからず。中について、故左典廐、永曆に横死あり。二品もまた囚人と成つて、六波羅に向はしめ給ひ、結句豆州に配流せられ給ふ。然れども佳運つひに空しからず、天下を取り給ふ。貴客生捕の名を取らむといふとも、始終沈淪の恨みを残すべからざるか。奥六郡の中に、貴客、武將のほまれを備ふるの由、兼て其名をとむるの聞、勇士等勳功を立てんが爲めに、貴客をからめたるの旨、たがひに相論に及ぶによつて、鎧をいひ、馬の毛付をいひをはんぬ。かれらが浮沈此事をきはむべき者也。何色のよろひを著たる者に、生捕られ給ふぞや。分明に是れを申さるべし。てれば、由利がいはく、客は山山殿か。ことに禮法を存じ、前の男が奇怪に似す。尤是れを申すべし。黒絲おどしの鎧を著、鹿毛の馬に乗りたる者、先づ我を取つて引きおとす。其後おひ来る者は、かうくとして其色目をわかざと云々。重忠歸參せしめ、つぶさに此趣を披露す。件のよろひ馬は、實政が也。すでに不審をひらきをはんぬ。次に仰にいはく、此男の申狀をもて、心中の勇敢を察する者也。尋ね知るべき事あり。御前に召し参らすべし。てれば、重忠又是れを相具して、参上す。御幕をあげられ、是れを見給ひ、仰にいはく、おのが主人泰衡は、威勢を兩國の間にふるひ、刑を加ふるの條、難義のよしを思召すの所に、よのつねの郎従なきかの故に、河田次郎一人が爲めに、誅せられをはんぬ。凡そ兩國を管領し、十七萬騎の官首たりながら、百日相さへず、廿日の中に、一族みな滅亡す。いふに足らざる事なり。由利申してはいは

く、尋常(ヨノツネ)の郎従少々相したるがふといへども、壯士は所々の要害にわかち遣はし、老軍は行歩進退ならざるによつて、不意に自殺す。予がごとき不肖のやからは、又生捕られたるの聞、最後に相ともなふ者なし。抑故左馬頭殿は、海道十五ヶ國を管領せしめ給ふといへども、平治逆亂の時、一日をさへ給はずして、零落す。數萬騎の主たりといへども、長田庄司が爲めに、たやすく誅せられ給ふ。いにしへと今と甲乙いかん。泰衡管領せらる、所の物は、わづか兩州の勇士なり。數十ヶ日の間、賢慮一べんをなやまし奉る。不覺に處せしめ給ふべからずと申す。二品重ねて仰なく、幕をたれ給ひぬ。由利は重忠に預けられ、芳情を施すべしと云々。仰せ付けられ、重ねて由利八郎恩免に預る。是れ勇敢のほまれ有るによつてなり。但し兵具をゆるされずと云々。然らば能き郎等をば持つべき事なり。彼の由利八郎、頼朝公言葉のあやまりをとがめ、至極の道理をもて、主人の名をあげ、生捕らる、身として、勇士のほまれをあらはし、末代に名をとめ、希代の剛の者に候。扱々粗忽に生捕の沙汰を申し出したり。御氣にかけ給ふべからずといふ。朝成がいはく、生捕の昔を聞くに付けても、遺恨やんごとなし。語つて益なしとおもへども、我運命盡き、合戦に勝利を失ひ、落ち行く所に、跡より黒草織の鎧を著、あし毛の馬に乗つたる武者一騎名乗つて、追つかくるの聞、駒引つ返し、馬上にて組む。かれはさしくりて下手(シタデ)を取り、我は上手にありて馬上より落ちたり。されども物の數ともせず、かれを組み伏せ、刀に手をかけしに、下よりえいやとおし返し、朝成下になりぬ。其時、あまた落ち合ひかさなつて生捕られ、恥辱をさらす事、無念口をしきといへり。信濃守、氏綱公へ、此よし言上す。氏綱聞召し、件のよろひ馬は、平岩半人正なり。申しつる言葉、始終かはらずと、御感あつて、勳賞をあて行はる。氏綱はいはく、かれら生捕つたる手柄を朝成に尋ぬるとも、かたきに組み伏せられ、答へがたからんか。然るを、信濃守、むかしの生捕を語り出し、朝成をなだめたる智略を感じ給へり。

氏綱威聲益布遠近。武藏下總諸城。往往降附。獨足利高基弟義明。在下總御弓。與氏綱爭強。義明初與高基相惡。亡依里見義弘。略其傍地。兵力稍張。高基害之。請氏綱圖之。先是義明。義弘以兵艦數百艘。抵鎌倉。毀鶴岡祠。抄掠寶物。氏綱曰。吾將代神行罰也。將兵赴擊卻之。七年。再發兵攻御弓。義弘舉安房上總兵。來救義明。十月。氏綱與義明。義弘戰于鴻臺。大破之。走義弘。獲義明。斬首二千餘級。九年。再造鶴岡祠。

【威聲】……威勢と聲望【布】……しく【亡】……に【抵】……至る【抄掠】……音セウリヤク。掠め取る【鴻臺】……下總に在り。氏綱の威勢と名聲とは、ますます遠近に布き及んで、武藏下總の諸城は、往々、降参して附き従つた。たゞ足利高基の弟の義明が、下總の御弓に居つて、氏綱と、強さを争うて居つた。義明は、はじめ、高基と仲が悪かつたので、逃げて、安房の里見義弘にたよつて、その近傍の

土地を切り取つて、兵威が、や、盛んになつたので、高基は、之を邪魔に思ひ、思ひ兼ねて、氏綱に頼んで、之を亡ぼさんものと算段をした。これより以前に、義明と義弘とは、兵船數百艘を引き連れて、鎌倉に押し寄せ、鶴岡の八幡宮を打ちこはし、その寶物を掠め取つた。そこで、氏綱が曰ふには、吾は、まさに神様の代りに誅罰を行はうとするのであると曰つて、兵を引き連れて、出かけて行き、之を撃つて、追ひ退けた。天文七年に、氏綱は、再び兵を繰り出して、御弓を攻めた。すると、義弘は、安房、上總の兵を引き連れて、來つて、義明を救うた。十月に、氏綱は、義明、義弘と、鴻臺に戦つて、大に之を破り、義弘を敗走させ、義明を打ち取り、首を斬つたことは、二千餘級に及んだ。九年に、氏綱は、鶴岡の八幡宮を再建した。

關東士民望氏綱風。歸者日衆。畿内西國商賈亦往往避亂來寓。小田原日益殷實。聲氣與上國相通。東國道士歲詣大峯者。過界浦。見鳥銃于市。持歸獻之氏綱。關東之有鳥銃。自伊勢氏始。後益召致銃工及根來寺僧善銃者。以助兵威。十年。氏綱病卒。年五十五。嫡子氏康立。年甫十六。

【商賈】……音シャウコ。商賈人。【寓】……寄居する。假住居する。【殷實】……音インジツ。殷は盛なり、實は充なり。土地がにぎはひ人口が充實すること。【聲氣】……音シヤウキ。景氣。意氣込み。【上國】……かみがた、即ち京畿。【道士】……山伏。修験者。【大峯】……大和に在り。【界浦】……和泉に在り。【鳥銃】……鐵砲。【根來寺】……紀伊に在り。【甫】……はじめて、やつと。【關東】……關東の士民で、氏綱の風を望んで、之に附き従ふ者が、日まに多く、畿内や西國の商賈人も亦、往々、その地方の戦亂を避けて、來つて、假住居し、小田原は、日に益々、繁昌して人口も澤山になつて、その景氣は、上方の諸國と相通するに至つた。東國の山伏の、年々大峯に參詣する者が、界浦を通り過ぎて、市中に於て鐵砲を見て、持ち歸つて、之を氏綱に獻上した。關東地方に、鐵砲があるのは、伊勢氏から始まつたのである。その後、氏綱は、ますます鐵砲鍛冶及び根來寺の坊主の鐵砲を打つことの上手な者共を呼び寄せて、兵威を助けた。天文十年に、氏綱は病氣で死んだ。その年は五十五歳であつた。長男の氏康が、跡を嗣いだたが、その年はやつと十六歳であつた。

當是時。上杉朝定勢力削蹙。獨上杉憲政雄長東北。憲政。憲總孫也。今川氏親子義元。與甲斐國主武田信虎。皆通好於憲政。憲政驕惰。其嬖臣菅野信方。上原兵庫專其政。政多偏私。憲政獨耽遊宴。蓄舞妓數十人。國內成風。

不復問武事。常微伊勢氏曰。彼小家耳。何能爲。老臣長尾意玄獨以爲患。先是。本間某。井俣某。以卒長有戰功。憲政之嗣立也。令管內禁射鹿。菅野。上原犯禁。史不敢告。本間。井俣。其傍相雜射獵。乃爲人所告。失邑屏居。意玄乃召之。授計遣。伴仕氏康。以伺察之。二人赴小田原。因多目氏。請曰。山内公疏忠近佞。臣等獲罪至此。縱令得免。不願仕也。願得仕君公。多目頗疑之。且收充行伍。居歲餘。二人乃亡。歸平井。具狀告意玄。曰。臣等熟視氏康爲人。沈毅不測。剛柔兼濟。時而讀書。時而自用刀槍。能等禮節。威重自持。而錄功不略下賤。其用士無老無少。皆適其器。其子弟雖非嫡嗣。皆給俸充用。有功則進之。故其下畏而愛之。人人自奮。願爲效死。而上杉氏將士。皆陰通款。其不通者九人而已。早雲遺言。兩上杉之亡。在我三世後。其相隙則吾家之慶也。意玄以二人所言告憲政。因與朝定和。令國內禁奢華。講武備。錄將士子弟。乃復二人邑。

【削蹙】……音サクシユク。削られ縮まる。【驕惰】……心やごりてなまける。【嬖臣】……音ヘイシン。御氣に入りの臣。賤しくして寵を得るを嬖と云ふ。【偏私】……えこひシキ。【耽】……ふける。はまり込む。【國內成風】……一國皆その風習に染む。【不復問武事】……もはや武事などを捨て置して心に掛けぬ。【微】……輕蔑する。微弱なる者として侮む也。【本間某】……近江。【井俣某】……左近。【卒長】……兵士の組頭。【失色】……領地を取り上げられる。【屏居】……音ヘイキヨ。閉居。家に引きこもりて居る。【多目氏】……周防守。【山内公】……憲政。【疏】

忠近依……忠義なる者を疎外して、媚び諂ふ者を親近する。且收充行伍……まづ召し使ふことにして、隊中に組み込む。亡……に  
 沈没……音ナキ。落ち著いて居つて、いざと云ふときは決断善きこと。不測……心の内が測り知られぬ。剛柔兼濟……手剛い  
 ところと手柔かなところとを兼ね用ひる。剛なるに偏せず柔なるに偏せず。濟とは、用ひて事を仕遂ぐること。自用刀槍……自身に  
 擊劔槍術の稽古をする。能等禮節……よく禮義節度を整へる。身分に應じて禮節を一樣にし、同じ身分にて誰には厚く誰には薄きと云ふ  
 こと無し。威重自持……おごそかに威儀をと、のへ、重々しく構へて居る。録功不略下賤……功勞を帳面に記録するに、下賤の者なり  
 とてあらしにはせぬ。下賤の者にて、功あるときは、之を記録して賞を與ふ。適其器……人々の器量に相當するやうに使ふ。給俸……  
 ……俸は月俸なり。扶持米を與ふる。充用……役に使ふ。相隨……互に仲が悪い。慶……目出たきこと、都合善きこと。奢華……奢修  
 華美、おごつて派手なること。講……はかる。復邑……もとの領地を與へる。

この時に當りて、上杉朝定は、その勢力が、だんぐと削られ縮まつて、たゞ上杉憲政だけが、北條氏の東北の地方に、雄長たるものであ  
 った。憲政は、憲總の孫である。今川氏親の子なる義元は、甲斐の國主なる武田信虎と、もに、いづれも、好(ヨシミ)を憲政に通じて居つた。  
 憲政は、心懸つてなまけ、その氣に入りの家來の菅野信方と上原兵衛とが、その政事を自分勝手にし、その政事には、依怙(イコウ)の沙汰が多か  
 った。しかるに、憲政は、たゞ、遊んだり酒盛したりすることに、はまり込んで、舞子數十人を養つて置き、それが一國中の風習となるに  
 至り、もはや武事をば心に掛けて吟味することは無く、平生、伊勢氏をば、微弱なる者として輕侮して曰ふには、彼れ伊勢氏は小さな家  
 あるから、どうして事を仕出來すことが出來やうぞと曰つて居つた。たゞ家老の長尾意玄だけが、伊勢氏を以て、心配すべき者だと思つて  
 居つた。これより以前に、本間某、井俣某と云ふ者は、組頭であつて、戦功があつたが、憲政が家督を相續して立つたとき、領内に命令して、  
 鹿を射ることを禁じたのに、菅野、上原の兩人は、その禁制を犯したけれど、役人は、兩人の勢力あるを畏れ憚つて、敢て申し出でること  
 を致さなかつたが、本間と井俣とは、その近傍に領地を持つて居つたので、その中にまじつて、鹿を射て獵をしたところが、人に告發され  
 て、その爲めに、領地を取り上げられて仕舞ひ、自宅に引き籠つて居つた。意玄は、そこで、之を召し寄せて、はかりごとを言ひ含めて、出  
 て遣り、いつはつて氏康に仕へて其様子を偵察させることにした。本間、井俣の兩人は、小田原に行きて、多目氏を經て願ひ出で、曰ふに  
 は、山内殿(即ち上杉憲政)は、忠臣を疎外して、佞人を親近せられまして、私共は、罪を獲て、此の如き事になつたので御座ります。たゞ、  
 罪を赦さる、ことが出來ても、あの様な暗愚なる君に奉公することを望みませぬ。どうぞ、こちらの御主人に御奉公いたしたいと存じます  
 と曰つた。多目は、餘程、これを疑つたけれど、まづ、召し使ふことにして、隊中に組み込んだ。かくて一年餘りたつと、兩人は、逃げて  
 平井に歸つて、ありし次第を取りそろへて意玄に告げて曰ふには、私共、氏康の人手をつく、見まするに、落ち著いて居つて、決断が善  
 く、その心の奥底は分らぬ位で、強いと弱いとを兼ね用ひ、時としては書を讀み、時としては自身に劔術槍術を稽古し、能く禮  
 義節度を整へ、威儀をおごそかにして重々しくかまへて居ります。そして、手柄がある者を取り立てるには、どんな身分の下賤なる者をも  
 疎略にせず、その侍を用ふるには、老人でも若い者でも、皆、其器量に相應する役目を申し附け、侍の子弟は、總領でない者にも、皆、扶持  
 米を與へて用に充て、手柄があるときは之を進めませぬ。それ故に、その部下の者は、氏康を畏敬しながら之を親愛し、人々が、自ら奮つて、氏  
 康の爲めに命を捨てやうと願つて居ります。そして、又、わが上杉氏の將士は、皆、人知れず、内通して居りまして、内通して居らない者は、  
 わづかに九人しか御座りませぬ。さきに、早雲は遺言して、山内、扇谷の兩上杉が滅亡するのは、わが三代の後にあるだらう。兩上杉氏が互  
 に仲が悪いのは、吾が北條の家であるといつたと云ふことで御座りますと曰つた。意玄は、この兩人の言つたところの事を、憲政に告  
 げた。憲政は、そこで、朝定と和睦し、國內に命令して、奢侈華美を禁じ、武備を謀り、將士の子弟どもを取り立て、そこで、本間、井俣の兩人

の舊の領地を復し與へることにした。

菅野。上原嫉之。與其族黨謀。上書於憲政。曰。早雲伊勢巧兒也。倚今川  
 氏之力。以攘伊豆。小國賤人之裔。何足爲慮。而我諸老過畏怖之。甚可笑  
 也。天下右族。西有大内。東有山内。山内公號令。遠及陸奥。出羽。麾下將帥  
 三倍小田原者。可得五六人。而瞿瞿然。巧兒子孫是怖。遣間諜。詢消息。獨  
 不顧鄰近之嗤乎。本間。井俣背旨獲罪。而遽復用之。世謂上杉氏無人  
 也。臣聞。氏康喜歌詠。比頑童。不知武事。其將堪事者。獨根來法師耳。其  
 下常相恐。曰。管領命駕矣。北條氏立。壘粉矣。關東將士。馴服我公威德。非  
 一日。何必借人力爲。與扇谷和。所損甚多。君毋聽焉。憲政大喜。曰。意玄  
 誑我。遊嬉如初。將士通款。氏康者。爲一人所告。則大懼。賂菅野。上原。以  
 求解免。菅野。上原說憲政。斥二人。從而毒殺之。又納諸家臣賂。建議曰。  
 名族之嗣。弱者。宜各分邑於其家宰。則戴恩者衆矣。憲政聽之。又舉高野  
 僧善弓者。祿之。曰。何遽下根來法師也。憲政歲入漸減。其兵漸弱。而欲親  
 往擊滅氏康。既命駕而旋。止者再三。東人自是稱猶豫者。曰。管領命駕也。

【族黨】……一族徒黨。【伊勢巧兒】……巧兒は音カイシ。伊勢乞食。【擯】……ぬすむ。爲慮。……心配する。【諸老】……老臣ども。意支等を指す。【過畏怖】……おそれ過ぎる。【右族】……勢力ある家柄。人の右にたつ家柄。【山内公】……上杉憲政。【置置然】……音ククケン。驚遽の貌。びくびくすること。【聞謀】……まはし者。即ち本間、井俣を云ふ。【訶消息】……様子をかきかき。【嗤】……嘲り笑ふこと。【比頑童】……比は、親む也。近づくる也。道理を知らぬ腕白子供を親み近づく。即ち小姓どもを昵び近づくること。【管領命駕】……管領憲政殿が御出馬になれば。【遊嬉】……あそびたはむる。【二人】……本間、井俣を指す。【何遽】……どうして滅多に。【旋止】……また止めにする。【猶豫】……もぐもぐして決着のつかぬこと。

菅野、上原の二人は、之をそねみ、その一族徒黨の者共と相談して、憲政に上書して曰ふには、早雲は、伊勢乞食で御座りまして、今川氏の力をたよとして、伊豆を攘み取つたもので御座ります。されば、その小國の下賤の人の子孫たる氏康は、どうして心配するだけの事が御座りませうぞ。然るに、我が諸の老臣どもは、之を畏れ過ぎて居りますのは、笑ふべきことで御座ります。今、天下の強い勢力ある家族は、西に於ては大内氏が御座ります、東に於ては山内氏が御座ります。山内殿の號令は、遠く陸奥、出羽のはてまで及びまして、旗下の大將どもの中に、小田原(即ち北條氏を云ふ)に三倍するほどの領地を持つて居る者が、五六人は御座ります。然るに、これ等の本當に怖るべきものを怖れずして、びくびくきよきよとくとして、乞食の子孫たる氏康を怖れて、まはし者を遣つてその様子を伺はせるなど、云ふことは、他の事はさて置き、近隣の諸國の人々の嘲り笑ふのを、何とも思はぬで御座りませうか。本間、井俣の二人は、あなたの思召にそむいて、御咎を蒙つたもので御座りますのに、あはて、また之を用ひるが如きは、世間の人々は、上杉氏には然るべき人物が無いのであると思ふで御座りませう。私共が承りまするには、氏康は、歌をよむことが好きで、小姓若衆などを親しみ近づけ、性來なまけもので、武事などは辨へ知らず、その部下の大將の中で、物の役に立つ者は、たゞ、鐵砲を打つ根来の坊主共だけで御座ります。其部下の者共は、常に相恐れて語り合つて曰ふには、管領憲政殿が御出馬になつたならば、北條氏は、立ちどころに粉な微塵となるだらうと曰つて居ります。關東の將士どもが、あなたの御威光御恩徳になつき服従して居ることは、短い間のことでは御座りませぬ。されば、どうして、是非とも他人の力を借りなければならぬと云ふことが御座りませうぞ。今、扇谷殿と御和睦なされる時は、損をすることが甚だ多くて、誠につまらぬことで御座ります。どうぞ、我が君には御開き入れに成らぬやうに願ひますと曰つた。憲政は、此上書を見て、大に喜んで曰ふには、意支がわかられたので、大に懼れて、菅野、上原に賄賂を贈つて、うまく取り成して貰つて罪を免れんと求めた。菅野、上原は、憲政に説いて、二人を退け、引きつゝいて之を毒殺して仕舞つた。菅野、上原の二人は、又、諸家の家來どもの賄賂を取つて、建議して曰ふには、名ある家柄の跡嗣でも、年の若い者は、家を治めて行くことが六かしいから、各その領地をその家の家老に分け與へるが宜しう御座ります。さうするときは、御恩を戴く者が多くなるので御座りませうと曰つた。憲政は、之を聞き入れた。憲政は、又、高野山の坊主で弓を射ることの上手な者を召し抱へ、之に扶持を與へて、そして曰ふには、これならば、どうして滅多に根来の坊主に劣ることがあらうぞと曰つた。かくて、憲政の年々の収入はだんぐに減少し、その兵士はだんぐに弱くなつた。然るに、憲政は、自身に出掛けて行つて氏康を撃ち滅ぼさうと思つて、すでに、出馬の用意をさせて、また止めにしたことが、兩三度に及んだ。關東の人々は、これから後、もぐもぐして決着のつかぬことを「管領の御出馬」と稱した。

十三年。今川氏親使使與憲政約。發兵臨伊勢氏境上。圍長窪城。氏康親將且援之。會使者至自河越。曰。兩上杉氏連和。合兵將來圍焉。氏康還赴河越。不見敵。乃聚諸將議曰。河越當兩上杉之衝。是必爭之地也。以一勇將守焉。吾可以致敵而大克之。衆推北條綱成。綱成猶幼。出奔相模。氏今川氏將守遠江土方城。父正成爲武田氏所殺。綱成猶幼。出奔相模。氏綱愛之。賜北條氏及其偏諱。常爲軍鋒。其旗黃色。書八幡二字爲號。其戰也。每馳突敵陣。連呼勝矣。所嚮無不勝。當是時。黃八幡之名聞八州。於是。氏康授之三千騎。令守河越而還。長窪圍亦解。

【長窪城】……駿河に在り。連和……連合和睦。【衝】……打つて出る道筋。【必爭之地】……是非ともいさをして争ひ合ふ場所。【致敵】……敵を引き寄せる。【偏諱】……音ヘンキ。その名の一字。即ち氏綱の綱の字を與へし也。【軍鋒】……軍の先鋒。【馳突】……かけまはり衝き進む。【黃八幡】……北條五代記に云はく、其上、河越には、北條上總守在城す。此人は數度の合戦に先をかけ、其名を得たる剛の者なり。旗は朽葉の地に八幡の二字を墨にて書きたり。皆人黃八幡とぞいひける。敵此はたを見て、恐れざるといふことなし。上總守、合戦のたびごとに、黃八幡の旗を眞先にたて、團扇をあけて、衆をいさめ、勝つたぞ、とばかりいふ人なり。上總守、一生涯、三十餘度の合戦に、勝つたぞ勝つたぞといひて、勝利を得たり。味方も、此旗先だつを見ては、勝つたりくとおめき、いさみたり。是によつて、萬の引句(ヒキク)にも、上總守の弓箭にて、勝つたぞくといひならはし候ひぬ云々と。

【關】天文十三年に、今川氏親は、使を遣つて憲政と約束して、兵を繰り出して、伊勢氏との境界に打つて出で、長窪の城を圍んだ。氏康は、そこで、自身に兵士を引き連れて、まさに長窪を助けやうとした。折しも、河越からの使者が到着して曰ふには、山内、扇谷の兩上杉氏が、連合和睦して、兵を合はせて、來つて河越の城を圍み攻めやうとして居りますと曰つた。そこで、氏康は、還つて河越へ往つたが、敵が居なかつたので、そこで、諸將を集めて相談して曰ふには、河越の地は、兩上杉氏が打つて出る要路に當つて居るので、これは、是非とも戦をして取り合ひをすべき土地である。若し一人の勇將を以て此處を守らせたらば、われは、敵を引き寄せて、大に之に打ち勝つことが出来るのである。誰れか然るべき勇將はあるまいかと曰つた。すると、一同は、北條綱成を推薦した。綱成は、もと福島氏で、代々今川氏の大將となつ

て、遠江の土方城を守つて居つたが、その父正成は武田氏に殺され、綱成は其時まだ幼年で、相模に逃げて来たのであるが、氏綱は、之を愛して、北條氏といふ姓と其名の一字とを賜はつて、北條綱成と名乗りしめ、いつても、軍隊の先鋒となり、その旗は黄色で、八幡といふ二字を書いて旗にするとし、その戦ふときは、いつても、敵の陣に向つて駆けまはり突き進み、つゞけ様に、勝つたぞと叫び、その向つて進むところは、勝利を得ぬといふ事は無かつたので、この時に當りては、黄八幡といふ名は、關東八州に聞えて居つたのである。こゝに於て、氏康は、この黄八幡の綱成に、三千騎を與へて、河越を守らしめて置いて、自分は引き返した。すると、長窪の圍も亦解けた。

十四年。兩上杉氏大學來攻。曰。此行必剪滅小田原。至河越。圍城數重。意期必取。綱成固守不下。上杉氏使使古河。請晴氏來助。氏康又以為請晴氏欲其兩解。依違答之。上杉氏臣難波田某。小野某。往說晴氏曰。公以北條可親乎。曰。然。伊豆相模非公所嘗領乎。曰。然。早雲氏綱擅興甲兵。掠取伊豆。相模。遂及武藏。下總邊傍。使公困蹙至此。其志不至盡取關東。己為公方。則不已也。彼今日亡上杉。明日必及古河。今之尊公者。乃挾以營其私焉耳。且北條之親於君也。新也。上杉之仕於君也。舊也。去舊就新。君何惑焉。今河越城當陷不陷。所患關東將士。觀望兩端。其心不一耳。君苟進大旆。辱臨軍陣。則衆知所嚮背。戮力決前。必舉河越。河越舉。則乘勢席卷。拔小田原。滅北條氏。復君於鎌倉。而駢首仕之。如往昔矣。願公熟計之。晴氏曰。善。乃盡其士衆。至河越。上杉氏大喜。號令諸將。攻擊越

歲四絕其饜道

【剪滅】……音センメツ。切り絶やす。【意期必取】……心の中に、是非とも取り取ることを、あてにして居る。【以為請】……晴氏が來り助くることを請ふなり。【兩解】……雙方和解する。【依違】……依は附く也、違は背く也。よろずさはらず明白ならざること。【難波田某】……彈正。【小野某】……因幡守。【興甲兵】……軍を起すこと。【困蹙】……音コンシユク。困しみぢまる。【挾以營其私】……あなたが名門たるを小盾に取つて、それで以て、實は自分の仕事をす。【觀望兩端】……あちらこちらと旗色を見くらべて決心せぬこと。【進大旆】……御旗を押して、進む。【旆は音ハイ】。【嚮背】……向ふべきと背くべきと。即ち上杉氏に向ひ、北條氏に背くなり。【戮力】……力を合はせて。【決前】……決然として進む。【席卷】……席を巻くが如くに、たやすく、片端より攻め落す。【駢首】……くびをならべる、頭をならべる。【饜道】……音シヤウダウ。饜は餉と同じ。兵糧を運送する道。

その翌年即ち天文十四年に、山内、扇谷の兩上杉氏は、大兵を擧げて、來り攻めて、曰ふには、此度の出陣には、是非とも小田原を攻め滅ぼしてくれやうと曰ひ、まづ、河越に到着して、城を幾重にも取りまいて圍み攻めて、心には是非とも攻め落すことをあてにして居つた。黄八幡の綱成は、固く守つて、なかく、落城しなかつた。そこで、上杉氏は、使者を古河につかはして、晴氏が來つて助けてくれることを願つた。氏康も、又、同様の事を願つた。すると、晴氏は、雙方が和解せんことを望んだので、いやとも、おうとも、どちら附かずに、曖昧な返事をした。すると、上杉氏の家臣なる難波田某と小野某とが、出かけて行つて、晴氏に説きつけて曰ふには、あなたには、北條氏をば親しむべきものであると、御思ひに成りますかと曰つた。晴氏が曰ふには、いかにも左様であると曰つた。難波田等が曰ふには、伊豆、相模は、あなたが以前に領地として居らせられたところでは御座りませぬかと曰つた。晴氏が曰ふには、いかにも左様であつたと曰つた。そこで、難波田等が曰ふには、早雲、氏綱は、自分勝手に、軍を起して、伊豆、相模をかすめ取つて、それから、とうとう、武藏、下總の片隅にまでも及んで、あなたをして斯くまで御難儀なされるに至らしめました。晴氏は、残らず關東を取つて自分が公方となるに至らぬうちは、止めないで御座りませぬ。彼れ北條氏は、今日上杉氏を亡ぼしましたならば、明日は、屹度、古河に及びます。相模の城が落城すべき筈であつて、落城した上には、北條が、あなたに親しみましたのは、新しいことでは御座りませぬ。上杉があなたに御奉公申しますのは、舊い以前からの事で御座りませぬ。其舊い方をすて、新しい方に御就きなさらうとするは、何といふ御考違ひで御座りませぬ。今、河越の城が落城すべき筈であつて、落城いたしましたので、心配いたしまするのは、關東の將士どもが、あちらこちらと旗色を見合はせて、その心が一つに決定しませぬことばかりで御座ります。あなたが、若し御旗を押して立て、御進みになつて、辱くも上杉の軍陣に御出で下されること、ならば、多くの人々は、どちらに附くべきかとどちらに背くべきかと云ふことを知りまして、力を合はせて、決然として前進し、屹度、河越城を攻め落すで御座りませぬ。かくて、河越を攻め取りましたならば、その勢につけ込んで、席を巻くが如く、片端から攻め落し、進んで小田原を攻め取り、北條氏を滅ぼして、あなたを鎌倉に御還し申し上げて、われ等一同の者共が、頭をならべて、あなたに御奉公申し上げること、昔の様に致すで御座りませぬやう。願はくは、あなた、よく、此事を御考へ下されよと曰つた。晴氏が曰ふには、宜しいと曰つた。そこで、晴氏は、あらん限りの士卒を引き連れて、河越に到着した。上杉氏は、大に喜んで、諸の大將どもに號令して、河越城を攻撃して、年を越え、河越城の兵糧運搬の道を四方から絶ち切つた。



氏康聞之曰。吾必赴援。獨恐城兵之不俟我而決死也。誰能往告我計者。綱成弟辨千代年甫十八。從在氏康左右。進請曰。此事至要。臣請往焉。即爲敵所捕。拷掠百端。至死無言矣。氏康乃謂之曰。往語乃兄。善爲吾守。吾克兩上杉。不出數月矣。女母遽出決死也。辨千代乃往。著上杉氏號。單騎入城。

【俟】……待つ。【甫】……はじめて、やつと。【至要】……至つて大切なこと。【即】……もし。【拷掠百端】……色々様々と手をかへ品をかへて、拷問する。拷掠は音カウリヤウ。拷は打つ、掠は奪うつ也。【乃兄】……なんぢが兄。

氏康は、此事を聞いて曰ふには、われは必ず出かけて行つて援ける積りであるが、たゞ心配なるは、城に立て籠つて居る兵士が、わが援けに行くのを待たずして、討死する覚悟を致さうと知れぬことである。誰か河越に行つて我が計畫を知らせることの出来る者はあるまいかと曰つた。綱成の弟の辨千代は、年はやつと十八歳で、氏康に従つて、側近に居つたが、進み出で、請うて曰ふには、此事は至極大切なことで御座ります。私が何卒参りたいと存じます。もし、不幸にして、途中で敵につかまつて、手をかへ品をかへて色々様々と拷問されても、死ぬまで決して申しませぬと曰つた。氏康は、そこで、之に向つて曰ふには、然らば、往つて、汝が兄綱成に、か様に言へ。吾が爲めに、善く城を守つて居つてくれよ。わが、兩上杉氏に勝つことは、數月以内の事であるから、汝は、あはて、城を出かけて死を決してはならぬと、かやうに言へと曰つた。辨千代は、そこで、出かけて、上杉氏の記號をつけて、たゞ一騎で、城の中に入つて、その使命を果たした。

當是時。氏康兵四守疆上諸城。在者裁八千餘人。乃自將赴援。憲政。朝定并晴氏兵。凡八萬騎。氏康計驕而襲之也。佯請和解。憲政等不聽。氏康出至入間河南。上杉氏兵來迎。氏康不戰而走。入小田原。問諜者曰。敵中云何。對曰。敵皆笑曰。豎子走矣。居五六日。又出至河南。敵來又走。又問諜者。諜者曰。敵曰。豎子不能復出。即出走耳。莫復顧也。氏康曰。可矣。夜勒兵親誓

之曰。吾聞戰道。衆不必勝。寡不必敗。顧士心和否如何而已。古曰。怯於小敵。而勇於大敵。吾數與上杉氏戰。以我一人當敵十人。以寡敵衆。何必始於今日哉。勝敗之決。在此一戰。汝將士。其一心協力。唯吾所嚮。是視。令其兵皆尙白布於鎧上。約之曰。遇不白者。輒斫。勿取其首。令畢。乃引兵渡河。夜半直衝上杉氏軍。軍大驚擾亂。我兵縱橫奮擊。莫不一當百。殺傷二萬餘人。虜朝定。走晴氏。憲政。入州豪傑。即夜降氏康者。九十餘姓。時十五年。四月二十日也。

【裁】……わづかに。繞と通ず。【入間河】……武藏に在り。【諜者】……このびの者。聞者。【豎子】……音ジュシ。小わづば。野郎め。【即】……もし。【勒】……音ロク。勢揃へする。和否如何……一致して居るか一致して居らぬか。【古曰】……昆陽の戦のときに、部下の將帥が、後漢の光武帝(劉秀)を評して、劉將軍は、平生、小敵を見て怯なるに、今、大敵を見て勇なるは、甚だ怪むべきなり」と云ひしを引用したる也。【何必始於今日哉】……上杉氏は多勢にして、我は小勢なるとは、何れ今日に始まつたものではな。【在此一戰】……一に在此一舉に作る也。【尙】……加ふ、上に著ること。【斫】……きる、刀にて斬る也。【勿取其首】……時間がかかり勢力を費すことを欲せざる也。

この時に當りて、氏康の兵は、四方に出かけて、その國境なる諸城を守つて居つて、現在有る者は、わづかに八千餘人であつたが、そこで、自ら大將となつて、出かけて行つて援けることにした。憲政、朝定は、晴氏の兵を并せて、凡そ八萬騎の大勢であつた。氏康は、敵の心を驕らせて之を不意撃ちしやうと考へたので、いつはつて、和睦することを請うた。けれども、憲政等は、承知しなかつた。氏康は、小田原から出掛けて、入間河の南に至ると、上杉氏の兵が來り迎へたので、氏康は戦はずして走り、小田原に駆け込んだ。氏康は、かねて遣はしたる忍びの者に問うて曰ふには、敵の陣中では、何と云つて評判して居るかと曰つた。忍びの者が答へて曰ふには、敵は皆笑つて、野郎奴逃げた、と申して居りますと曰つた。それから五六日たつて、氏康は、又、出かけて、入間河の南に至ると、敵が來たので、又、逃げた。氏康は、又、忍びの者に問うた。忍びの者が答へて曰ふには、敵は、野郎奴は、もはや出かけて來ることは出来まい。もし出かけて來ても、又逃げ走るばかりだ、と申して、もはや氣に掛けて居る者はありませんと曰つた。氏康が曰ふには、それでよしと曰つた。かくて、氏康は、夜、軍隊を勢揃へして、自身に、之に誓つて曰ふには、われが聞くとこよれば、戦の道は、多勢の者が吃度勝つといふわけでも無く、小勢の者が吃度負けるといふわけでも無く、たゞ、部下の士卒の心が一致して居るか一致して居らぬかを顧みるべきものである。古の言葉にも、小勢の敵に

對しては臆病で、多勢の敵に對しては大膽、と云ふことがある。われは、たゞ上杉氏と戦つたが、味方の一人を以て、敵の十人に當つた。されば、小勢の味方を以て多勢の敵に向ふことは、これまで度々の事であつて、何れ今日の戦が始めてあると云ふでは無い。勝敗の分け目は、この一戦に在るのである。汝等將士どもは、心を一つにし力を合はせて、たゞ吾が向ふところを見て、その方へ進めと曰つた。又、その兵をして残らず皆、鎧の上に白い布を著けさせて、之と約束して曰ふには、白くない者に出遇つたならば、すまに容赦なく討ち取れ。しかし、むだに時間を費すことにならぬから、その首を取つて来ては相成らぬと曰つた。かくて、その命令が終ると、そこで、兵を引き連れて、入開川を渡つて、夜半頃に、直に上杉氏の軍勢を目がけて突撃した。上杉氏の軍勢は、大に驚いて、さき亂れた。我が味方の軍勢は、之につけて込んで、縦横に奮撃して、一人を以て百人に當らぬものとは無く、二萬餘人の敵兵を殺したり傷つけたりし、朝定を生捕り、晴氏と憲政とを敗走させた。關東八州の豪傑どもで、その夜のうちに、氏康に降参した者は、九十餘族の多きに及んだ。時に、天文十五年四月二十日であつた。

是夜難波田。小野皆死。本間某。單騎止戰。本間軀幹魁偉。纍九燈于竿。以爲背旗。曰。吾以燭闇主之闇也。與我將大導寺某鬪。授之九燈。曰。吾母復用此也。子用爲標。好仕北條公。乃死。大導寺自是以九燈爲記幟云。

【軀幹魁偉】……音クワンクワイキ。身體の大きいこと。【纍九燈于竿】……九個の提燈を竿に懸ぎかけること。【標】……一に累に作る。字相通ず。燈は一に灯に作る。【背旗】……差し物。小き旗又は種々の飾物を鎧の背の受筒(ウケツ)にさして、戰場に目標とする者なり。【大導寺某】……駿河守。【標】……音ヘウ。しるし。【記幟】……音キシ。差し物のしるし。

この夜、難波田、小野などは、皆、討死して仕舞ひ、本間某は、たゞ一騎で、踏み止まつて戦つた。本間は、その身體が大きくして、九つの提燈を竿につるして、それを差し物として居つて、そして曰ふには、われは、此提燈を以て、事理に闇い主君の闇きを照らすのであると曰つて居つた。かくて、我が將の大導寺某と鬪つて、之に例の九つの提燈を與へて曰ふには、われには、最早、これは不用である。貴殿は之を用ひて、しるしとして、好く御主君の北條殿に奉公せられよと曰つて、そこで討死した。大導寺は、これより、九つの提燈を以て、差し物のしるしとすることに成つたと云ふことである。

天明。上杉氏麾下諸將。聞氏康兵寡。則大悔憤。欲乘其疲。再戰。返至河越。則氏康已入松山城矣。諸將聚議不決。綱成自城內瞰之。開門突出。身先士卒。呼曰。勝矣。敵軍相驚曰。黃八幡也。即敗走。綱成往松山。見氏康。賀戰捷。氏康慰勞之。論功行賞。撫納降附。威振關東。關東諸國皆爭通好焉。

【天明】……一に翌日に作る。【麾下】……音キカ。旗もと。【悔憤】……音クワイフン。後悔して無念に思ふ也。【松山城】……武藏に在り。【敵】……うかゞふ。俯視を敵といふ。見おろす也。

夜が明けてから、上杉氏の旗もとの諸將は、氏康の軍勢が少数であつたといふことを聞いて、そこで、大に後悔して無念に思ひ、その疲れて居るのに附け込んで再び戦はうと思つて、河越に至ると、氏康は、もはや、松山城に入り込んで居つた。そこで、上杉氏の諸將は、集まつて相談したけれども、なかく、決着しなかつた。すると、綱成は、河越の城内から之を見おろして、門を開きて突き出で、自身、士卒に先だち、大に呼ばつて、勝つたぞと曰つたので、敵の軍勢は相驚いて、そち黄八幡だと曰つて、即座に敗軍して逃げ走つた。綱成は、松山城に行つて、氏康に面謁して、戦捷の祝賀を申し述べた。氏康は、之を慰めたはり、又、將士の手柄を評議して賞典を與へ、降参して附き従つた者どもを撫で納れ、その威勢は、關東に振つたので、關東の諸國は、皆、先を争うて、好みを通じた。

於是憲政獨有上野。寵菅野。上原不衰。將士益離心。二十年。氏康率八州兵。往擊憲政。七月。攻平井城。拔之。憲政出奔越後。依長尾輝虎。其老臣藤田。小幡。三川。成田等六人。以憲政子龍穉來降。氏康命神尾某。誅龍穉。燒夷平井城。兩上杉氏於是皆亡。而東國盡歸於伊勢氏。

【藤田】……右衛門佐。【小幡】……三河守。【三川】……未だ詳ならず。【成田】……左衛門尉。【神尾某】……次郎右衛門。【燒夷】……燒き拂ふ。

こゝに於て、憲政は、たゞ上野を有つて居るだけであつたが、例の龍臣菅野と上原とを寵愛すること、以前の通り、すこしも衰へなかつたので、將士どもは、ますます、心を離した。天文二十年に、氏康は、關東八州の兵を引き連れて、出かけて行つて憲政を撃ち、七月に、平井城を攻めて、之を取つた。憲政は、越後に出奔して、長尾輝虎にたよつた。憲政の家老の藤田、小幡、三川、成田等の六人が、憲政の子の龍穉丸を連れて、來つて降参した。氏康は、神尾某に言ひ附けて、龍穉丸を誅殺し、平井城を燒き拂つた。山内、扇谷の兩上杉氏は、こゝに於て、皆亡びて仕舞つて、そして、關東諸國は、殘らず伊勢氏の手に入った。

獨足利晴氏率其餘黨。不與氏康通。氏康乃移書讓之曰。臣父氏綱。與先公結婚姻。竭心翼戴。莫有貳心。以御弓氏之強武。氏綱啣密旨。不日滅

之遠近稱其勳勞而未幾何將見誅其子孫臣未知其說河越之役憲政促君之親臨也臣乃白曰不敢請援請兩無所援君已聽之矣而又惑於讒臣翻援憲政臣又白曰苟宥城兵死則獻城而退君又聽之而攻擊不已往事如此其曲其直天將監之氏康不復能戴君矣二十三年十月將兵攻陷古河城執晴氏放之波多野已而釋之老於關宿立其子義氏居于鎌倉葛西谷弘治元年氏康使使入奏京師曰晴氏悖亂不能統關東將士臣謹與諸將士議立其子義氏代之遂爲請其官爵詔授左馬頭以氏康爲左京大夫敍從五位下

【移書】……手紙を送る。【讓】……せむ、辭を以て責むる也。詰責する也。【氏綱與先公結婚】……先公とは、晴氏の父高基をさす。高基の子晴氏の爲めに、氏綱の女を娶れり。【翼戴】……音ヨクタイ。たすけいたく。【御弓氏】……高基の弟義明を云ふ。義明、御弓に居りて、御弓御所と稱せしを、氏綱之を討ちし也。【御密旨】……内命を受ける。【不日】……僅の間に。【未知其說】……何の譯か分らぬ。【讒臣】……波田、小野を指す。【翻】……ひるがへる、反覆する、うらがへる。【往事】……これまでの事。【監】……かんがみる、昭覽する。【波多野】……相模に在り。【關宿】……下總に在り。【義氏】……その母は氏綱の女なり。【弘治】……後奈良帝の時の年號。【悖亂】……音ハイラン。道理にもとり行の亂れたること。【關】……足利晴氏だけが、其殘つて居る徒黨を引き連れて居つて、氏康と交通しなかつた。氏康は、そこで書面を送つて、之を詰責して曰ふには、私の父氏綱は、貴方の父高基公と、婚姻を結び、心を盡して輔け戴いて、決して二心無く、御弓御所のおれだけ強かつたのでさへも、氏綱は、貴方の父君の御内命を受けて、僅かの間に之を滅ぼして仕舞ひまして、遠近の者は皆、その手柄骨折を賞贊いたしました。然るに、其後、幾何の年月も立ちませぬのに、其子孫たる私共を誅罰なされやうとするのは、私は、其譯が分りませぬ。先般、河越の戦役において、憲政が、貴方の御自身の御出馬を催促致しましたときに、私は、そこで、申し上げるには、私は、私を御援け下さいと云ふ事を強ひて御願申しは致しませぬ。願はくは、上杉氏の方をも、私の方をも、どちらをも御助け下さらぬやうに願ひます。と申し上げましたので、貴方は、すでに此事を御聞き入れになりました。然るに、貴方は、又、讒言する者共の説くところに御迷ひなされて、うらがへりして、憲政を御助けになり

ました。私は、又、申し上げるには、若し貴方がいやくも河越城中の兵士の死を御救下されたならば、私はその城を獻上して退却しやうと申し上げました。貴方は、又、此事を御聞き入れになりました。然るに、その後、河越城を攻撃なさることば、止みませんでした。このまでの事實は、此の如くで御座りました。貴方の御行爲が正しいか正しくないかといふ事は、天道様が御昭覽に成ることで御座りまじやう。私は、もはや貴方を君として戴くことは出来ませぬと曰つた。かくて、天文二十三年の十月に、氏康は、兵を引き連れて、古河城を攻め落し、晴氏を生捕りて、之を波多野に追放したが、そのうちに之を赦して、關宿に隠居せしめ、其子の義氏を立て、其跡を相續せしめ、鎌倉の葛西谷に置いた。弘治元年に、氏康は、使をして京師に入つて上奏せしめて曰ふには、晴氏は、道理にもとり行が亂れて居つて、とて關東の將士を統轄することは出来ませぬので、私は、謹んで諸の將士と相談して、晴氏の子の義氏を立て、之に代らしめまして御座りますと曰ひ、とうく、義氏の爲めに、その官爵を願ひ出でたので、詔して、義氏に左馬頭を授けられ、氏康を以て、左京大夫となし、從五位下に敍せられた。

長尾輝虎計擊氏康亦詣京師請將軍足利義輝自冒上杉氏太田資正爲輝虎詔諸將曰關東將士自古屬源氏北條平氏也胡爲附之室町將軍已以輝虎爲管領公等宜決嚮背焉於是將士多送款輝虎輝虎數入上野氏康遣兵拒之要有勝敗二年里見義弘又通輝虎以兵艦八十艘上三浦城島氏康成將梶原某富永某擊卻之追戰海中大獲而還永祿二年下總將士應輝虎欲攻關宿取晴氏結城晴朝來拒之初晴朝與小山佐竹宇津宮三族戰氏康遣兵援晴朝晴朝德之故爲之守已而聞三族應輝虎攻城則辭還

【自冒上杉氏】……上杉氏と名乗りしを云ふ。上杉憲政が長尾景虎に姓氏官號を譲りしこと、前の足利記に見ゆ。【太田資正】……三樂齋。【詔】……音テウ。言を以て呼び誘ふ也。説き附けて誘ふこと。【決嚮背】……これに附くか附かぬかを決定する。【更】……かほる。【三浦】……相模に在り。【成將】……音シユシヤウ。そこを守つて居る大將。【梶原某】……備前守。【富永某】……三郎左衛門。【永祿】……正親町帝の

時の年號。【德之】…その恩義を有りがたく思ふなり。  
 諸將を誘ひ論して曰ふには、一體、關東の將士は、昔より源氏に附いて居つたものである。北條は平氏であるのに、どうして之に附き従ふのか。今、室町の將軍は、已に輝虎を以て關東の管領と致された。貴殿等、之に附くか附かぬかを決定なされるが宜しいと曰つた。ここに於て、將士どもは、多く好みを輝虎に運ぶやうになつた。かくて、輝虎は、たゞ、上野に討ち入り、氏康は、兵士を派遣して之を拒いだ。が、かほる、勝つたり負けたりした。弘治二年に、里見義弘が、又、輝虎に一味し、兵船八十艘を以て、相模の三浦郡の城島に上陸したが、氏康部下の守將なる梶原某と富永某とが、撃つて之を退却させ、追つかけて、海中に戦つて、大に分捕して還つて來た。永祿二年に、下總の將士どもが、輝虎に一味して、關宿を攻めて足利晴氏を奪ひ取りうとしたが、結城晴朝が、來つて之を拒いだ。はじめ、晴朝は、小山、佐竹、宇津宮の三族と戦つたとき、氏康が兵を派遣して晴朝を援けたとがあつて、晴朝は、その恩義を有難く思つて居つたので、それ故に、氏康の爲めに、拒ぎ守つたのである。とかくする中に、晴朝は、小山、佐竹、宇津宮の三族が輝虎に一味して結城を攻めやうとして居るといふ事を聞いたので、關宿を辭して還り去つた。

三年。正月。輝虎率騎卒十一萬。來攻小田原。氏康議曰。輝虎慄悍無前。而智慮短促。不能持久。且以威力劫諸將。諸將必有不服者。吾厚集我兵。不與抗力。縱其猖獗。坐待其變。不損我兵。而彼將自潰矣。是兵法所謂避其銳氣。擊其惰歸。不戰而屈人兵者也。乃盡召八州將士。舍其城邑。來保守小田原。三月。輝虎率諸軍。至城下。氏康不肯出戰。輝虎攻之。不能拔。忍城主成田長康。憤輝虎無禮也。不告而去。將士稍稍亡去。皆叛輝虎。歸氏康。輝虎大驚。卻走。氏康令沿塗士民奪其輜重。輝虎狼狽。走歸越後。而東國歸伊勢氏者如故。

【騎卒】…騎兵と歩卒。【慄悍】…音ヘウカン。性急にして勇氣あること。【無前】…勢盛にしてその前に立つて當る者なきこと。【智慮短促】…分別が淺薄にして狭きこと。【不能持久】…長く持ちこたへて居ることが出来ぬ。【縱其猖獗】…勝手に狂ひあはれさせて置出して歸らんとする時を撃つ。孫子の軍爭篇に云はく、朝氣は鋭く、晝氣は惰り、暮氣は歸る。善く兵を用ふる者は、其銳氣を避けて、だんくになまけを撃つ。是れ氣を治むる者なりと。【舍其城邑】…舍は捨と同じ。將は居城を捨て、士は知行所を捨て、【忍】…武藏に在り。【亡】…に【卻】…退く。【沿塗】…沿道、道筋。【輜重】…軍糧等物雜品を乗せたる車、小荷駄車。【狼狽】…音ラウバイ。うろたへる、あはてる。永祿三年の正月に、輝虎は、騎兵歩卒十一萬人を引き連れて、來つて小田原を攻めた。すると、氏康は相談して曰ふには、輝虎は、性急にして勇氣強く、その勢盛にして、これに當るものは無いほどであるが、けれども、分別は淺薄で狭いから、久しい間持ちこたへて居ることは出来ないだらう。其上、威力を以て諸將を脅迫して無理に従はせたのであるから、諸將の中に、屹度、心服しない者があるだらう。されば、われは、我が備を手厚くして、敵と力を張り合ふことをせず、隨意に敵のあはれるに任せて置いて、じつとして居つて、その變事の起るのを待つて居つたならば、味方の兵士をば損せずして、敵は自ら崩れ散るであらう。これを兵法に謂はゆる。敵の氣象の鋭くして盛んなるを避けて、そのなまけ出して歸らうとするを撃ち、戦はずして敵の兵を屈服せると云ふものであると曰つた。そこで、氏康は、關東八州の將士を殘らず召し寄せ、各々の居城や領地をば捨て、置いて、來つて小田原に立て籠らせることにした。三月に、輝虎は、諸軍を引き連れて、小田原の城下に到着したが、氏康は、出で、戦はうとはしなかつた。輝虎は之を攻めたいけれども、攻め落すことは出来なかつた。そのうちに、氏康の推量の通り、忍の城主なる成田長康は、輝虎の無禮なるを憤つて、挨拶もせずして引き上げて去つて仕舞ひ、將士どもは、ぼつくとだんくんに逃げ去つて、いづれも、輝虎にそむいて氏康に附いた。輝虎は、大に驚いて、退却して逃げ走つた。そこで、氏康は、輝虎が通過する道筋の士民をして、輝虎の軍用荷物を奪ひ取りしめた。すると、輝虎は、あはてうろたへて、逃げ走つて、越後に歸つた。そして、關東の諸國が、伊勢氏に歸して居ることは、もとの通りであつた。

先是。今川義元。其子氏眞。與武田晴信。合兵。數臨境上。以爭我富士河東之地。氏康與嫡子氏政。俱會戰焉。不決。乃講和。氏康以女妻氏眞。爲氏政娶晴信女。十二月。氏康授國於氏政。而老。

【武田晴信】…大膳大夫。即ち信玄なり。【富士河】…駿河に在り。  
 【合兵】…これより先に、今川義元と、其子氏眞とは、武田晴信と、兵を合はせて、たびく、國境まで出掛けて來て、我が富士川の東の領地を取らうと争つたので、氏康は、長男の氏政と、ともに、其處に打つて出で戦つたけれども、勝負が付かなかつたので、そこで、和睦し、氏康は、その娘を氏眞に妻はせ、そして、氏政の爲めに晴信の娘を娶つた。十二月に、氏康は、國を氏政に讓つて、隱居した。

五年。與晴信合兵。復取松山。松山者。太田資正屬城也。資正憾輝虎之不

終功也。遣使說里見義弘。六年。義弘出兵下總。與資正合。欲襲江戶城。城將遠山某諜知之。急修守備。而馳使報氏康。氏康。氏政將兵發小田原。與義弘夾鴻臺而陣。其夜候騎報曰。義弘兵卻。我先鋒遠山某。富永某。進濟榻木瀨。平旦引兵上臺上。敵將正木某。伏臺傍一里許。卒起要擊。我兵大敗。二將力戰死。餘兵大走。敵追至氏政陣。氏政麾兵橫擊卻之。氏康已濟水。得敗聞。召諸將曰。吾欲爲二將雪恥。何如。氏政曰。曩者遣一卒。雜敵入其陣。還報曰。義弘在臺上。檢二將首。意色甚驕。曰。敵喪其良。度已退去。吾日日濟水。追北殲之。乃釋甲休兵。是其可襲也。氏康曰。然。乃勒二軍。氏康。氏政自爲先鋒。會日且暮。大霧。咫尺不可辨。二軍自臺南。北鼓譟而登。聲震天地。義弘軍大驚潰走。氏康乘愛馬。名賀美。提白秘薙刀。手斫二十騎。氏政等擒正木以下十八將。斬首五千級。義弘。資正僅以身免。於是上總安房諸城。多望風降。四鄰益畏焉。

【松山】……武藏に在り。【徳】……うらむ、残念に思ふ。【終功】……仕事を仕遂げること。【里見義弘】……安房に在り。【遠山某】……丹波守。【鴻臺】……下總に在り。【候騎】……斥候の騎兵。【榻木瀨】……利根川に在り。【平旦】……夜がまぎに明けやうとする時。【正木某】……大膳。【卒】……にはかに。【鑿者】……さきに。【意色】……心と顔色。【喪其良】……その良の家来を無くした。【殲】……つくす、皆殺しにす。【咫】……音シ。八寸を咫とす。【白秘】……白柄。秘は音ヒ。兵器の柄。【薙刀】……音テイタウ。なぎなた。

永祿五年に、氏康は、晴信と、もに、兵を合はせて、再び、松山城を取った。松山と云ふのは、太田資正に屬して居った城である。資正は、折角骨折つてやつた輝虎が、十分に成功しなかつたことを残念に思つたので、使者を遣はして、里見義弘に説いた。そこで、六年に、義弘は、兵を下總に繰り出し、資正と一處になつて、江戸城を不意撃しやうと思つた。すると、江戸城の守將遠山某が、しのびの者を遣はして、此事を知つて、急に、防ぎ守るべき備を整へ、そして、急使を以て、氏康に報告した。すると、氏康と氏政とは、兵を引き連れて、小田原を出發して、義弘と、鴻臺の中に挟んで陣取つた。その夜に、我が物見の騎兵が、報告して曰ふには、義弘の兵は退却しましたと曰つたので、我が先鋒の遠山某と富永某とが、進んで榻木の瀨を渡つて、夜明け方に、兵を引きつれて、鴻臺の上を上らうとした。敵の大將正木某は、鴻臺の近傍二里ばかりの處に、伏兵となつて居つたが、にはかに起つて迎へ撃つたので、我が兵は大に敗れ、遠山、富永の二將は、力の限り戦つて討死し、殘餘の兵は、大に敗走した。敵は之を追つかけて氏政の陣まで来た。すると、氏政は、兵を指圖して、横から撃つて、之を退却させた。氏康は、すでに、川を渡つてから、此敗軍の知らせを受けたので、諸將を召寄せて相談して曰ふには、吾は、遠山、富永の二將の爲めに恥を雪ぎたいと思ふが、どうしたものだらうかと曰つた。氏政が曰ふには、さき程、一人の歩卒を遣はして、敵兵の中にまぎれ込んで、敵の陣中に入りしめましたが、その歩卒が還つて来て報告しますには、義弘は、鴻臺の上になつて、わが遠山、富永の二將の首を實檢して、意氣顔色と、もに大に驕つた様子で、申しますには、敵はその良臣を死なしたものであるから、もはや退却して去つたであらう。われは、明日、川を渡つて、敵の逃ぐるを追つかけて之を皆殺しにしてくれやうと申して、そこで、鎧をぬぎ棄て、兵を休息させて居ります。と報告しました。これこそ不意撃致して、宜しう御座りましやうと曰つた。氏康が曰ふには、いかにも左様であると曰つて、そこで、二隊の軍勢を勢揃へして、氏康と氏政とが、自身に先鋒となり、折しも日が暮れやうとして、霧深く、僅の距離も見分けるとが出来ないほどであつたので、二隊の軍勢は、鴻臺の南と北とから、攻大鼓を打ち鳴らし、喊の聲をあげて、鴻臺に登り進み、その聲は、天地を震ひ動かすほどであつた。義弘の軍勢は、大に驚いて、散りくづれ亂れて敗走した。その時、氏康は、賀美と名づくる愛馬に乗つて居つたが、白柄のなぎなたを提げて、手づから、敵三十騎を切り落し、氏政等は、正木以下の十八人の大將を生捕り、首を斬ること、五千餘級にも及び、義弘と資正とは、やつと、自分等の身だけを以て免れた。こゝに於て、上總、安房の諸城は、多く氏康の風を望んで、降参し、四方の隣國は、ますます北條氏を畏れた。

十年。十月。氏康與晴信。合兵五萬。攻長尾輝虎于厩橋。縱火城下。至其門還。以報小田原之役。輝虎不敢出。輝虎數規河越。不得志。氏康有妾子三郎。輝虎欲養之爲子。以成和議。氏康聽之。於是諸國無事。

【厩橋】……上野に在り。【小田原之役】……弘治三年に在り。【三郎】……景虎。永祿十年の十月に、氏康は、晴信と、もに、軍勢五萬人を合はせて、長尾輝虎を厩橋に攻め、城下に火を放ち、その城門まで往つて還り、かくして、輝虎が小田原に攻め入つた戦の返報をしたが、輝虎は、押して出かけて來ることをしなかつた。輝虎は、たびく、河越をつけねらつて、隙間を見て攻め取らうと思つたけれども、思ふ様には成らなかつた。氏康には、妾の子の三郎といふものがあつたが、輝虎は、之を養子として和睦をしやうと云ひ出した。氏康は、之を承知した。こゝに於て、諸國は一先づ無事となつた。

及今川義元死。氏眞承其後。而淫縱。不親國政。晴信其母之弟也。陰謀其國。十一年。十二月。晴信舉兵襲氏眞。氏眞逃走。遠江。晴信不敢追。留居府中。恐我兵救之也。乃遣辯士寺島甫安來說曰。請分駿河。富士川以西屬武田氏。富士川以東屬北條氏。氏康。氏政怒曰。晴信。規利以滅親。是豺狼也。今川氏。吾祖宗所寄跡。且爲姻戚。吾必復氏眞矣。乃執甫安。囚于伊豆。以兵四萬餘騎。赴援。十二年。正月。陣薩陞山。晴信陣興津。相持不戰。至四月。晴信度終不可支。夜拔其軍。開道逃去。氏眞乃來奔。氏康。氏政分兵守諸城。爲氏眞修府中城。

【承】……うく、繼ぐ也。淫縱……音インシヨウ。淫は嗜欲度に過ぐるなり。縱は恣なり。放なり。酒色に耽つてしだらなく我儘なること。【府中】……駿河に在り。【規利】……私利をはかる。【滅親】……倫理の道に背くこと。叔父と甥との間に人倫の親みを無くして仕舞ふ。【豺狼】……音サイラウ。山犬とおほかみ。その殘忍なることを晴信に比する也。【祖宗】……先祖。長氏を指す。【寄跡】……かゝり人となる。長氏嘗て今川氏に依る。故にかく云ふ。【姻戚】……氏康の娘は氏眞の妻なり。故にかく云ふ。【薩陞山】……駿河に在り。【興津】……駿河に在り。今川義元が死んでから、氏眞が其跡を嗣いだすが、氏眞は、酒色に耽つて我儘勝手、自身に國の政治を執らなかつた。武田晴信は、氏眞の母の弟であるが、其國を奪ひ取らんことを、人知れず巧み、永祿十一年の十二月に、晴信は、兵を擧げて、氏眞を不意撃した。氏眞は、逃げて遠江に走つた。晴信は、強ひて之を追つかけやうとはせずして、留まつて府中城に居つた。これは、晴信は、我が北條氏が氏眞を救ふことを恐れたからである。そこで、晴信は、辯舌の善い人寺島甫安といふ者を遣はして、來り説かしめて曰ふには、何卒、駿河國を分けて、富士川より西を武田氏に屬し、富士川より東を北條氏に屬することに致したいもので、御座ると曰つた。すると、氏康、氏政は怒つて曰ふには、晴信は、私の利をはかり求めて、叔父と甥との間の人倫の親みを無くして仕舞ふといふは、これ、まことに山犬やおほかみに比すべき奴である。元來、今川氏は、吾が先祖早雲公がはじめて身を寄せたところであり、其上に、縁類の關係である。われは、是非とも氏眞をもとに復すやうに致さうと曰つて、そこで、甫安をつかまへて、伊豆に拘留し、軍勢四萬餘騎を引き連れて、出かけて行つて氏眞を助けることにし、十

二年の正月に、薩陞山に陣取り、晴信は興津に陣取り、互に睨み合つて、まだ戦争をせずして、四月に至つたが、晴信は、とても持ちこたへることが出来ぬと考へて、夜、其軍勢を引き上げて、裏道から逃げ去つた。氏眞は、そこで、北條氏の方に駆け込んで來た。氏康と氏政とは、兵を分つて、諸城を守らしめ、氏眞の爲めに、府中城を修復してやつた。

六月。晴信來入伊豆。軍于鳴島。會大雨。我兵夜襲其營。晴信驚。棄其牙旗而走。而關東將士。多通晴信者。九月。晴信發二軍。來襲小田原。時我兵大半成駿河。小田原兵寡。十月。晴信來至城下。聲言。詣鶴岡神祠。以告戰捷。氏康。氏政欲待其入鎌倉。而斷後殲之。令兵勿出。晴信乃引軍歸。甲斐。氏政弟。輝等。要之三増山。擊破其先鋒。而衆寡不敵。我兵遂敗走。氏輝獨身止戰。其臣大石某。謂之曰。是非公死處。臣請代公死。進而死之。氏輝得聞馳走。馬中箭斃。其臣師岡某。授其馬。免之。氏康。氏政將兵追晴信。未至嶺三里。而敗報至。乃班軍。而戍駿河者。舍守赴難。十一月。晴信復舉國兵入駿河。諸城解走。獨北條綱重在蒲原。堅守不下。晴信知其不可力取。引兵而去。綱重出追之。晴信分兵直入其城。綱重戰死之。晴信陷府中。盡取駿河。氏康乃給氏眞以早川邑。而遣氏政。及松田憲秀等。擊晴信。

【警】…陣屋【牙旗】…音ガキ。大將旗。【聲言】…言ひ觸らす。【斷後】…晴信の軍の後方を断ち切る。【三増山】…相模に在り。【大石某】…遠江守。【師岡某】…山城守。【班軍】…軍をかへす。軍勢を引きかへす。班は還なり。【赴難】…急難を救はんが爲めに駆けつける。【蒲原】…駿河に在り。【不可力取】…兵力にては取ることが出来ぬ。【早川邑】…相模に在り。

六月に、晴信は、來つて伊豆に入り、鳴島に陣取つた。折しも、大雨が降つたので、我が北條氏の軍勢は、夜、晴信の陣營を不意撃ちする。晴信は驚いて、その大將旗を棄て、逃げ走つた。しかし、關東の將士の中に、晴信に一味して居る者が多かつたので、九月に、晴信は、二隊の軍勢を繰り出して、來つて小田原を不意撃ちした。其時に、我が北條氏の兵は、大部分は、駿河を守つて居つて、小田原には、兵が少かつた。十月に、晴信は、來つて小田原の城下に到着して、言ひ觸らすには、鎌倉の鶴岡の八幡宮に参詣して、戦捷を奉告すると言ひ觸らした。氏康、氏政は、晴信が鎌倉に入るを待つてその軍の後方を断ち切つて之を皆殺しにしてくれやうと思つて、兵士に命令して、城を出ないやうにさせた。晴信は、攻めあぐんで、そこで、軍勢を引き上げて、甲斐に歸ることにした。すると、氏政の弟の氏輝等は、晴信の軍勢が甲斐に歸らうとするのを、三増山に待ちかまへて、その先鋒を撃ち破つた。けれども、晴信の方は多勢で、こちらが小勢で、敵することは出来ず、我が兵は、とうとう敗戦して逃げ走つた。氏輝は、たゞ一人で、止まつて戦つた。その家來の大石某が氏輝に向つて曰ふには、これは、あなたが討死なさるべきところでは御座りませぬ。私が、どうぞ、あなたの代りに討死したいと思ひますと曰つて、進んで、そこで討死した。氏輝は、それによつて隙間が出来たので、馳せ走つたが、その乗つて居る馬が矢にあつて斃れ、又ぞろ困つて居るところへ、その家來の師岡某が、自分の乗つて居る馬を與へて、氏輝をのがれさせた。一方では、氏康と氏政とは、兵士を引き連れて、晴信を追つかけて來たが、三増山の嶺(タウゲ)の三里手前で、氏輝の敗軍の報告が來たので、そこで、軍勢を引き返した。そして、駿河を守備して居つた者どもは、その受持の守り場所を棄て、置いて、小田原の急難を救はうといふので、駆け付けて來た。十一月に、晴信は、ふた、び、國中の兵を引き連れて、駿河に入つた。すると、諸城は守を棄て、逃げ走つたが、たゞ北條綱重だけは、蒲原に在つて、堅く守つて落城しなかつた。晴信は、これは、迎へて兵力を以て攻め取ることが出来ぬと知つて、兵を引き上げて去ると、綱重は、城から出て追つかけたので、晴信は、兵を手分けて、直ちに其城に入らしめ、綱重は、そこで討死した。かくて、晴信は、府中を攻め落し、殘らず駿河を取つた。氏康は、そこで、氏眞に、早川の莊を與へ、そして、氏政と松田憲秀等とを派遣して、晴信を撃たしめた。

元龜元年。九月。氏政與晴信相拒伊豆。聞氏康疾作。乃還。十月。氏康卒。年五十六。氏康攻撃四方。往往以身當敵。有大創數十。而常用心於政治。講源賴朝故事。察吏之貪廉。而黜陟之。關東諸國。倚而安焉。嘗與晴信會。晴信問河越戰略。氏康曰。是非吾功也。綱成等忠勇所致耳。其不矜如此。故其士民皆以廉讓相尙。趨君事如歸。及其卒也。無不哀慕。

【元龜】…正親町帝の時の年號。【相拒伊豆】…氏政は討つて出でんとし、互に拒ぎ合ふ。【作】…おこる。【貪廉】…音タンレン。貪慾なると清廉なる。慾深きものと慾少く行潔白なるものと。【黜陟】…音チユツチヨク。任免する。【不矜】…はこらず、自慢しない。【廉讓】…自ら名利をむさぼらず、人を先にし己を後にして譲り合ふこと。【相尙】…互に尊しとする。【趨君事如歸】…主君の事の爲めに働くこと、我が家に歸るが如く勇み進むを云ふ。

元龜元年の九月に、氏政は、晴信と、伊豆に於て、相拒ぎ合つて居つたが、氏康が病氣になつたといふ事を聞いて、そこで、還つて來た。十月に、氏康は死んだ。その年は五十六歳であつた。氏康は、四方の諸國を攻撃し、時々自身に敵に向つたので、大きな創が數十箇所あつた。そして、平生、領地の内の政治に心を用ひ、源賴朝の故例を取り調べて之に倣ひ、役人どもの貪慾なるを察し、之を見分けて、之を任免進退したので、關東の諸國は、氏康をたよりにして安堵して居つた。氏康は、あるとき、晴信と會合したことがあるが、その時に晴信は、氏康に、河越の役の戰略を問うた。すると、氏康が曰ふには、これは、吾が手柄では御座らぬ。綱成等が忠義武勇であつた爲め、御座ると曰つた。氏康が、自慢をせぬことは、此の如くであつた。それ故に、その士民は、皆、自ら名利を貪らずに、人を先にし己を後にして互に譲り合ふのを、尊い事とする様になり、君の事の爲めに働くことは、自分の家に歸るが如く勇み進んで居つた。氏康が死ぬるに及んで、哀み慕はぬものは無かつた。

氏政勇敢類氏康。而器略不及。氏康既卒。甲斐將士。欲乘喪攻氏政。晴信方西擊織田氏。以故不聽。遂講和議。氏政已無西顧之憂。乃專經營東國。天正五年。夏。擊里見義高。破之。義高請和。獻其子義賴。常陸國主佐竹義重。亦效質子。氏政於是授國於嫡子氏直。而老。氏政。氏直。皆襲氏康官爵。晴信既卒。子勝賴數出兵。與織田氏。德川氏爭。大敗。乃以重幣來請和。且請娶氏政妹。氏政許之。自是。武田氏遂爲我屬國。六年。輝虎卒。二子景虎。景勝。爭國構兵。景虎即氏政弟三郎也。氏政爲景虎。請援於勝賴。勝賴許之。景勝厚賂勝賴嬖臣。勝賴變意。遣兵助景勝。攻殺景虎。氏

### 政大怒。與勝賴絶。

【勇敵】…勇武果敢。勇氣あつて如何なる艱難をも物ともせず押し切つて進むこと。【器略】…器量才略。【已無西顧之憂】…晴信と和睦せしが故なり。【天正】…正親町帝の時の年號。【效】…いたす、差し遣はす。【氏康官爵】…從五位下左京大夫。【敗衄】…音ハイヂク。敗軍すること。【重幣】…手厚き進物。【勝頼許之】…許は一に諾に作る。【勝頼驍臣】…長坂調閑、跡部勝資。【絶】…絶交する。

【關東】氏政が勇氣あつて果敢なることは、氏康に似て居つたけれども、器量と智慧とは、氏康に及ばなかつた。氏康は、すでに死んで仕舞つたので、甲斐の將士どもは、その喪中に付け込んで、氏政を攻めやうと思つたけれども、晴信は、その時に丁度、西の方織田氏を撃つて居つたので、それ故に、之を聞き入れず、とうとう和睦の相談をした。そこで、氏政は、もはや、西の方を顧みる心配が無くなつたので、そこで、専ら關東の諸國の始末を付けやうと思ひ、天正五年の夏に、里見義高を撃つて之を破つた。そこで、義高は、和睦を申し入れ、其子義頼を差し出した。常陸の國主の佐竹義重も、亦、人質として其子を氏政に送つた。氏政は、これに於て、國を長男の氏直に譲つて、自分は隱居した。氏政、氏直は、いづれも、氏康の官職と位階とを繼いだ。その頃に、晴信は、もはや死んで仕舞つて、その子勝頼は、たゞ兵を繰り出して、織田氏、徳川氏と争うて、大に敗軍したので、そこで、手厚き幣物を持參して、來つて、和睦せんことを申し込み、其上に、氏政の妹を娶りたいと請うたので、氏政は之を許した。これより、武田氏は、とうとう、我が北條氏の屬國となつた。六年に、輝虎は死んだので、その二人の子なる景虎と景勝とが、國を争うて戦を始めた。景虎は、即ち氏政の弟の三郎である。そこで、氏政は、景虎の爲めに、加勢せんことを勝頼に請うたが、勝頼はこれを承諾した。しかるに、景勝が、勝頼の御氣に入りの家來に、手厚き賄賂を送つて頼み込んだので、勝頼は、心を變じ、兵を派遣して、景勝を助けて、景虎を攻め殺した。そこで、氏政は、大に怒つて、勝頼と絶交した。

織田信長既定畿内。來約夾攻勝頼。氏政許之。七年。九月。與勝頼相持于三島。八年。戰于浮島原。十年。三月。信長與子信忠擊勝頼。入甲斐。氏政。氏直。將兵二萬。臨境上。勝頼困蹙。欲死。教夫人走小田原。夫人不聽。與俱自殺。信長既定甲斐。信濃。令我德川公居駿河。令其將瀧川一益守西上野。居厩橋城。十年。六月。信長爲其下所弑。一益將西歸。鉢形城主北條氏郡使告氏直。而出陣。金窪與一益戰。不利。一益兵乘勝而進。氏直

先鋒設伏而佯走。一益陷伏。我兵前後擊之。斬首二千級。時甲斐。信濃大亂。德川氏。上杉氏争之。氏政又令氏直率兵數萬會戰。不決。乃與共和。定西上野而還。

【三島】…伊豆に在り。【浮島原】…駿河に在り。【臨境上】…國境まで押し出す。【困蹙】…音コンシユク。困つて進退窮まること。【夫人】…夫人は氏政の妹なり。【信長爲其下所弑】…信長、京都本能寺に於て、その臣明智光秀の爲めに弑せらる。【鉢形】…武藏に在り。【金窪】…上野に在り。

【關東】織田信長は、すでに畿内を平定して仕舞つて、使をよこして、勝頼を兩方から挟み攻めることを約束させたが、氏政は之を承知した。天正七年の九月に、氏政は、勝頼と、三島に對陣し、八年に、浮島原に於て戰つた。十年の三月に、信長は、その子信忠と、もはや、勝頼を撃つて、甲斐に攻め入り、氏政と氏直とは、兵三萬を引き連れて、國境まで押し出した。勝頼は、大に困却して進退きはまつて、自殺しやうとして、夫人をして里方なる小田原に逃げさせやうとしたけれども、けなげなる夫人は承知せずして、とうとうに自殺して仕舞つた。信長は、すでに甲斐、信濃を平定し、我が徳川公（即ち家康）をして駿河に居らしめ、部下の將瀧川一益をして西上野を守つて厩橋城に居らしめた。十年の六月に、信長は其臣下の爲めに弑せられたので、一益は、將に西に向つて歸らうとした。すると、鉢形の城主なる北條氏郡が、使をしてこの事を氏直に告げしめ、かくて、氏直は出で、金窪に陣取つて、一益と戰つたけれども、勝利を得なかつたので、一益の軍勢は、勝つた勢に付け込んで、進んで來たが、氏直の先陣が伏兵を設けて置いて伴つて逃げ走ると、一益は伏兵の中にはまり込んだので、我が北條氏の兵は、前後より夾み撃ちにして、首を斬ること二千餘級にも及んだ。その時に、甲斐、信濃が大に亂れて、徳川氏と上杉氏とが、之を取らうと争うたので、氏政は、又、氏直をして兵數萬を引き連れて、之と出合つて戦はしめたが、勝頼が附かなかつた。そこで、とうとうに和睦し、西上野を平定して引き返して來た。

當是時。伊勢氏盡定八州。沃野千里。鑄山煮海。小田原繁華。爲關東都會。第一。然氏政漸驕侈。用人不別忠佞。初氏政之爲世子。從氏康略上野。與武田晴信合兵。軍松山。時方仲夏。有刈麥馱過軍前者。氏政見之。指問左右何物。左右曰。麥也。氏政曰。盍炊以供賓。晴信哂曰。吾今而後知北



條氏大國也。郎君大國公子。故爲是言耳。夫麥者擊之。簸之。藪之。晞而春之者。再然後浸之。而炊之。今郎君乃欲直炊之。左右竊笑之。氏政不通下情如此。以故國政日弊。老臣松田憲秀弄權柄。士民多被冤枉者。

【沃野】……音ヨクヤ。沃は灌溉のよきこと。沃野とは肥えたる田野。【千里】……廣きを云ふ。【鑄山】……山より鑛物を採掘すること。【煮海】……海水を煮て鹽を取ること。史記の吳王濞列傳に、即山鑄錢、煮海水爲鹽、語あり、蘇東坡の表忠觀碑に、鑄山煮海の語あり。【繁華】……戸數人口多くして盛んなること。【都會】……人物の多く集まれる土地。【驛修】……音ケウシ。心おこりて發澤なること。【別忠俊】……忠臣と佞人とを區別せぬ。【世子】……よつぎ。【仲夏】……夏の中頃。舊曆の五月頃。【馱】……音ダ。牛馬の背に物を積み載せること。馱は馱の俗字なり。【炊】……かしら、飯をたくこと。【供養】……御客に御馳走する。【晒】……わらふ、微笑する。【郎君】……若殿。【擊口ウ】……みずりをする、すり臼にて粉(モミ)を去る也。【晞】……かはかず、日に乾す。【春】……うすづく、臼にてついて糠を除く也。【浸】……ひたす、水につけて置く。【下情】……下民の情。【冤枉】……音エンリウ。無實の罪。

嘗有一僧過觀城門榜令曰。北條氏將亡矣。或走告之市尹。市尹召僧問曰。聞汝謂北條氏將亡信乎。曰。信。曰。何以謂之。曰。吾三十年前。過觀榜

嘗有一僧過觀城門榜令曰。北條氏將亡矣。或走告之市尹。市尹召僧問曰。聞汝謂北條氏將亡信乎。曰。信。曰。何以謂之。曰。吾三十年前。過觀榜令。令四五條而已。今則三倍焉。夫德薄則政滯。政滯則令煩。令煩則衆離。衆離則君孤立矣。君已孤立。不亡而何待。市尹以告氏政。氏政不爲意。獨委任憲秀。

【榜令】……音バウレイ。制札。即ち禁制の簡條を記載せる揭示。【市尹】……音シイン。町奉行。今の市長の如きもの。【滯】……とどまる。停滯する。命令の行はれかぬること。【不亡何待】……滅亡することの外に、何の待ら設けらるることがあるか。滅亡するのほか無きことを云ふ。【】あるとき、一人の坊主があつて、通りかゝつて、小田原の城門の前に立つて居る制札を見て曰ふには、北條氏は亡びかゝつて居ると曰つた。ある人が、駈け付けて行つて、この事を町奉行に告げ知らせた。すると、町奉行は、その坊主を召し寄せて、問うて曰ふには、聞くところによれば、貴様、北條氏は亡びかゝつて居ると曰はれたと云ふことだが、本當で御座るかといつた。坊主が曰ふには、私が左様申したといふ事は、本當で御座ると曰つた。町奉行が曰ふには、如何なる譯で左様な事を申されたかといつた。すると、坊主が曰ふには、私が三十年以前に、此處を通りかゝつて、制札を見たときには、御布令は、わづかに四五箇條だけで御座つた。しかるに、今は、その簡條が、その三倍にもなりました。大體、君たる者の徳が薄いと云ふは、政治が停滯して行はれぬやうになります。政治が停滯して行はれぬやうになるときは、法令が煩はしく簡條が多くなります。法令が煩はしく簡條が多くなるときは、人民が離散するときは、君たる者は一本立ちとなります。今、北條殿は、すでに一本立ちとなつて居られるのであるから、滅亡するより外は御座らぬと曰つた。そこで、町奉行は、此事を氏政に告げ知らせた。けれども、氏政は、それを氣にも留めずして、たゞ憲秀だけに政事を任せて置いた。

武將感狀記

氏政の世に至つて、六十餘州の遍參僧、關東に赴く時、相州小田原の驛亭に宿す。制札を見て嘆息して、北條家も末になり亡ぶべきの端顯れたり云ふ。自代此の言を聞きて往きて町奉行に告ぐ。町奉行奇みて、彼の僧の所に使を以て、申し談ず可き事候間、御苦勞ながら私宅に來臨あれと云ふ遣しければ、老足道に疲れ候、休息して後參らんとて、暮に及んで來る。町奉行出で逢ひて、先づ辭儀を述べ、茶菓を出して後、承れば、爾々の出言ありと申す者の候、實にて候やと問ふ。客僧、實にて候と答ふ。制札の簡條非理の事候やと問ふ。皆非理の事候はずと答ふ。其の時、町奉行、貴僧定めて博識なるべし、非理なくして亡ぶべき事、味暗なる吾儕の辨へざる所に候、願くは其道理を説きて惑を解かれ候へかしといへば、客僧、我三十年以前此地を過ぎ候時は、制札の面僅に五ヶ條に候。今日見候へば、三十ヶ條に及べり、威ありて士民心服する時は、法度の簡條簡少にして違かざるもの候、國君の明蔽はれ威衰へて後、士民違く者多し、違く者多きに由つて、法度の簡條年毎に累り、政令瑣細になり候、是の故に、士民彌々安からず、國君を怨み誇りて、賢君にかへん事を求むるに至る。是士民の志の君主に離れたるに候、士民の志君主に離れ候ては、誰と共に國を守り寇を拒ぎ候はんや、我れ是れを以て亡ぶ可きの端顯はれたりと申候。事の是を求めずして心の非を悔め、自ら省み自ら戒められれば、昔の盛世に還るべしと云ふ。町奉行大に感服して、客僧の云ふ所を具に書き留めたり。

十一年。七月。氏直娶德川氏。信長既遇害。而其將豐臣秀吉代爲政於畿内。挾天子以令海内。德川氏。上杉氏。皆附之。秀吉屢使使來說曰。盍來朝京師。十四年。八月。氏政遣弟氏規赴京師。不肯親往。如是者再三。氏政曰。秀吉欲以口舌取八州。盍以弓箭取焉。秀吉怒。使使請戰。於是氏政乃修城壘。蓄糧仗。八州將士。皆留其部下守城砦。而自聚于小田原。憲秀陰送款於秀吉。初。憲秀子新六守戶倉城。與武田勝頼戰。數不利。氏直聞之。罵曰。新六怯夫。多亡我士。新六聞之。慚恚。叛降勝頼。及勝頼亡。新六來歸。當誅。憲秀爲乞哀。乃宥死一等。屏去其邑。至是。新六又勸憲秀。因敵將堀秀政通款焉。秀吉昭之以伊豆。相模。令爲內應。氏政。氏直不之知也。與憲秀議。遣親族諸將分守要害。美濃守氏規守葦山。陸奥守氏輝守竹浦。左衛門大夫氏勝守山中。氏勝。綱成孫也。開宮康俊。朝倉重高爲副。與舊守松田秀植。俱守焉。氏政賜刀於康俊。重高曰。勉之。康俊曰。臣以死從事。重高退。謂同僚曰。北條氏之滅。在於是役也。山中之城。版築不備。而命守焉。是棄我輩於敵也。吾視十餘年來政。多失道者。事可知矣。諸君謹之。

知矣。諸君謹之。

【十四年八月氏政遣弟氏規赴京師】……豐臣記には、十六年の條の下におく。いづれか誤りなるべし。【口舌】……口さき。【糧仗】……音リヤウジヤウ。兵糧と武器。【音】……音サイ。壘也。とりで。【戶倉城】……相模に在り。【怯夫】……音ケフ。臆病者。【乞哀】……あはれみを乞ふ。命乞をする。【屏居】……音ヘイキヨ。閉門。盤居。【昭】……くらばす。【内應】……うち切り。【葦山】……伊豆に在り。【竹浦】……相模に在り。【山中】……伊豆に在り。【版築】……版は板なり。築は土石をつき固むること。板と板との間に土石を入れてつき固むること。即ち城壁の普請(フシシ)也。【事】……なり行き。結果。【謹】……自ら警むる也。

天正十一年の七月に、氏直は、徳川氏から妻を娶つた。信長は、もはや殺害せられて仕舞つたが、その大將豊臣秀吉が、代つて畿内に居つて政治を執り、天子を挟んで天下に號令し、徳川氏、上杉氏も皆之に附き従つて居つた。秀吉は、たゞ、使をよこして説かして日ふに、なせ京都に來つて参内せぬかと曰つた。十四年の八月に、氏政は、弟の氏規を遣はして、京都に出かけて往かしたけれども、自身に出かけて往くことをば承知しなかつた。かくの如きことが兩度に及んだが、氏政が日ふには、秀吉は、口さきで天下を取らうと思つて居るが、なせ弓矢にかけて取らないのであるかと曰つた。秀吉は、怒つて、使をよこして戰爭を申し込ませた。こゝに於て、氏政は、城やとりでを修復し、兵糧武器を用意し、關東八州の將士は、いづれも皆、その部下の者共を招めて鎧々の城やとりでを守らせて置いて、そして、自分等は小田原に集まつた。しかるに、家老の憲秀は、ひそかに秀吉に内通した。はじめ、憲秀の子の新六は、戶倉城を守つて居つたが、武田勝頼と戰つて、度々負けたので、氏直は、此事を聞いて、罵つて日ふには、新六の臆病者めが、多く我が士卒を無くしたと曰つたので、新六は、誅殺せらるべき者であつたのを、父憲秀が新六の爲めに命乞をしたので、そこで、死より一等を赦されて、その領地に閉門して居つた。こゝに至つて、新六は、又、憲秀に勸めて、敵(即ち豊臣氏方)の大將なる堀秀政を経て、内通するやうになつたのである。そこで、秀吉は、餌として之に昭はすに伊豆、相模の二國を與へんことを以てして、うち切をなさしめる手筈にしたのであるが、氏政、氏直は、未だ此事を知らなかつたので、憲秀と相談して、親族や諸將を派遣して、それ、手分して、要害の地を守らせることにし、即ち美濃守氏規は葦山を守り、陸奥守氏輝は竹浦を守り、左衛門大夫氏勝は山中を守つた。氏勝は黄八幡の細成の孫であるが、開宮康俊、朝倉重高は、その副將となつて、と守備者たる松田秀植と、も、この山中を守ることになつた。氏政は、刀を康俊と重高とに賜はつて日ふには、しつかり骨を折つて遣つてくれよと曰つた。すると、康俊が日ふには、私は、命がけで此事に従事いたしましたしやうと曰つた。重高は、氏政の前を退いてから、同輩の人に向つて日ふには、北條氏の滅亡することは、此戰役にあるで御座らう。山中の城は、城の普請が未だ十分に出来上つて居ないので、之を拒ぎ守ることを命ぜられたのであるが、これは、我々を敵に棄てると同様で御座る。吾、十餘年このかたの政治をつく、見るに、仕方の間違つて居る事が多う御座るから、この後の結果は、大概分つて居ります、いづれ滅亡は免れぬ事で御座る。諸君御注意なされよと曰つた。

十八年三月。秀吉發兵二十五萬。自將來攻。徳川氏爲其先鋒。二十九日。圍山中城。城兵力戰。斬敵將一柳直末。而敵衆已凌城。齊登。康俊。秀植死之。

氏勝。重高遁走。德川氏軍至酒勾。四月。竹浦及湯本守兵皆潰。西軍來圍小田原。氏直聞諸城失守。議曰。秀吉兵雖衆。而以威力相持。其心必不一。我兵雖寡。而五世君臣也。我欲要秀吉于險。一戰決雌雄。憲秀沮之曰。彼遠來。糧饟不繼。我堅壁淨野。不戰而屈之。是先公已試之策也。何必行危僥倖。氏直乃止。憲秀潛使人告秀吉曰。城西北有石垣山。以爲牙營。則城內情狀。無所遁隱。秀吉從之。一城大驚。

【牙營】城壁を乗り越越える。酒勾……相模に在り。湯本……相模に在り。相持……互に押合つて居る。【不一】一致せぬこと。【五世】……長氏、氏綱、氏康、氏政、氏直。【險】……箱根の險なり。雌雄……勝負。【糧饟】……音リヤウシヤウ。兵糧。【堅壁】……城壁を堅固にする。【淨野】……敵に取られぬやうに、田野の作物を奇麗に刈り取つて仕舞ふこと。【先公】……氏康をいふ。謙信、小田原を攻めしとき、氏康固く守り、肯て出で戦はず、謙信終に軍を引いて去りしこと、前に見ゆ。【城西北有石垣山】……武徳大成には、小田原の西南、笠掛山云々とあり。【牙營】……本陣。【情狀】……様子。【一城】……城中の者悉く。

【附】天正十八年の三月に、秀吉は、軍勢二十五萬を繰り出し、自ら大將となつて來り攻め、德川氏が、その先鋒であつて、二十九日に、山中城を圍んだが、城兵は、力を盡して戦つて、敵（即ち豊臣氏の方）の大將一柳直末を斬つたけれども、敵の多勢の者共は、はや城壁を乗り越越えて一齊に登り、康俊、秀植は、そこで討死し、氏勝、高重は、遁れ走り、やがて、德川氏の軍は、酒勾に到着し、四月に、竹浦及び湯本を守備して居つた兵は、皆、ちりくになつて崩れて仕舞ひ、西軍（即ち豊臣氏の方）の軍は、來つて小田原を圍んだ。氏直は、諸々の城がいづれも守を失つて落城したといふ事を聞いて、評議して曰ふには、秀吉が軍勢は、多勢ではあるけれども、威力を以て互に押合つて持ちこたへて居るので、その心は、必ず一致して居らぬであらう。これに反して、味方の軍勢は、少勢ではあるけれども、五代の間、君となり臣となつて居る間柄である。されば、吾は、秀吉を險阻なる箱根に於て待ち受けて居つて、一戦争して、勝敗を決したいと思ふと曰つた。すると、憲秀が之に異議を挟んで曰ふには、彼れ西軍は、遠方から參つたもので御座りますから、兵糧がつかませぬで御座りませうから、こちらには、城壁を堅固にし、田野の作物を奇麗に刈り取つて仕舞ひましたならば、戦争をしないで、彼れを屈服させるで御座りませう。これは、先般様が已に御試みになつたことのある計で御座ります。どうして、是非とも、危き事を致して、まぐれ幸を求むるやうな事を致さねばならぬと云ふことが御座りませうぞと曰つたので、氏直は、そこで、思ひ止まつて仕舞つた。かくて、憲秀は、ひそかに、人をして秀吉に告げさせて曰ふには、この小田原城の西北に石垣山といふ山が御座りますが、この山を以て御本陣といたされたならば、城内の様子は、残らず分りませうと曰つた。秀吉は此言に従つて、石垣山に本陣を置いたので、城中の者どもは、皆、大に驚いた。

已而上杉景勝。與前田利家。以北陸兵來。攻上野松枝。城守大導寺政繁。出拒于坂本。不戰而走。遂降爲其先導。下厩橋。松山。沼田。蓑輪。河越諸城。進圍鉢形城。城主氏郡在小田原。畱守將士。堅拒不下。西軍別將二人。以秀吉命。徇下野。上總。下總。下之。氏勝逃在其邑甘繩。氏政怒。會德川氏。氏勝答曰。臣何顏見君乎。當死於此。或譖其有貳心。氏政怒。會德川氏。招降氏勝。氏勝遂降之。五月。氏政弟氏房。出襲蒲生氏營。不利。西軍別將陷氏房邑岩槻。畱守妹尾兼延死之。秀吉更遣別將三人。攻館林城。城帶大澤。敵造浮梁濟之。城兵死守不降。秀吉取氏勝書諭之。乃降。六月。西軍合兵攻忍城。謂城可灌也。募土人起堤防。城主成田長康在小田原。畱守知其不可灌也。陰出其人。募以收錢。既就。引水。城不漸一版。而敵沮水不得近。數日堤潰。西軍死者數百人。景勝。利家下鉢形。圍八王子城。城屬氏輝。其畱守橫地監物遁之。狩野一庵。中山家範。金子家重。近藤助實。相謂曰。吾約奧州以死守。其可食言乎。與數百人殊死戰。利家在。高處。望見壯之。問降將。知其姓名。使往降之。至則自殺矣。及事平。德川

氏收用家範二子昭守信吉信吉稱備前守爲水戸傳者也

【坂本】...上野に在り。【先導】...案内。松山...武藏に在り。【沼田】...上野に在り。【襄陽】...上野に在り。【河越】...武藏に在り。【鉢形】...武藏に在り。【氏郡】...北條安房守。【別將二人】...淺野彈正少弼。木村常陸介。【徇】...ふれまはる也。【甘繩】...相模に在り。【譜】...音シン。譏言する。【西軍別將】...上に同じ。【岩槻】...武藏に在り。【別將三人】...石田三成。大谷嘉隆。長束正家。【館林】...上野に在り。【浮梁】...音フリヤウ。舟橋。梁は橋なり。【濟】...わたる。【可灌】...水攻にすることが出来る。【收錢】...實錢を取る。【就】...成る。成就する。【漸】...ひたす。【一版】...八尺を版と云ふ。【堤遺】...堤防が切れる。【八王子】...武藏に在り。【狩野一庵】...本氏は小幡。【奥州】...陸奥守氏輝。【食言】...約束せしことを實行せざること。【水戸傳】...傳は音フ。より役。慶長十一年に信吉を以て、水戸藩頼房の附家老とせしを云ふ。

【開】とかくする中に、上杉景勝は、前田利家と、もに、北陸道の兵を引き連れて来て、上野の松枝城を攻めた。城の守將大導寺政繁は、出で、坂本に拒いだ。戦はずして逃げ走り、とうとうその案内者となつて、麻橋、松山、沼田、襄陽、河越などの諸城を攻め落し、進んで鉢形城を圍んだ。城主の氏郡は小田原に居たが、留守せる將士どもが、堅く拒いで、攻め落されなかつた。西軍(即ち豊臣氏方)の別將二人は、秀吉の命令を以て、下野、上總、下總に觸れまはり、之を降参させた。氏勝は、山中の城を逃げてからは、其領地の甘繩に居たが、氏政、氏直が之を召し寄せると、氏勝は、答へて曰ふには、私は、どの面をさげて貴方に御目にかゝることが出来まじやうぞ。私は此に討死すべきもので御座りますと曰つた。或る人が、氏勝には二心があることを讒言したので、氏政は怒つた。折しも、徳川氏が氏勝を招いて降参せしめやうとしたので、氏勝は、とうとう之に降参した。五月に、氏政の弟の氏房は、出かけて行つて、蒲生氏の陣營を不意撃したけれども、勝利を得なかつた。西軍の別將は、氏房の領地の岩槻を攻め落し、留守して居つた妹尾兼延が、そこで討死した。秀吉は、更に別將三人を派遣して、館林城を攻めさせた。城は大きな澤をめぐらして居つたので、敵(即ち豊臣氏の方)は、舟橋を作つて其澤を渡つて、攻め寄せたが、城兵は、必死となつて之を守つて居つて、なかく攻め落されなかつたのであるが、秀吉は、氏勝からの書面を取り寄せて、之を諭したので、やつと降参した。六月に、西軍は、兵を一處にして、忍城を攻めたが、此城は水攻にすることが出来ると思つたので、土地の人民を募集して、堤防(ドレ)を築き上げた。この時に城主の成田長康は小田原に居たが、留守して居つた將士は、其城をば水攻にすることが出来ないと云ふ事を知つて居つたので、ひそかに、人を出してやつて、敵の募集に應じて、賃錢を取らした。かくて、其堤防は既に出來上つて仕舞つて、水を引いたけれども、その城は、わづかに八尺ほどを水に浸されなかつた。そして、敵(西軍)は水の爲めに隔てられて、城に近づくことが出来なかつた。そのうちに、四五日立つと、その折角築き上げた堤防が切れたので、西軍の死んだ者が、數百人に及んだ。さて又、景勝、利家は、とうとう鉢形城を攻め落し、八王子の城を圍んだ。この城は、氏輝に屬して居るので、その留守して居つた横地監物は、遁れ去つて仕舞つたが、狩野一庵、中山家範、金子家重、近藤助實などは、互に申し合つて曰ふには、吾々どもは、陸奥守殿(即ち氏輝)に對して、命がけで此城を守ることを約束したから、その約束を履行しないわけには行かぬと曰つて、數百人と、もに、必死になつて戦つた。すると、西軍の利家は、高い處に居つて、之を望み見て、之をあつぱればなる武者振と思つて、降参した大將に問うて、その姓名を知つて、之を使として行つて降参させやうとした。其使者が行つたときには、皆目殺して仕舞つて居た。その後、この小田原の戦役がすっかり落著して後に、徳川氏は、家範の二人の子なる昭守、信吉を召し抱へた。信吉は備前守と稱し、後に水戸藩の御附人となつた者である。

當是時。里見。佐竹氏。及陸奥。出羽豪傑。皆降。秀吉。秀吉舉天下兵。圍小田原。氏政。氏直勵衆堅守。出令曰。諸將士各守其所。毋妄相救。要番休止。休者遊息任意。又分麾下士六百。晝夜巡警。秀吉合圍百餘日。終不能得。一首級。氏規守。葦山。秀吉以七將騎卒五萬攻之。氏規謂其衆曰。此地。我高祖所由而起。而吾受命守之。失一障壁。吾之恥也。衆皆奮激。其將朝比奈泰能等。數出力戰。西軍四面攻擊。死傷無算。乃築長圍。不敢迫。徳川氏將小笠原某。以手兵。傅壁。皆死。秀吉更將疾攻。陷其外城。氏規親督戰。即日復之。八州城壘皆陷。獨小田原。葦山不下。

【陸奥出羽豪傑】...伊達、相馬、秋田、南部、津輕等。【更番】...かはり番に。【遊息】...遊んで身體を休息させる。【任意】...勝手にする。【障壁】...音キカ。旗。【巡警】...城内を見廻つて非常をいましめる。【七將】...織田信雄、蒲生氏郷、蜂須賀家政、福島正則、細川忠興等。【高祖】...先祖。早雲(即ち長氏)を指す。早雲は、はじめ葦山城より起れり。【一障壁】...一重の城壁。【無算】...數へ切れぬほど多し。【小笠原某】...丹波守。【傅壁】...傳は著く也。城壁のきはまで攻め寄せる。【疾攻】...手きびしく攻める。【親督戰】...自身に戰の指圖をする。【誓は、ひきお統ぶる也】。

【開】この時に當つて、里見氏、佐竹氏及び陸奥、出羽の豪傑どもは、いづれも皆、秀吉に降参し、秀吉は、天下の軍勢をつくして、小田原を圍んだ。氏政、氏直は、一同の者を勵まして、堅く拒ぎ守り、命令を出して曰ふには、諸の將士どもは、銘々、受持の場所を守つて居つて、妄りに互に助け合つては相成らぬ。又、かはりばんに休むことにし、休む者は、遊んで休息すること、勝手にするがよいと曰つた。又、旗もとの兵士六百人を分けて、晝夜、城内を巡廻して、非常を警戒して居つた。秀吉は、小田原城を包圍すること百餘日にも及んだが、とうとう一首一つも打ち取ることが出来なかつた。氏規は、葦山城を守つて居つて、秀吉は、七人の大將と騎兵歩卒五萬人を以て之を攻めたが、氏規は、その部下の一同の者に向つて曰ふには、この葦山の地は、わが御先祖が、こゝから起られた所である。そして、今、吾は、仰せを蒙りて此城を守つて居るのであるから、もし一重をでも失つたならば、吾が恥辱であるといつたので、一同の者は皆奮ひ勵んだ。その部下の將なる朝比奈泰能等が、たび／＼城から出で、力を盡して戦ひ、西軍は四方から攻撃したが、西軍の死傷は數の知れぬほど澤山あつた。そこで、西軍は、長

圍を築いて、むざとは押し寄せなかつた。徳川氏の大將小笠原某が、自分の手勢を引き連れて、城壁の近くに攻め寄せたが、皆討死して仕舞つた。秀吉は、大將をかへて、きびしく攻めて、その外丸だけを攻め落した。氏規は、自身に戦を指圖して、直に其日に、その外丸を取り戻した。かくて、關東八州の城とりでは、皆攻め落されたが、たゞ小田原と韭山だけは、落城しなかつた。

氏房在小田原。與敵將浮田秀家對壘。秀家以秀吉旨。遣酒於氏房曰。聊以慰城守之勞。氏房又遺物謝之曰。聊以慰攻戰之勞。秀家遂使言於氏房曰。豐臣氏與北條氏。非有宿怨。偶爾構兵。半歲不決。徒使天下人膏鋒鏑。今誠議和弭兵。則封以伊豆相模。氏房以告氏政弗答。時堀秀政既死。子秀治以秀吉密書投憲秀。憲秀欲導敵兵入城。少子英春爲氏直所寵。常侍左右。憲秀召而告之。英春號泣固諫。憲秀弗聽。而止英春。不使復入。遂與秀治約。約既定。英春夜以鎧櫃自盛。入見氏直曰。君苟宥一人之死。則臣請告大事。誓而後告。氏直大愕。召憲秀。詰而囚之。英春請宥其死。弗聽。秀治踐約。至松田氏壘下。待報三日。望見其旗幟。皆變。乃去。

【宿怨】…古くからの怨。【偶爾】…音グウジュ。ふとした事。【膏鋒鏑】…鋒さきや矢さきに膏血をぬる。戦争の爲めに死すること。鋒は、ほこさき。鏑は音テキ。矢さき也。【弭】…やむ。【英春】…左馬助。【以鎧櫃自盛】…鎧櫃は音ガイトク。鎧びつ。鎧を入れる箱。盛は、もる。鎧櫃の中に自分の身を入れる。憲秀に知られぬやうに氏直のもとに至らんが爲めなり。【踐約】…約束の通り履み行ふ。

氏房は、小田原に在つて、敵の將浮田秀家と、壘を向ひ合つて居つたが、秀家は、秀吉の内命を受けて、酒を氏房に贈つて曰ふには、聊か御籠城の御苦勞を慰めまわらすと云つた。すると、氏房が、又品物を贈つて禮を述べて曰ふには、聊か御城攻の御苦勞を慰めまわらすと云つた。つた。かくて、秀家は、とうく、人を遣つて氏房に言はしめて曰ふには、豊臣氏は、北條氏と、何も古い怨があるのでは御座らぬが、たゞ、ふとした事で、戦争を始めて、半年に至るまで勝負が付かず、徒らに天下の人をして鋒さきや矢さきに膏血を塗らしめるのみで、誠に詰らぬことで御座る。今、若し誠に和睦をして軍を罷めること、もならば、伊豆、相模の二國を以て北條氏を封ずることに致さうと曰つた。氏房は、此事を氏政に告げたが、氏政は何とも返事をしなかつた。その時に、堀秀政は、はや死んで仕舞つて、その子秀治が、秀吉の密書を以て、憲秀の處へ投げ込んだので、憲秀は、敵兵を案内して此小田原の城中に入らしめやうと思つた。憲秀の末子の英春は、氏直に寵愛せられ、平生、氏直の御側に仕へて居つたが、憲秀は、呼び寄せて此事を告げた。すると、英春は、泣き叫んで、たつて諫めたけれども、憲秀は聞き入れず、そして、英春を止めて置いて、再び氏直のもとに入らしめやうにし、とうく、秀治と約束して仕舞つた。その約束が、はや決定してから、英春は、夜、鎧櫃の中に、自分の身を入れて、人目を忍び、入つて氏直に御目に懸つて曰ふには、わが君が若し一人の死罪を御赦し下されませうならば、私は大事を申し上げたいと思ひますと曰ひ、氏直が赦してやるとの誓を爲して後に、事實を告げた。氏直は、大に愕き、憲秀を召し出して、詰問した後、これを拘禁した。英春は、先刻の誓によつて、其死罪を赦されんことを願つたけれども、氏直は聞き入れなかつた。一方では、秀治は、約束の通りに、松田憲秀の壘の下に來て、その知らせを待つて居ること三日間であつたが、その旗や幟を望み見ると、皆、松田氏のものとは變つて居たので、何か異變があつたのであらうと思つて、そこで、引き返して仕舞つた。

秀吉百方誘降。使黑田孝高、羽柴勝雅。因氏房說曰。方今北條氏之勢。如魚在釜中。而烈火烹之。盍及今納降。取二國以存先祀。氏房妻子。囚于岩槻。亦以書乞哀。氏房心折。勸氏政降。氏政曰。吾承父祖業。主於八州。爭武而失之。吾不必憾也。納降計存。死且不能。已而成田長康等。亦送款於西軍。親臣宿將。互相疑阻。交勸和議。七月。秀吉使徳川公諭。氏規曰。子之武已多矣。今和議將成。子猶何守。宜來贊其議。答曰。氏規習於戰。不習於和。未能應命。徳川公請。氏直書諭之。氏規不得已。撤守備。約封土事。自小田原西門入。則氏直已自南門出。蓋秀吉以陰謀。間疏其父子。

故氏直惶惑。不俟約而出也。於是氏直就德川氏陣。請曰。願宥氏政以下。則亟致城矣。德川氏以有姻戚之嫌。教之因羽柴勝雅以告秀吉。秀吉曰。吾當依其所請。獨其封土以二總代伊豆相模。氏規聞之。恚曰。吾悔爲老賊所誑。將歸葦山復修守備。氏直弗許。乃誅憲秀。致城於德川氏。出城內士民。限以三日。氏政與弟氏輝。出在醫師安棲宅。秀吉憚氏政剛武。又變約。遣使者五輩。就其舍。令自殺。使者至。難言之。氏政。氏輝察其色。請閒沐浴。作絕命辭。自裁。氏規將殉之。監吏奪刀。不得死。秀吉宥氏直。令率氏規。氏房。氏郡。英春等數十人。入高野山。給以萬石。明年。氏直病卒。年二十一。英春去仕前田氏。自長氏國于相模。至是五世。九十餘年。乃滅。

【二國】……伊豆相模。【存先記】……先祖の祭をつける。即ち家を斷絶させぬこと。【心折】……心くじく。氣の挫けること。【争武而失之】……戦争した後に取られること。【疑阻】……音ギツ。疑ひ合つて隔心あり打ち解けぬこと。【子之武已多矣】……孤城を守つて屈せざりしを賞する也。【撤守備】……防ぎ守るべき備を取り拂ふ。【開籠】……音カンロ。仲を隔て、疎遠にする。【其父子】……氏政、氏直を指す。【惶惑】……おそれあはれて、迷ふこと。【不俟約】……封土の約定を俟たざる也。【亟】……マカヤカに。【致城】……城を明け渡すこと。【姻戚之嫌】……嫌は疑なり。縁類であるといふ氣がね。氏直、德川氏に娶る。故に云ふ。【二總】……上總、下總。【老賊】……手にをへぬ悪がし。【惡漢】……秀吉を指す也。【安棲】……田村安棲。【使者】……豐臣記には四輩に作る。德川記も亦同じ。こは、德川氏の遣はせし所の榊原康政をも併せ言ふならんか。【難言之】……之を言ふには、かゝる言ひ出しにくい。【察其色】……その顔色を見てそれと知る。【請閒】……暫時の猶豫を請ふ。【絶命辭】……辭世の文句。【自裁】……自殺する。【殉】……音ジュン。殉死する。追ひ腹を切る。【監吏】……檢視の役人。【五世】……長氏、氏綱、氏康、氏政、氏直。【九十餘年】……明應四年より九十六年なり。

【調聲】 秀吉は、いろく様々と手を盡して、誘うて降参させやうと思つて、黒田孝高と羽柴勝雅とをして、氏房を傳手、ツテとして説かして

曰ふには、只今、北條氏の有様は、魚が釜の中に在つて、下から強い火で煮られるやうな者で御座る。今のうちに、降参を申し込んで、伊豆、相模の二國を貰ふことにして、先祖の祀の絶えぬやうに成されては、如何かと曰つた。氏房の妻子は、岩槻に拘留されて居つたが、これも亦、手紙を以て、命だけは助かるやうにして下さいと云つて来たので、氏房は氣がくじけて、氏政に、降参することを勧めた。すると、氏政が曰ふには、吾は先祖の遺業を受け繼いで、關東八州の主となつたのであるが、戦の勝負を争つた上で、之を失ふのであれば、吾は、左のみ殘念であるとは思はぬのである。降参を申し込んで、命を長らへんことを許る様な事は、死んでも出来ないと曰つた。とかくする中に、成田長康等も亦、好みを西軍に運び、親しい臣下、故参の大將たちも、互に疑ひ合つて隔心が出来て、かばるゝ、和睦することを勧めた。七月に、秀吉は、德川公をして氏規を論さしめて曰ふには、貴殿の武勇なる勳は、今までに於て、もはや十分で御座る。今や、和睦の相談が出来か、つて居るのに、貴殿は、また、何を守つて居られるのか。それよりも、來つてその和睦の相談を賛成いたされるが宜しう御座ると曰つた。氏規が答へて曰ふには、私は、戦争には慣れて居るけれども、和睦することには慣れて居りませぬ。折角ながら、まだ貴殿の仰に従ふことは出来ないと曰つた。德川公は、そこで、氏直の手紙を讀み受けて、之を論したので、氏規は、已むを得ずして、防ぎ守るべき備を取り拂つて、かの伊豆、相模の二國の領地の事を約束して、小田原城の西門から入つた。そのときに、氏直は、おそれあはれて、約束をも待たずして出て仕舞つたのである。こゝに於て、氏直は、德川氏の陣屋に往つて、請うて曰ふには、どうぞ氏政以下の者を赦して下さい。さうすれば、早速城を明け渡すで御座らうと曰つた。德川氏は、氏直と縁類の間柄であるのを憚り氣兼ねして、氏直をして羽柴勝雅にたよつて、その事を秀吉に告げて貰ふやうにさせた。すると、秀吉が曰ふには、吾は、氏直の願の通りに致すべきである。たゞ、其領地の一件は、上總、下總を以て伊豆、相模に代へることに致さうと曰つた。氏規は、此事を聞いて、むととして腹を立て、曰ふには、われは、この惡がし。この惡黨にだまされたのは、まことに殘念である。と曰つて、まさに、葦山に歸つて再び防ぎ守るべき備をなさうとしたが、氏直は許さなかつた。そこで、憲秀を殺し、城を德川氏に明け渡し、城内に居る士民を城外に出して仕舞ふのに、三日間を日限とした。かくて、氏政は、弟の氏輝と、ともに、城を出で、醫師の安棲といふ者の家に居つたが、秀吉は、氏政が剛毅にして武勇なるを忌み憚つて、又、約束を變へて、使者五人を派遣して、其家に往つて、氏政をして自殺させることにした。五人の使者は、到着したけれども、此事を言ひ兼ねて居つたが、氏政、氏輝は、使者の顔色によつてそれと推察し、しばらくの暇を請うて、沐浴し、辭世の文句を作つて、自殺した。氏規は、そこで殉死しやうとしたが、檢視の役人が其刀を奪ひ取つたので、死ぬることが出来なかつた。秀吉は、氏直を赦し、氏規、氏房、氏郡、英春など數十人を引き連れて高野山に入らしめ、扶持として一萬石を與へた。明るる年に、氏直は、病氣で死んだ。その年は二十一歳であつた。英春は、去つて前田氏に奉公した。長氏が相模に國を構へてから、こゝに至るまで、五世、九十餘年にして、北條氏は亡びて仕舞つた。

後秀吉思氏規忠勇。以爲狹山城主。食萬石。其後。氏盛。氏信。氏宗。氏治。氏朝。父子相襲。歷事豐臣氏。德川氏。氏勝降德川氏。爲岩畱城主。食萬石。關原之役。守岡崎。慶長中。卒。養保科正直子氏重。大坂之役。氏重在先鋒。

後數徙封。終爲掛川城主。病卒。無嗣。國除。

【後北條氏】河内に在り。【岩室】三河に在り。【岡崎】三河に在り。【慶長】後陽成帝の時の年號。【掛川】遠江に在り。【國除】改易となる。領地を沒收される。

【關原】その後、秀吉は、氏規が忠義にして勇武なることを思ひ、狭山の城主として、一萬石を領せしめた。其後、氏盛、氏信、氏宗、氏治、氏朝は、父子相繼いで、豊臣氏、徳川氏に引き續いて事へた。氏勝は、徳川氏に降参して、岩室の城主となつて、一萬石を領し、關原の戦に、岡崎を守つて居つたが、慶長年中に死んだ。保科正直の子の氏重を養子とした。大阪の戦役に於て、氏重は先鋒に居つた。後、たびく領地を變へられ、仕舞には掛川の城主となり、病氣で死んだが、跡嗣が無かつたので、領地は沒收せられ、家は斷絶した。

外史氏曰。余聞。早雲嘗召儒士。說黃石公三略。其首有言。曰。主將之法。務攬英雄之心。早雲聞之曰。止矣。吾既得之矣。不復使說。嗚呼。有以夫。其以流寓漂泊之人。據有八州。以開五世之基也。夫足利氏。隳其綱維。權臣內鬩。海内戰爭。所以然者。無他故焉。天下英雄。各以其心爲心。而主將不能收攬之焉耳。

【黃石公三略】黃石公が漢の張良に傳へたりと稱せらるる、兵書の名。武經七書の一。上略、中略、下略の三に分てり、故に三略と稱す。【攬】とらふ、とり込む、撮持なり。【止矣】やめよ。【吾既得之】吾はもはや其事を會得した。【有以夫】まことに道理である。【漂泊】水の上にとらふまふが如く、うろつきまはつて、一定の住所なきを云ふ。【隳其綱維】綱も維も共に大綱なり、天下を治むる大本に喻ふる也。天下を治むる大綱を取り落すこと。【權臣】山名、細川、赤松、畠山などを云ふ。【内鬩】内にせめぐ、内輪喧嘩する。【收攬】音シウラン。收め取る、引き寄せて我が者とす。【關原】外史氏論じて曰く、余は聞いたことがあるが、早雲は、ある時、學者を呼び寄せて、黃石公の三略といふ兵書を講義させたが、其最初に曰つてあるには、主將たる者の法は、出来るだけ、英雄の心を引き附けて取り込むのであると曰つてあつたが、すると、早雲は之を聞いて曰ふには、もう講義をすることを止めよ、われは、もはや其書の極意を會得したと曰つて、再び講義をさせなかつたと云ふことである。あ、早雲が、一定の住所なく、あちろちちろと、うろつきまはつて身でありながら、關東八州を手に入れて立て籠り、そして、五代の基を開いたのは、誠に譯のあることである。一體、足利氏は、政治のしめくりにする大本を取り落し、權勢ある臣下共は、内輪喧嘩をなし、天下中が戰爭したが、さうなつたのは、他の譯では無く、天下の英雄が、銘々、自分々々の心を以て心として、そして、主將たる者が、之を取り込んで統べることが出来なかつたからである。

早雲蓋早有見於此。以爲天下之事可知已。故仗一劍之任。周流天下。以求用武之地。一得其地。雲蒸龍變。莫之或拒。夫以兩上杉氏百年故家。財賦之富。兵馬之雄。而早雲以赤手圖之。奚異錐鑿山哉。乃能戰勝攻取。制其死命者。果何所恃而然歟。亦以其結納英雄。得其驩心。兵寡而志一。地狹而力合。如同舟濟江。不期而救。以此臨敵。雖橫行天下。無難。而況於兩上杉氏乎。

【仗一劍之任】仗は、よる也、たよりとする。任は、擔なり、負なり、即ちもち物の義。一振の劍のもち物をたよりとして。【周流】めぐる。【雲蒸龍變】雲がむらぐと起り、龍が勢を得て變化して天に上るが如く。其の勢に乗じて盛に興りたるを喻へたる也。【赤手】空手。【錐鑿山】小さい錐を以て大なる山を掘る。及びもなきことなるを喻へたる也。【乃能】それであるのに能く。【制其死命】生かすも殺すも、我がさばき次第になる。【結納】結び込む。【同舟濟江不期而救】見ず知らずの者でも、同じ舟に乗り合はせて居れば、危急の際には、待ち設けずして助け合ふ。孫子に云はく、吳人と越人とは相惡し。其の舟を同じうし濟つて風に遇ふに當りては、其の相救ふや、左右の手の如しと。【橫行】大威張りで勝手氣儘に動く。【早雲は、大體、早くから、この點を見極めて居つたので、天下の事は、今後如何なるか、知れ切つて居ると、思つて居つたであらう。それ故にわづかに一振の劍の荷物をたよりとして、天下の諸國を經廻り歩いて、わが武勇を用ふべき土地をさがし求めて、一たび其場所を見附けると、雲がむらぐと起り龍が勢を得て變化して上天するが如く、盛んなる勢で勃興して、何人も之を拒ぐことの出来るものは無かつた。一體、山内、扇谷の兩上杉氏は、百年以來の舊い家柄で、財産収入も豊富で、兵馬も強く勝れて居つたのに、早雲が、から手で、之を攻め取らうと企てたのは、どうして、小さな錐を以て大きな山を掘りうがたうとするのと異ならうぞ、とてもく及びもつかぬことであるらしかつた。しかるに、戦ふときは勝ち、攻めるときは取り、とうく、その急所をおさへて、殺さうと活かさうと自分の勝手にする事が出来たのは、これは、果して、如何なる恃とすべき者があつて、さうなつたのであるか。これも亦、早雲が、英雄を取り込んで、その歡びの心を得て居つたからで、兵數は少いけれども其志は一致し、土地は狭いけれども其力は自ら結合して居つて、たとへば、同じい舟に乗つて水をわたるときは、危急なる場合には、見ず知らずの者でも、互に救ひ合ふが如きもので、これを以て敵に臨んだならば、天下中を大威張りで歩きまは

ること六かしくは無いのである。まして、兩上杉氏などは、何でも無い事である。

氏綱。氏康。所以續緒業。致強大者。亦由此道也。至於氏政。氏直。已代兩上杉。以擅八州之富強。意滿志侈。不復用心於此。上下漸遠。君民不親。欲恃區區之法令。以制馭其下。而不知其下之心既已去之矣。將何恃以抗天下勁敵邪。

【續緒業】……續は、繼ぐ也。緒は音チヨ、絲口なり。早雲が絲口を開いておいた事業を繼續する。【此道】……人心を收攬するの道。【意滿】……心に十分なりと思つて満足する。【志侈】……志がむごりたかざる。【不復用心於此】……もはや人心を收攬することに心を用ひぬ。【區區】……小さな貌。いさゝかなる。

次に、氏綱、氏康が、早雲の始めて置いた事業を承け繼いで、ますます其國力を強大ならしめたのも、亦、此道即ち人心を收攬するの手段に由つたからである。その後、氏政、氏直に至つては、もはや、兩上杉氏に代つて、土地は富み兵士は強き關東八州の地を自分の勝手にすることが出来たので、心は十分と思つて満足して他に望みなく、志はたかぶりおごりて人に下ることをせず、もはや、この人心收攬の事に心を用ひず、上と下との間は次第々々に遠ざかつて行き、主君と家來との間は親密でないやうになつたのに、しかるに、たゞ、つまらぬ法令を以て其臣下たる者を引きまはして行かうと思つて、そして、其下々の者の心は、すでに離れ去つて仕舞つて居ることを知らなかつたのである。されば、また何をたよりにして、天下の強敵に抵抗することが出来やうぞ。

然豊臣太閤。以不世出之略。加之。以我東照公。左提右挈。率天下之猛將精兵。往問其罪。其勢力足以震撼天地。而合圍半歲。纔能舉之者。非以其父祖之收攬人心。有固結不可解也哉。

【不世出】……音フセイシユツ。世ごとには出でざる、世に稀れなる。【加之】……しかのみならず、其上に。【東照公】……徳川家康を云ふ。【左提右挈】……音サテイイウケツ、相扶持する也、互に扶け合ふ。【問其罪】……その罪のあるのを吟味する。即ち征伐せしこと。【震撼】……音シンカン。震は振ふ也、撼は揺らす也。ふるひうごかす。【纔能舉之】……やつとの事で之を攻め落すことが出来た。舉は拔く也。【固結】……固く結び合ふ。

然れども、豊臣太閤が、世にも稀れなる才略を以てし、その上に、わが東照公(即ち徳川家康)があつて、互に助け合ひ、天下中の勇猛なる大將とすべし、拔きの強い兵士とを引き連れて、出かけて行つて征伐したる、その勢の盛んなることは、天地をも振り動かすことが出来る程であつたのに、しかるに、城を圍むこと半年の久しきに及んで、やつとの事で之を攻め落すことが出来たのは、氏政等の父祖たる早雲、氏綱、氏康が人心を引きつけ取り込んで置いたのが、まだ、固く結び付いて居つて、容易くは解きほぐす事の出来ないところがあつた爲めではあるまいか。

# 日本外史講義卷之十終



南木夢 (日本樂府)  
夢南木。夢覺君主心自卜。四外羽書雜。飛鏃。擁衛萬乘。一木足。南木與。帝座寧。南木覆。帝座蹙。帝座已安遺。所庇。獲鹿喪。鹿真夢寐。老根蟠。地護。病龍。猶有由藥。戰北風。

劍截箭 (同上)

睜開雙劍繞頭舞。電光橫截箭如雨。臣身自許係安危。臣胃容受賊箭集。下馬授。公公且奔。報國不唯報公恩。無奈重瞳却翳昏。不庇克用。庇米溫。君不見。天子雖醉天不醉。裔孫却管此天地。

兩塊肉 (同上)

影前抽刀哭聲長。臣腹可屠無他腸。不果屠汝腹。却屠哀哀兩塊肉。乳媪無刀。在手裡。猶能即時噉舌死。

攬英雄 (同上)

主將務攬英雄心。一語於我是金鍼。汝勿復說吾會意。人和終得八州利。君不見兒孫唯恃函山翠。

大正二年十二月二十五日印刷  
大正二年十二月二十八日發行

漢文講義第廿三編外史二

定價金五拾錢



編輯發行者

興文社

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

代表者

鹿島長次郎

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

印刷所

興文社工場

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地  
振替貯金口座東京一八四四番

興文社

275  
140

終

